

史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画書

平成27年3月

三木市教育委員会

はじめに

三木市は兵庫県南東部、東播磨の東端に位置します。かつては播磨国^{はりまこく}美嚚郡^{みのうぐん}の大部分を占め、姫路・有馬・京都を結ぶ湯の山街道が摂津国との国境に位置する重要な位置を占めておりました。当市初めての国史跡である三木城跡及び付城跡・土塁は、三木合戦に関する遺跡群であり、我が国の戦国時代の合戦史を理解する上で大変重要なものであります。これらの遺跡群を後世に伝えていくことは、私たちの責務です。

また、これらの遺跡群は、立地的にも様々な場所に点在しており、地域の皆様をはじめとする関係機関との協働により、積極的な保存と活用を図っていくことが大切であると考えます。そこでこの度、この遺跡の歴史的・文化的価値を明確にし、適切な保存管理と整備活用の基本的な方針を定めるものとして、「史跡保存管理計画」を策定いたしました。今後事業の進展に伴い様々な課題も出てくると存じますが、本計画を基本として有効に保存活用され後世に引き継がれていくことを願っております。

最後になりましたが、史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」保存管理計画策定委員会の諸先生方、遺跡が所在する地域の皆様、その他関係機関の皆様に対しまして深く感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

兵庫県三木市教育委員会
教 育 長 松 本 明 紀

例 言

- 1 本書は、三木市が平成 25 年度から 26 年度の 2 か年において、国庫補助事業により実施した史跡^{み きじょうあと}三木城跡及び付城跡^{つけじろあと}・土塁^{どるい}の保存管理計画策定事業の報告書である。
- 2 本保存管理計画は、三木市教育委員会が事業主体となって策定した。
- 3 本保存管理計画の策定の経過は「第 1 章 保存管理計画策定の経緯と目的」に示したとおりである。
- 4 本保存管理計画の策定にあたっては、事務局を三木市教育委員会文化スポーツ振興課が担当した。
- 5 保存管理計画の策定に際し、同策定委員会の諸氏をはじめ、文化庁文化財部記念物課、兵庫県教育委員会事務局文化財課から指導・助言を受けた。
- 6 本事業では、報告書の策定、植生調査を、株式会社 都市景観設計に委託して実施した。
- 7 本報告書の編集・執筆は、同策定委員会において協議・検討した内容により、事務局が行った。

目 次

■第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

第1節	保存管理計画策定の目的と必要性	1
第2節	国史跡指定に係る経緯	2
第3節	保存管理計画策定委員会の設置	19
第4節	委員会の開催経過	21

■第2章 三木市の概要

第1節	地理・自然環境	22
第2節	社会的環境	23
第3節	歴史的環境	25

■第3章 史跡三木城跡及び付城跡・土塁の概要

第1節	史跡の概要	33
第2節	史跡の現況	59

■第4章 保存管理

第1節	史跡の本質的価値	79
第2節	史跡を構成する要素	79
第3節	保存管理方針	115
第4節	現状変更等の取扱い方針及び基準	131
第5節	未指定地域の取扱い	137

■第5章 整備・活用

第1節	史跡整備活用の基本方針	138
第2節	整備計画	139

■第6章 史跡の管理及び運営体制

第1節	管理及び運営体制の基本方針	149
第2節	保存管理の運営体制	149
第3節	市民参加の管理運営体制	149
第4節	庁内の協力体制の強化	150

■第7章 今後の課題

第1節	未指定地の課題	152
第2節	史跡の保存管理上の課題	153
第3節	史跡整備上の課題	153

■資料編

1	古絵図	資料1
2	古写真	資料7
3	関連文化財	資料17

第 1 章 保存管理計画策定の目的と経緯

第 1 節 保存管理計画策定の目的と必要性

1 保存管理計画策定の目的

保存管理計画は、史跡三木城跡及び付城跡・土塁の価値を維持し次世代へと確実に継承していくために、史跡の本質的価値（三木合戦の状況を具体的に知ることができる城に残された曲輪や土塁、堀などの遺構。）を明確にした上で、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定を目的とするものである。

また、史跡三木城跡及び付城跡・土塁の場合、戦国時代における攻城戦の大きな転換点となる遺跡群として歴史を学ぶためには欠くことのできない生きた教科書である。こうしたかけがえのない歴史遺産を適切に整備活用し後世に継承していくことで、市民の誇りとなり、歴史文化遺産を活かした個性ある三木のまちづくりの礎へとつなげていくものである。

2 保存管理計画の必要性

羽柴秀吉は、鳥取城や備中高松城などでも広範囲に堅固な包囲網を築き、城への兵糧供給路を分断する攻城戦を得意とした。三木合戦はその最初の事例であり、三木城跡及び付城跡・土塁は、戦国期の合戦の過程や全容を具体的に把握する上で重要な遺跡であることから、平成 25 年（2013）3 月 27 日、国史跡の指定を受けた。

しかし、三木合戦後の史実とは無関係の建築物や石碑などの建造物もあり、また、これまでの開発等により遺構が破壊されている所があるものの具体的な対応方針を示せない状況にあること等から、保存管理の計画を早急に策定する必要があった。



三木城跡（中央右）及び平井山ノ上付城跡（右奥）を望む（前田広之氏撮影）

3 保存管理計画の計画対象範囲

当保存管理計画の対象範囲は、平成 25 年 3 月 27 日に指定された史跡三木城跡及び付城跡・土塁とその周辺環境を含む範囲内とする。

第2節 国史跡指定に係る経緯

1 遺跡の保護に向けた動向

三木城跡は、早くから地域住民に親しまれており、明治時代には三木城本丸跡が公園（上の丸公園）になったほか、昭和に入り、学校施設、保育所、図書館、美術館などの公的な施設が建てられるなど、一種の文教ゾーンとして活用されてきた。現在も図書館や美術館には、多くの利用者が賑わい、上の丸公園も別所公春まつりなどのイベント会場などとなって、盛り上がりを見せている。

こうした中、市内に残る貴重な文化遺産をどのようにして保存し、活用していくのかという思いが市民の間で高揚し、とりわけ市街地の中心部に位置する三木城跡の保存と活用が大きくクローズアップされるようになってきた。

そこで、平成12年、三木市議会の中に「上の丸城址公園整備特別委員会」（以下「特別委員会」という。）が設置され、本格的に三木城跡の保存と活用について検討が図られることとなった。特別委員会設置後は、年2回程度委員会を開催することとし、また勉強会を随時開催することとされた。また、地域住民との意見交換会なども開催し、意見の把握に努めた。平成16年8月には「三木合戦は語る－戦国時代からのメッセージ」と題したシンポジウムが開催された。

特別委員会が設置されてから5年後の平成17年2月、特別委員会中間報告の中で「歴史的遺産を活用しながら、市民に親しまれる公園づくりを」との文言が盛り込まれたのを受け、平成17年4月には、三木市企画部企画政策課が事務局となって庁内に「上の丸城址公園整備推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という）を設置、さらに保存と整備のあり方について検討を進めることとなった。

プロジェクトチームでは、懸案となっている三木城跡内に存在する多くの公共施設や城とは関係がないものの取扱いについても協議がなされ、公共施設の遺跡外への移転を基本方針とするとともに、兵庫県教育委員会とも意見交換を行い、これまでの学術調査の結果や三木城の歴史的価値など踏まえ、①適切な文化財の保護のためには国の史跡指定を受ける必要がある。②本市が三木合戦の舞台であるとの特殊性から三木城と織田方の付城を合わせて国の史跡指定を受けることが望ましいとの指摘を受けた。

おりしもこの年の3月には、本市が国の地域再生計画の認定を受け、三木城の眼下に位置する湯ノ山街道筋の中心市街地について、「市民との協働による歴史文化の香るまちづくり－中心市街地の再生と市民融和」に基づくまちづくりが本格的にスタートしたところであった。こうした気運もあって、プロジェクトチームにおいては、遺跡の適切な保存と活用のためには、遺跡の本質的価値を損なうことなく市民に広く活用していただくことが求められるとし、国の史跡指定が不可欠との結論に達した。また、それは、中心市街地の活性化にもつながるものであるという考えに基づくものでもあった。

そこで、同年8月24日の特別委員会において、行政の側から三木城をはじめとする三木合戦の関連遺跡については、国の史跡指定を目指すとともに、史跡指定後の適切な活用を図ることを提案し、特別委員会からも「各課の密接な連携の下、事業を推進してもらいたい」と、市議会としても事業推進に積極的な姿勢が示された。

この結果、平成18年4月、三木市教育委員会内に有識者4名からなる「三木城跡及び付城跡群学術調査検討委員会」を設置し、三木城跡及び付城跡群についての保存に向けての本格的な検討が開始されることとなった。4年後の平成22年3月、検討委員会での研究、調査を『三

木城跡及び付城跡群総合調査報告書』にまとめ、学術的な評価を行った。また、一方で遺跡を保有する地権者や国有地を管理する近畿中国森林管理局からの同意取得を進め、平成 24 年 7 月 26 日付けで、「三木城跡及び付城跡・土塁」398,957.47 m²を史跡三木城跡及び付城跡・土塁として、文部科学大臣あて史跡指定の意見具申を行ったものである。

2 史跡指定内容

三木市が意見具申を行ったことを受け、同年 11 月 16 日に開催された文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、文部科学大臣に答申がなされ、平成 25 年 3 月 27 日付けの官報号外第 63 号告示により史跡に指定された。

また、管理団体については、平成 27 年 3 月 11 日付けの官報告示により、三木市が管理団体に指定された。

指定通知の内容

① 指定名称	三木城跡及び付城跡・土塁
② 指定年月日	平成 25 年 3 月 27 日
③ 所在地	兵庫県三木市上の丸町 他 ※官報告示写（別紙 1）のとおり
④ 面積	398,957.47 m ²
⑤ 選定理由 基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 （昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部 2（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）による。
説明	天正 6 年（1578）から 8 年にかけて織田信長と別所長治の間で行われた三木合戦に関わる城跡と土塁群。領主の居城と、付城・土塁といった織田方により造られた包囲網を一体として保護する初めての史跡である。 （織田信長軍による城攻めの様子を具体的に知ることができる遺跡）

指定説明詳細（『月刊文化財』593 号〈平成 25 年 2 月号〉より抜粋）

三木城跡は三木市の中央部、美^{みの}囊^{うがわ}川に面した釜^{かま}山と呼ばれる丘陵上に立地する城跡である。

15 世紀末に別所則治が築城して以来、天正 8 年（1580）、織田信長による播州攻めにより落城するまでの間、東播磨で最大の勢力を誇った別所氏の居城であった。天正 5 年 10 月、織田信長は羽柴秀吉に中国の毛利攻めを命じた。別所氏の当主長治は、当初、織田方に味方したが、翌 6 年 3 月、秀吉と対立し毛利方となったことにより、播磨全域を舞台とした、いわゆる三木合戦が始まる。合戦は同年 7 月、神吉・志方の両城を落とした織田信忠軍が三木に陣を構えたことを契機に、1 年半にも及ぶ三木城包囲戦へと移行する。『播州御征伐之事』（天正年間成立か）によると、織田方は 50 から 60 に及ぶ付城と番屋や堀、柵などを設け、三木城への兵糧の搬入を阻止したという。合戦の進行にしたがい、織田方はこの包囲網を次第に狭め、兵糧が枯渇した別所方は、天正 8 年 1 月に秀吉の降伏勧告を受け入れ開城した。

その後、三木城には秀吉により城代が置かれ、天正 13 年からの 8 年間は中川秀政の居城、池田輝政の姫路入封後は池田氏の家老伊木氏が入城するが、元和の一国一城令（元和元年〈1615〉）により破却されたと考えられている。その間、三木城は何度かの改変を受けたようであるが、昭和 56 年から断続的に実施されている三木市教育委員会による発掘調査では、堀や礎石建物、備前焼大甕を据え付けた土坑群など、別所氏が統治した時代の遺構が良好な状態で遺存することが明らかになった。また、堀跡からは宴などの場で食されたと考えられる鶴の骨が出土するなど、国人領主の生活を知る上で重要な成果が上げられている。

三木合戦の際に織田方が築いた付城については、『別所軍記』（17 世紀後半）、『播磨鑑』（宝暦 12 年〈1762〉）、『播州三木城地図』（天保 12 年〈1841〉）などに記されている。付城は、三木城を取り囲むように配されており、三木城跡の北側の丘陵上には、平井山ノ上付城跡をはじめとする 10 か所、南側には、西から法界寺山ノ上付城跡、高木大塚城跡、高木大山付城跡、シクノ谷峯構付城跡、明石道峯構付城跡、小林八幡神社付城跡などの 17 か所が確認されており、そのうち併せて 20 城が現存している。

平井山ノ上付城跡は天正 6 年 7 月に織田信忠により築かれ、後に秀吉の本陣が置かれたと伝えられる付城跡である。三木城跡の北東約 2.8 キロメートルの山上に立地し、付城の中でも群を抜く規模をもつ。山頂部に東西に細長い主郭を置き、北斜面には複数の曲輪が展開する。三木城跡を挟んで平井山の対角の位置にあたる法界山ノ上付城跡は、宮部善祥坊の陣跡と伝えられる。平井山ノ上付城跡に次ぐ規模をもち、山頂部には周囲を土塁で囲んだ方形の主郭とそれに西接する長方形の曲輪を有する。

また、法界山ノ上付城跡の南東隅から南側の付城を連結する 2～4 重の土塁が存在する。この土塁は基底部幅 4～5 メートル、高さ 1 メートル程度で、総延長は約 5.5 キロメートル、そのうち 2.5 キロメートルが遺存している。この土塁は付城と一体となって明石方面からの交通を遮断するために織田方によって築かれ、土塁と土塁の間の空閑地は、織田軍の駐屯地として利用されていたと考えられる。

このように、三木城跡は戦国時代における国人領主の城館の在り方や領主の生活を知る上で重要である。また、三木城跡の周辺には、織田方の付城や土塁が良好な状態で遺存しており、史料にみられる三木合戦の状況を具体的に知ることができる。三木合戦は、後に羽柴秀吉によって、鳥取城や備中高松城などで行われた広範囲に堅固な包囲網を形成させる包囲網戦の最初の例であり、当時の合戦の在り方や展開を知ることができる稀有な遺跡である。今回は三木城跡と織田方の本陣が置かれた平井山ノ上付城跡、さらに付城と土塁による包囲網が良好に残る三木城南側の付城跡のうち条件の整った法界寺山ノ上付城跡、高木大塚城跡、高木大山付城跡、シクノ谷峯構付城跡、明石道峯構付城跡、小林八幡神社付城跡と土塁を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

官報告示写

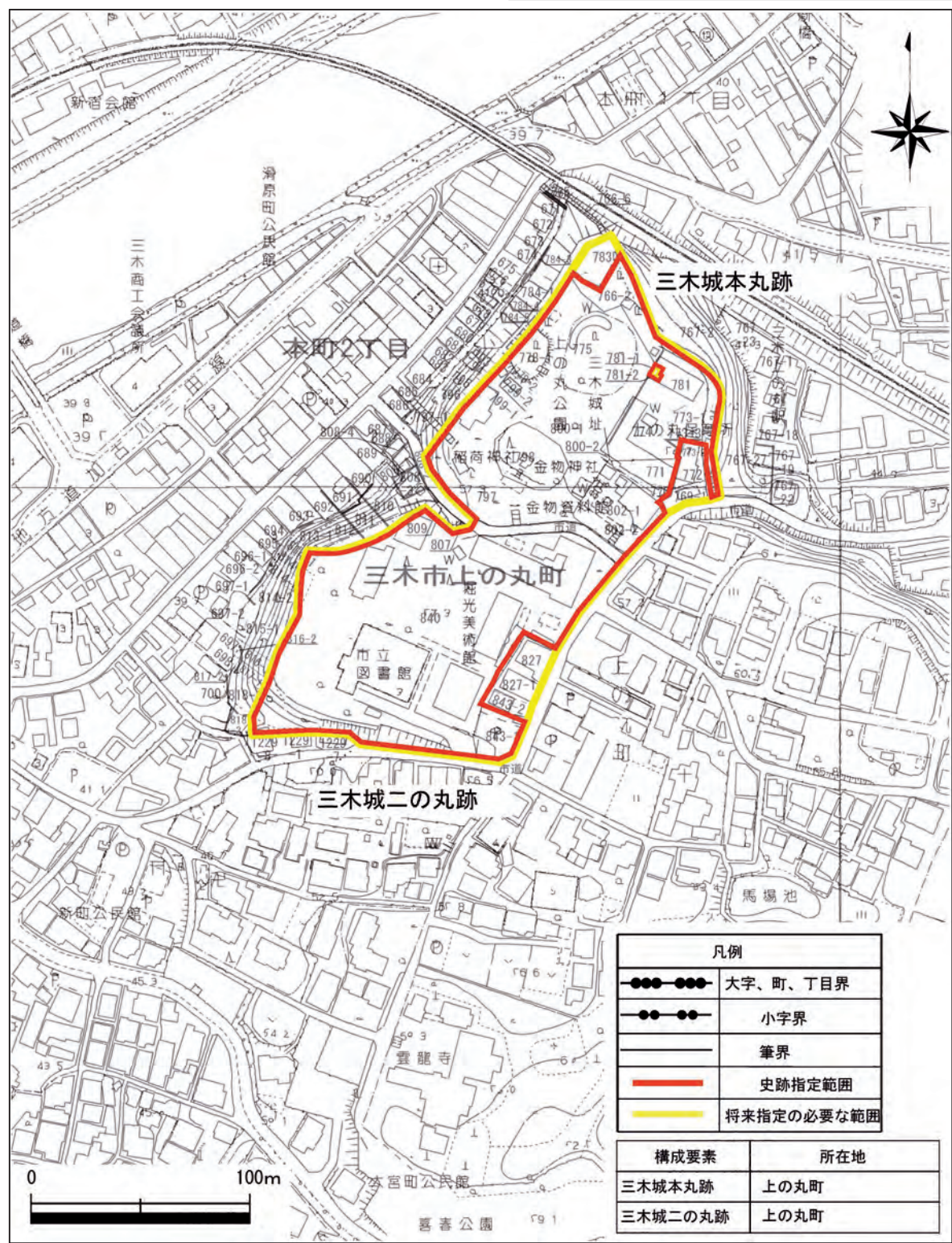
[illegible][illegible]

第1図



第2図

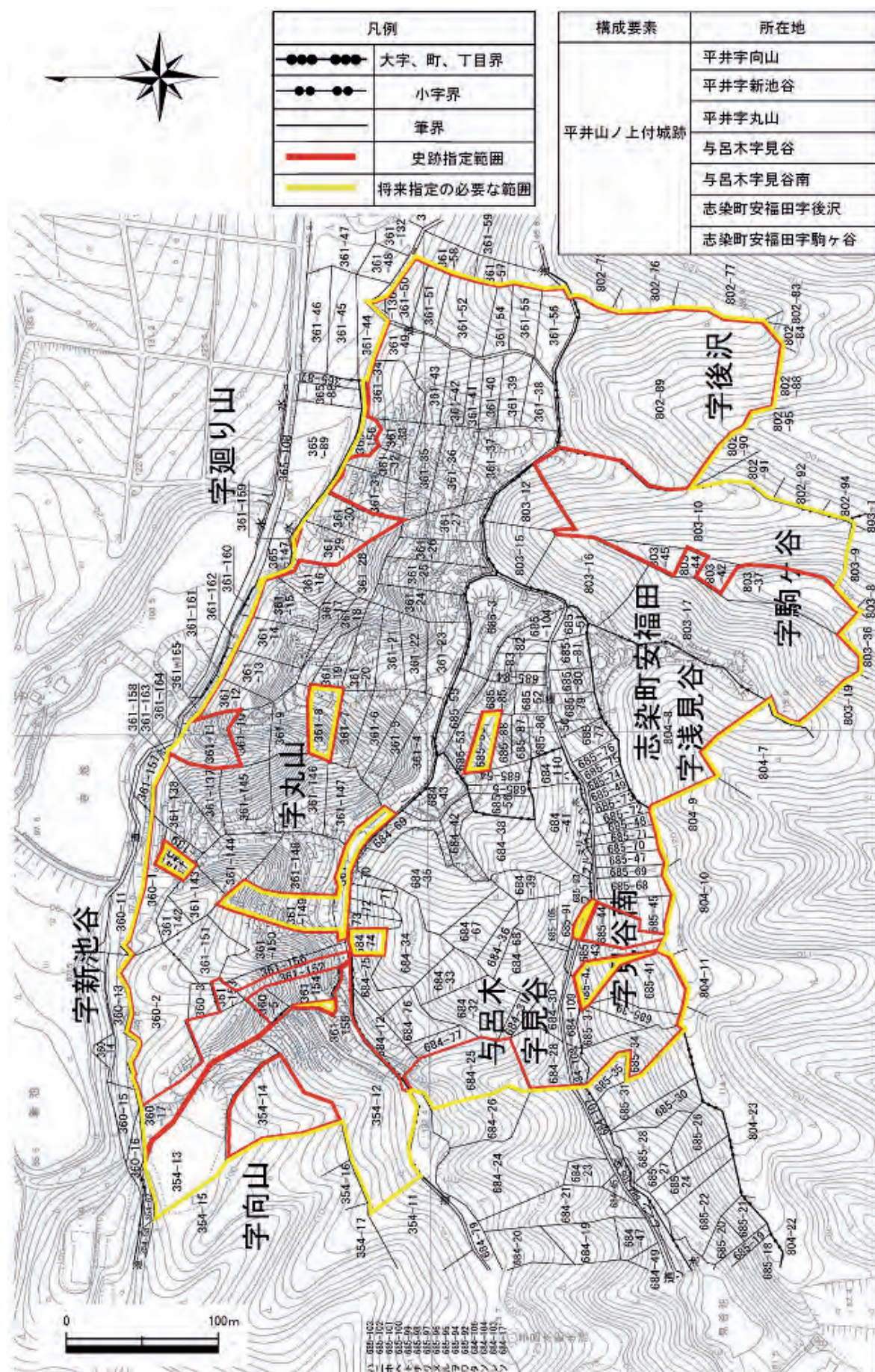
史跡指定範囲図
・三木城本丸跡
・三木城二の丸跡



史跡指定範囲図
○三木城鷹尾山城跡



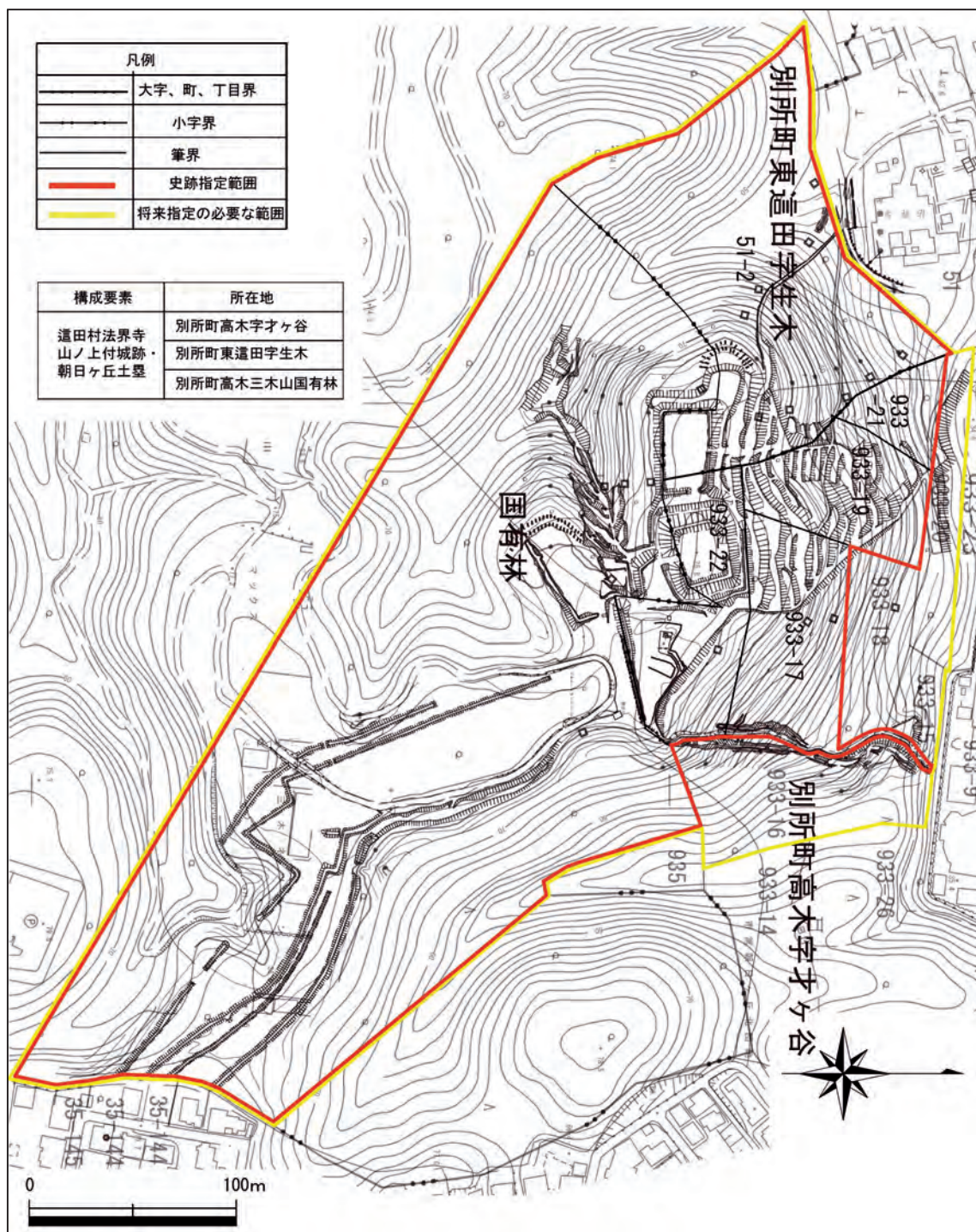
第4図



第5図

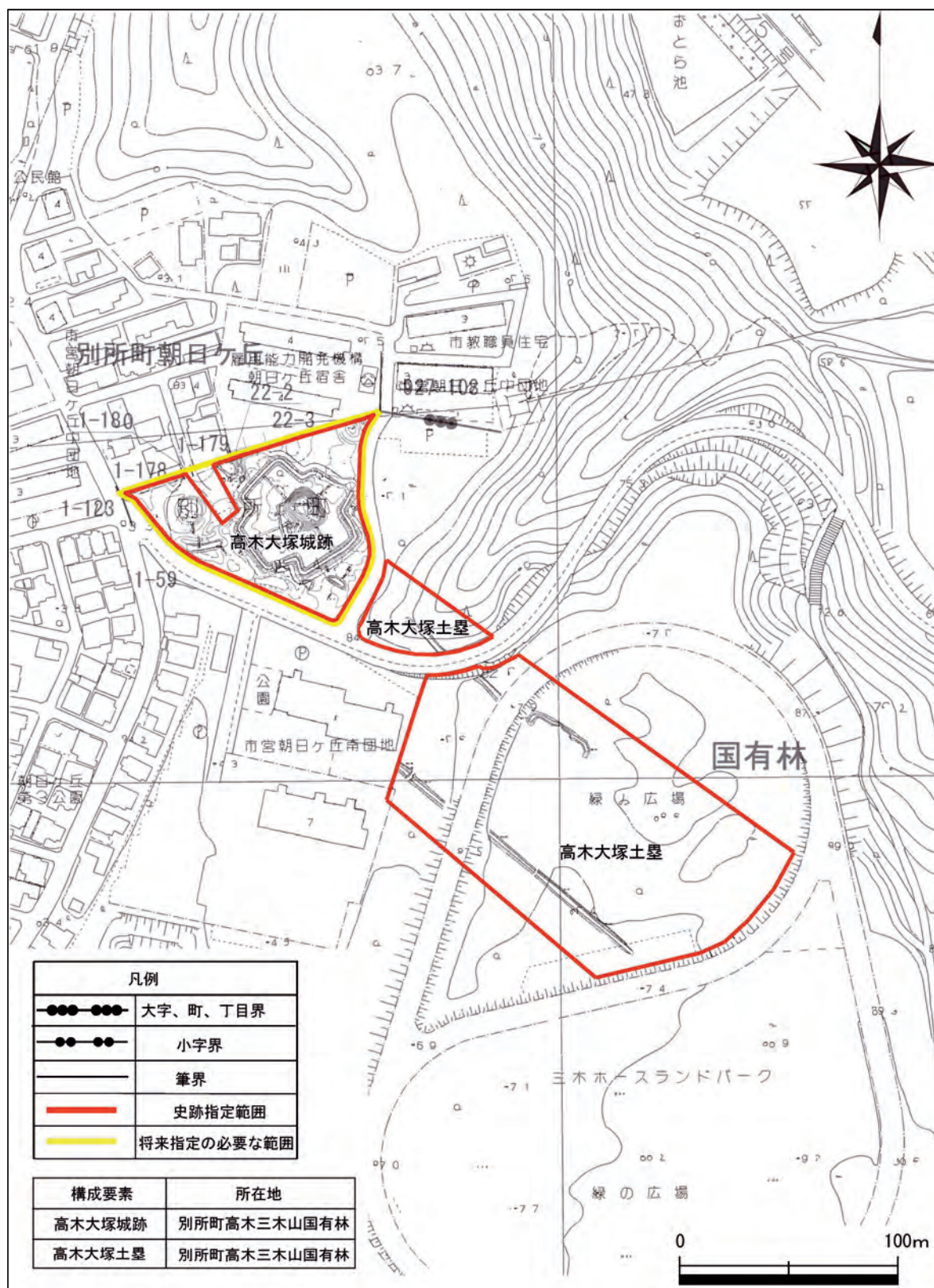
史跡指定範囲図

○ 這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁



第 6 図

史跡指定範圍
○高木大塚城跡
○高木大塚土塁



第7図

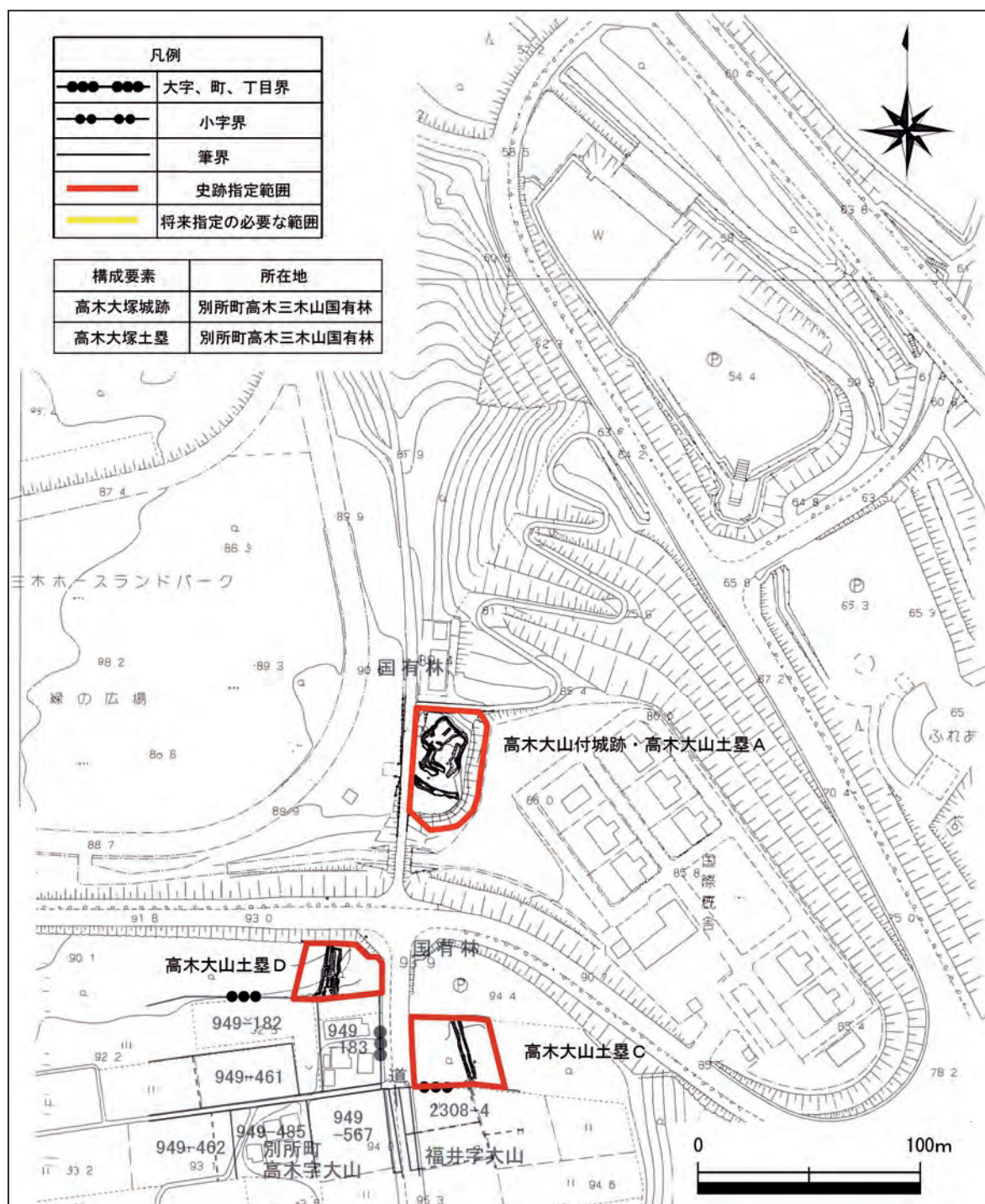
史跡指定範囲図

○ 高木大山付城跡

○ 高木大山土塁 A

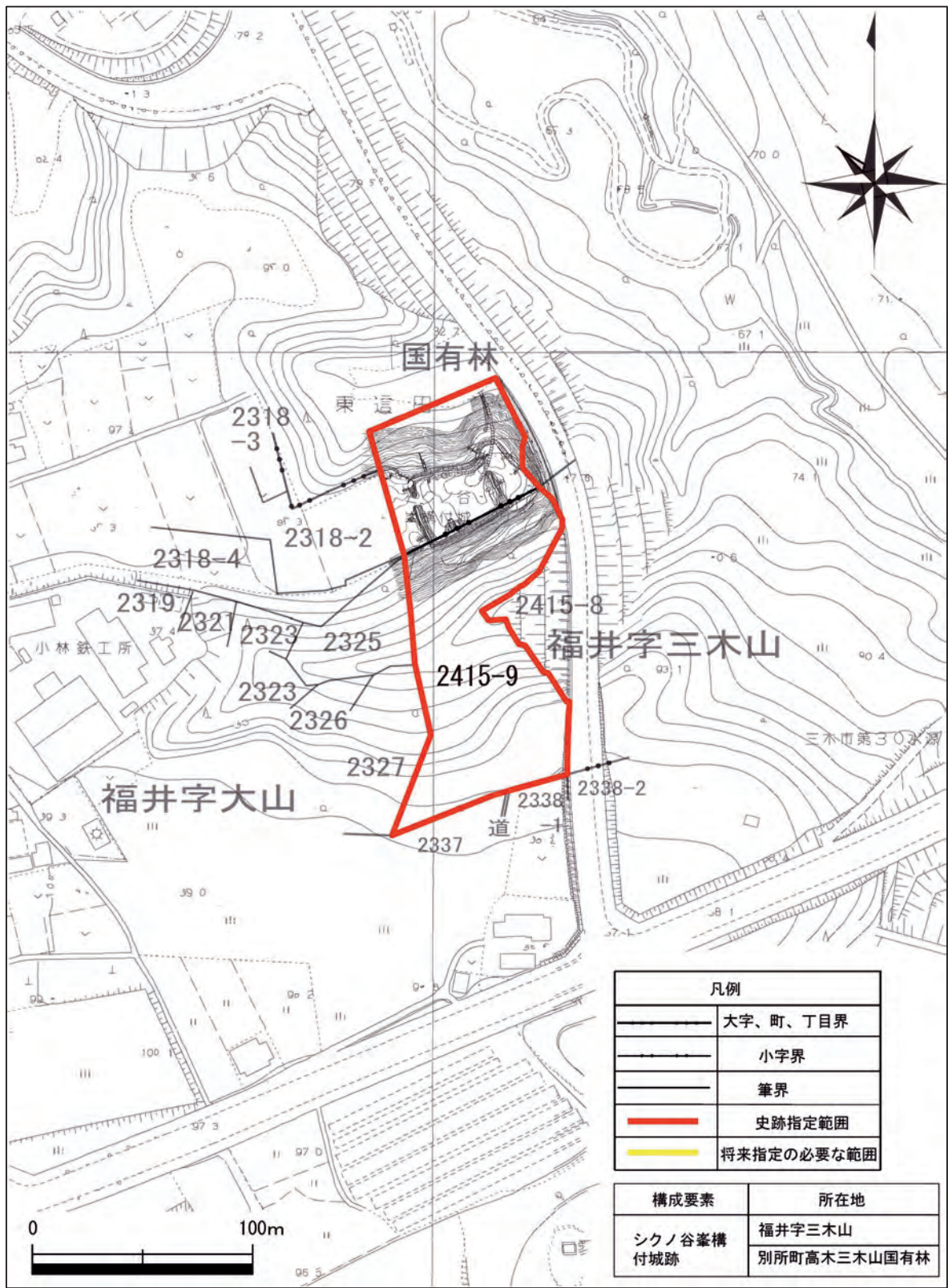
○ 高木大山土塁 C

○ 高木大山土塁 D



第8図

史跡指定範囲図
○シクノ谷峯構付城跡



第9図

史跡指定範囲図
○ 福井土塁 A



第10図

史跡指定範囲図

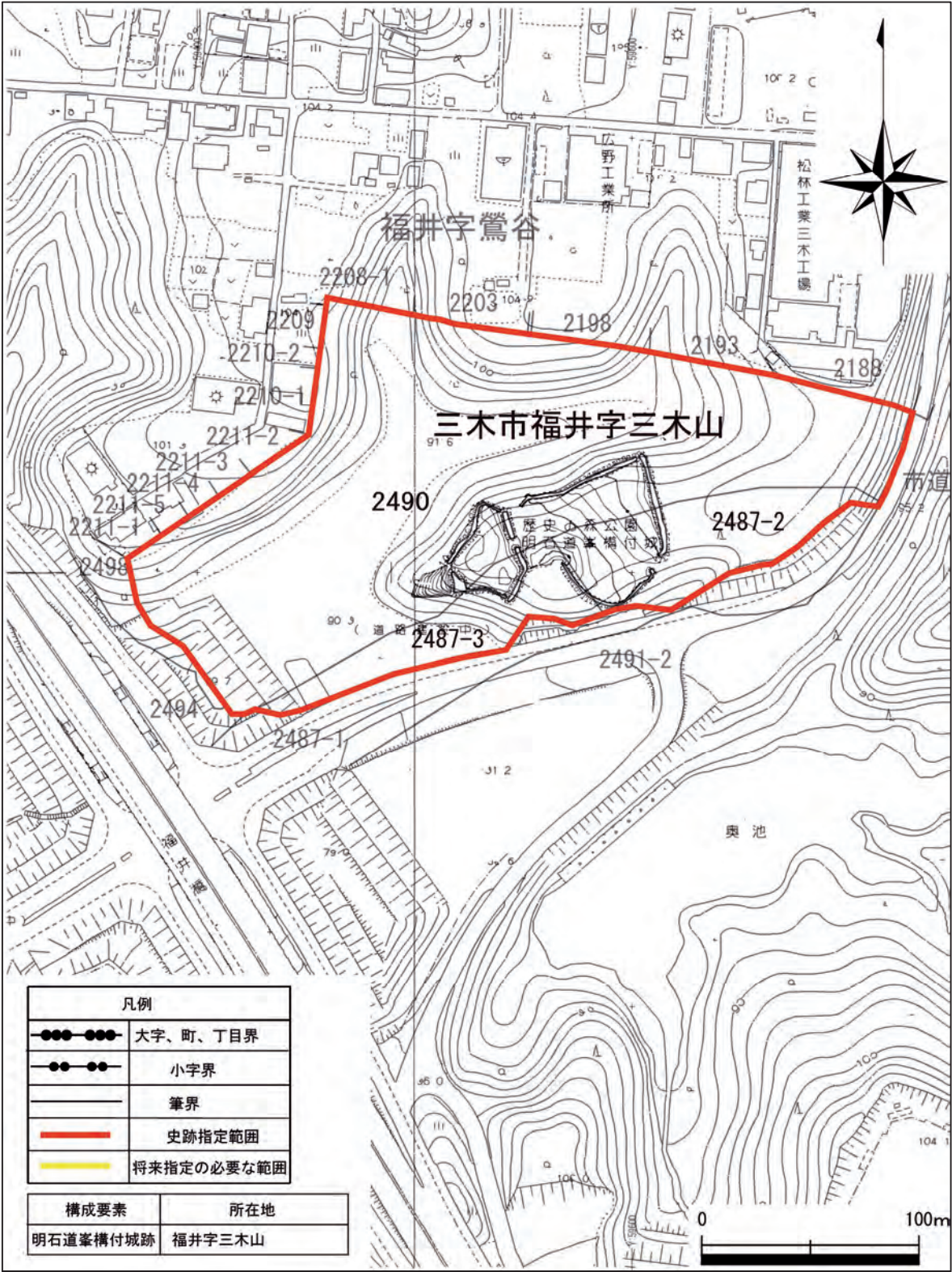
○ 福井土塁 B

○ 福井土塁 C



第 11 図

史跡指定範囲図
○ 明石道峯構付城跡



第12図

史跡指定範囲図

○ 小林八幡神社付城跡



3 史跡（遺跡）名称の根拠

付城跡の名称の根拠であるが、平野庸脩の『播磨鑑』（宝暦 12 年頃、1762 年）及び小林伝右衛門の『播州三木城地図』（天保 12 年、1841 年）に記載のあるものは、原則現地調査により同定できたものについて、その名称を使用している。

第 1 表 史跡（遺跡）名称の根拠一覧表

注 （史）は指定史跡、（未）は未指定の遺跡

史跡（遺跡名）	史料的根拠
（史） ひらいやまのうえつけじろあと 平井山ノ上付城跡	『播磨鑑』に「平井山ノ上」との記載あり
（未） ひらいむらなかむらあいだのやまつけじろあと 平井村中村間ノ山付城跡	『播磨鑑』に「平井村中村間ノ山」との記載あり
（未） じげんじやまじょうあと 慈眼寺山城跡	兵庫県教育委員会による発掘調査報告書に基づく
（未） く る み む ら お が ち だにのうえつけじろあと 久留美村大家内谷上付城跡	『播磨鑑』に「久留美村大家内谷上」との記載あり
（未） あと べむらやまの したつけじろあと 跡部村山ノ下付城跡	『播磨鑑』に「跡部村山ノ下」との記載あり
（未） ひらたむらやまのうえつけじろあと 平田村山ノ上付城跡	『播磨鑑』に「平田村山ノ上」との記載あり
（史） ほうだむらほうかいじやまのうえつけじろあと 這田村法界寺山ノ上付城跡	『播磨鑑』に「這田村法界寺山ノ上」との記載あり
（史） たかぎおつかじょうあと 高木大塚城跡	『播州三木城地図』に「大塚城」との記載あり ※「大塚」は、城の中央に位置する高木 1 号墳のことと思われる。
（史） たかぎおおやまつけじろあと 高木大山付城跡	現地名による
（史） し く の たにみねがまえつけじろあと シクノ谷峯構付城跡	『播州三木城地図』に「シクノ谷峯構」との記載あり
（史） あかしみちみねがまえつけじろあと 明石道峯構付城跡	『播州三木城地図』に「明石道峯構」との記載あり
（史） こばやしはちまんじんじやつけじろあと 小林八幡神社付城跡	遺跡内に鎮座する神社名
（未） は ば やまうえつけじろあと 羽場山上付城跡	『播磨鑑』に「羽場山」との記載あり
（未） はちまんだにのう え あかしみちつけじろあと 八幡谷ノ上明石道付城跡 A・B・C	『播磨鑑』に「中島町八幡谷ノ上明石道」との記載あり。A・B・C は遺跡が 3 か所に分かると判断されたため
（未） みたにのうえつけじろあと 三谷ノ上付城跡	『播磨鑑』に「三谷ノ上」との記載あり
（未） に い だにおくつけじろあと 二位谷奥付城跡 C	『播磨鑑』に「二位谷奥」との記載あり。C は、遺跡が 3 か所に分かると判断されたため。A、B はすでに消滅。
（未） きみ が みねじょうあと 君ヶ峰城跡	『播磨鑑』に「大塚町上君ヶ峰」との記載あり
（未） わだむらしごうたにむらのくちつけじろあと 和田村四合谷村ノ口付城跡	『播磨鑑』に「和田村四合谷村ノ口」との記載あり

第3節 保存管理計画策定委員会の設置

1 委員会の設置と委嘱

平成25年8月、史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画の策定にあたって、史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」保存管理計画策定委員会設置要綱に基づき、学識経験者及び地元関係者からなる委員を委嘱し、史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

2 委員会組織

委員会の構成及び組織は次の第1表のとおりである。

第2表 史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画策定委員会名簿

役 職	氏 名	現 職 名 等	分 野 等
委員長	小 林 基 伸	大 手 前 大 学 教 授	日本中世史
副委員長	坂 井 秀 弥	奈 良 大 学 教 授	考古学
委 員	中 井 均	滋 賀 県 立 大 学 教 授	考古学
委 員	八 木 雅 夫	国立明石高等専門学校副校長	都市計画学
委 員	宮 田 逸 民	三木市文化財保護審議会委員	郷土史研究者
委 員	山 口 種 啓	三木城下町まちづくり協議会	
委 員	蓬 萊 道 龍	三木城下町まちづくり協議会	
委 員	川 崎 正 富	三木市区長協議会連合会	平成26年3月まで
委 員	安 隨 幸 蔵	与 呂 木 地 区 代 表	
委 員	吉 田 雅 茂	平 井 地 区 代 表	
委 員	原 田 巧	三木市区長協議会連合会	平成26年4月から

種 別	氏 名	現 職 名
オブザーバー (指導助言)	山 下 信 一 郎	文 化 庁 文 化 財 部 記 念 物 課
	山 下 史 朗	兵 庫 県 教 育 委 員 会 事 務 局 文 化 財 課
	中 村 弘	兵 庫 県 教 育 委 員 会 事 務 局 文 化 財 課
	後 藤 崇 幸	近 畿 中 国 森 林 管 理 局 兵 庫 森 林 管 理 署
	三 木 市 産 業 環 境 部 観 光 振 興 課	
	三 木 市 ま ち づ く り 部 美 し い ま ち づ く り 課	
事 務 局	三 木 市 教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 振 興 課	
コンサルタント	株 式 会 社 都 市 景 観 設 計	

史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」保存管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」の保存及び活用の方策を検討し、保存管理計画（以下「計画」という。）を策定するため、史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、三木市教育委員会が行う計画の策定に関し、協議及び検討を行い、必要な指導助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 考古及び中世史、都市計画分野の学識経験者 | 4人 |
| (2) 三木市文化財保護審議会委員 | 1人 |
| (3) 三木市区長協議会連合会から選出された者 | 1人 |
| (4) 三木城下町まちづくり協議会から選出された者 | 2人 |
| (5) その他教育長が適当と認める者 | 2人 |

3 委員会には、オブザーバー及びアドバイザーを若干名置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、三木市教育委員会が委嘱した日から2年間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、三木市教育委員会文化スポーツ振興課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に三木市教育委員会教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

2 最初開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

第4節 委員会の開催経過

委員会は、2か年で4回開催し、三木市教育委員会が策定する保存管理計画策定に向けて協議を行った。

その開催日及び協議内容等については、次の第3表のとおりである。

第3表 開催日及び協議内容等

開催日		協議内容等
第1回	平成25年8月21日	協議 ① 委員長選出 ② 会議の趣旨及び予定説明 ③ 史跡の現状と課題 ・史跡の構成要素 ・史跡を取り巻く短期的課題
第2回	平成26年2月28日	協議 ① 保存管理計画書の内容について ・保存管理計画策定の経緯と目的 ・三木市の概要 ・史跡三木城跡及び付城跡・土塁の概要
第3回	平成26年8月19日	協議 ① 保存管理計画書の内容について ・大きな変更点について ・指定地内における関連法規及び上位計画 ・整備基本構想 ・今後のスケジュールについて
第4回	平成27年1月16日	協議 ① 保存管理計画書の内容について

第2章 三木市の概要

第1節 地理・自然環境

1 位置

三木市は、兵庫県の南東部、播磨地域の東端、東経135度の日本標準時子午線上に位置し、神戸市、稲美町、加古川市、小野市、加東市、三田市などと接している。市域は、東西22.0km、南北20.2kmで、面積176.58km²の内陸都市である。

かつては、播磨国の東端に位置し、摂津国と国境を接していた。

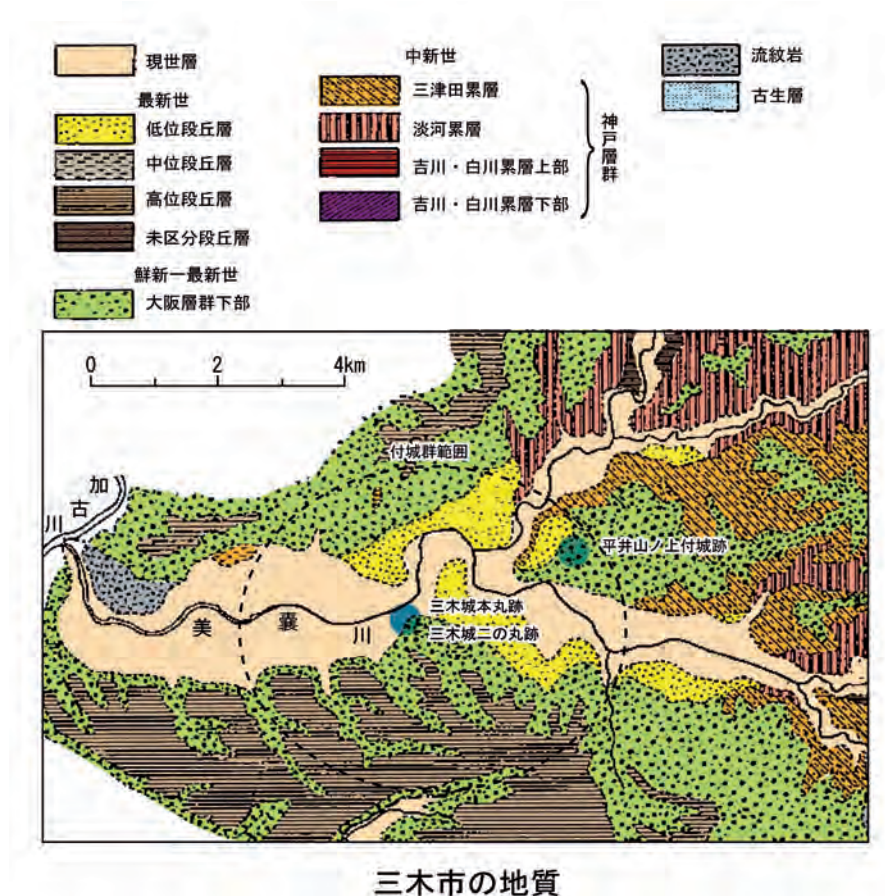


第13図 三木市位置図

2 地形・水系

市域は、加古川の支流美^{みのう}囊川とその支流志^{しじみ}染川、小川川、脇川、吉^{よかわ}川川などによって開析さ

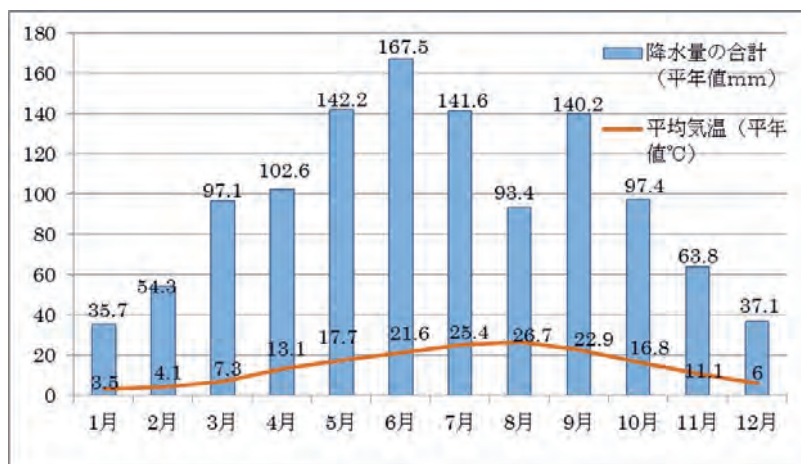
第14図



れた低地や段丘、その背後に展開する低丘陵、そしてごくわずかな山地によって形成されている。

三木合戦が行われた三木市南西部は、美囊川と志染川の合流点付近から南から西側一帯を占めている。この付近のうち、美囊川を挟んで北側は、低位段丘層の上に大阪層群が展開している。南側は、大阪層群の上に明美礫層^{めいびれきそう}と呼ばれる高位段丘が展開し、東播台地の北部一帯を占めているが、北端部分は、美囊川の小支流によって開析が進み、起伏に富んだ地形を呈している。三木城は、東播台地北端の大坂層群下部の先端に美囊川を天然の外堀として組み入れるようにして構築されて

いる。平井山ノ上付城跡は美囊川と志染川に挟まれた大坂層群下部に構築され、美囊川右岸の付城跡は、低位段丘及び大坂層群下部、美囊川左岸の付城群は、美囊川支流によって生じた高位段丘上の高台から、谷筋を見下ろすように築かれている。



第 15 図 三木市の平均気温・平均降水量（過去 10 年の平均値）

3 気候

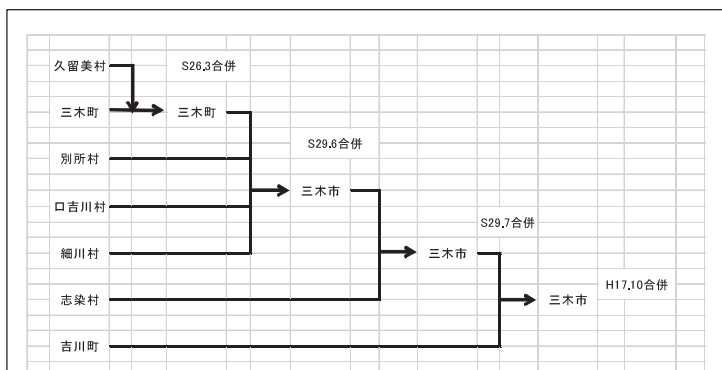
市内は、第 2 図のとおり、瀬戸内気候のために降水量が年間 1150 mm 前後と少なく、温暖で平均気温は 15 度前後である。

第 2 節 社会的環境

1 行政区の成り立ち

市域の諸村は、明治 4 年（1871）に姫路県（後の飾磨県^{しかま}）に所属、同 9 年に兵庫県が成立するとともに同県の管下に入った。

同 22 年に町村制が施行されると、上淡河村^{かみおうご}、淡河村^{おうご}、久留美村^{くろみ}、三木町^{くちよかわ}、口吉川村^{くちよかわ}、別所村^{しじみ}、細川村^{おきよかわ}、志染村^{なかよかわ}、奥吉川村^{おきよかわ}、中吉川村^{なかよかわ}、北谷村の 1 町 10 村となった。昭和 26 年（1951）3 月、美囊郡三木町が久留美村を編入し、昭和 29 年 6 月に別所村、細川村及び口吉川村と合併して市制を施行した。さらに同年 7 月、志染村と合併している。その後、神

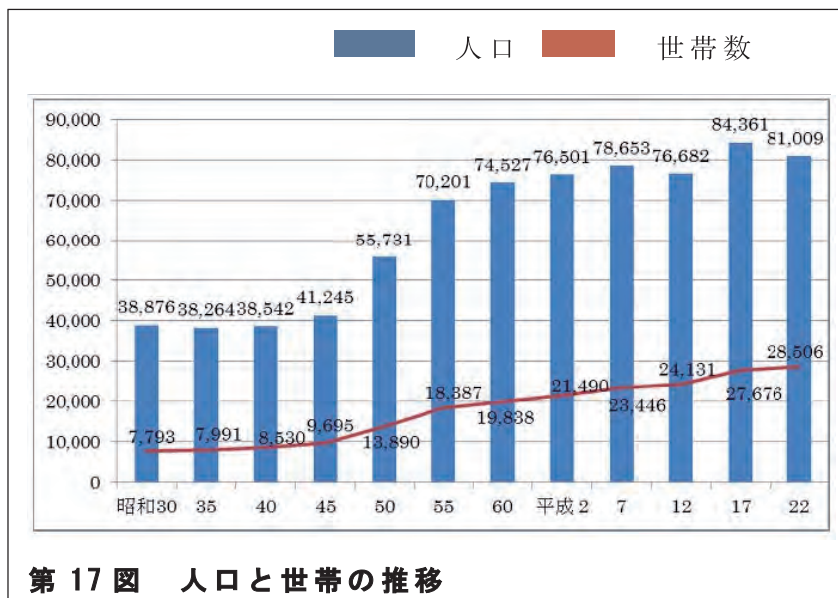


第 16 図 行政区の変遷（昭和以降）

戸市のベッドタウンとして発展した後、平成 17 年（2005）10 月、美囊郡吉川町と合併して現在の新三木市が誕生し、現在に至っている。

2 人口

市制施行時の 1 年後の昭和 30 年（1955）9 月 30 日現在の住民基本台帳の人口は 39,530 人であった。その後、住宅地などの開発が進み、昭和 55 年の国勢調査で 7 万人を超えた。ピーク時は吉川町との合併時点で 84,361 人（2005 年国勢調査）であったが、都心回帰や少子高齢化により顕著となった平成 22 年国勢調査では 81,038 人と減少に転じている。



3 産業

市の主要産業は、全国のシェアの 15%を誇る手引きのこぎりなどの利器工匠具の生産を中心とする金物産業がその最たるものである。江戸時代後期から三木の主要産業として発展をつづけ、現在では「金物のまち・三木」としてのイメージを定着させ、金物を中心とした金物まつりには市内外から 2 日間の開催期間に 18 万人の来場者が訪れている。

また、農業の主力は「酒米の王者」と評される山田錦で、作付面積は 1,417.3ha。生産量は 5,439.5 t で全国出荷量の 18.9%を占めている（平成 26 年 12 月 31 日時点）。品質格付けでも特 A 地区に指定されていることから、文字どおり全国一の「山田錦」の産地となっており、毎年 3 月には「山田錦まつり」が開催される。この他、ぶどうの生産地としても知られ、生食用の産地としては県内 1 位を誇っている。

京阪神の近郊に位置し、比較的なだらかな丘陵地が多いことからゴルフ場開発が盛んに行われた。現在は 25 か所あり、数の多さでは、西日本 1 位である。



多くの来場者で賑わう金物まつり



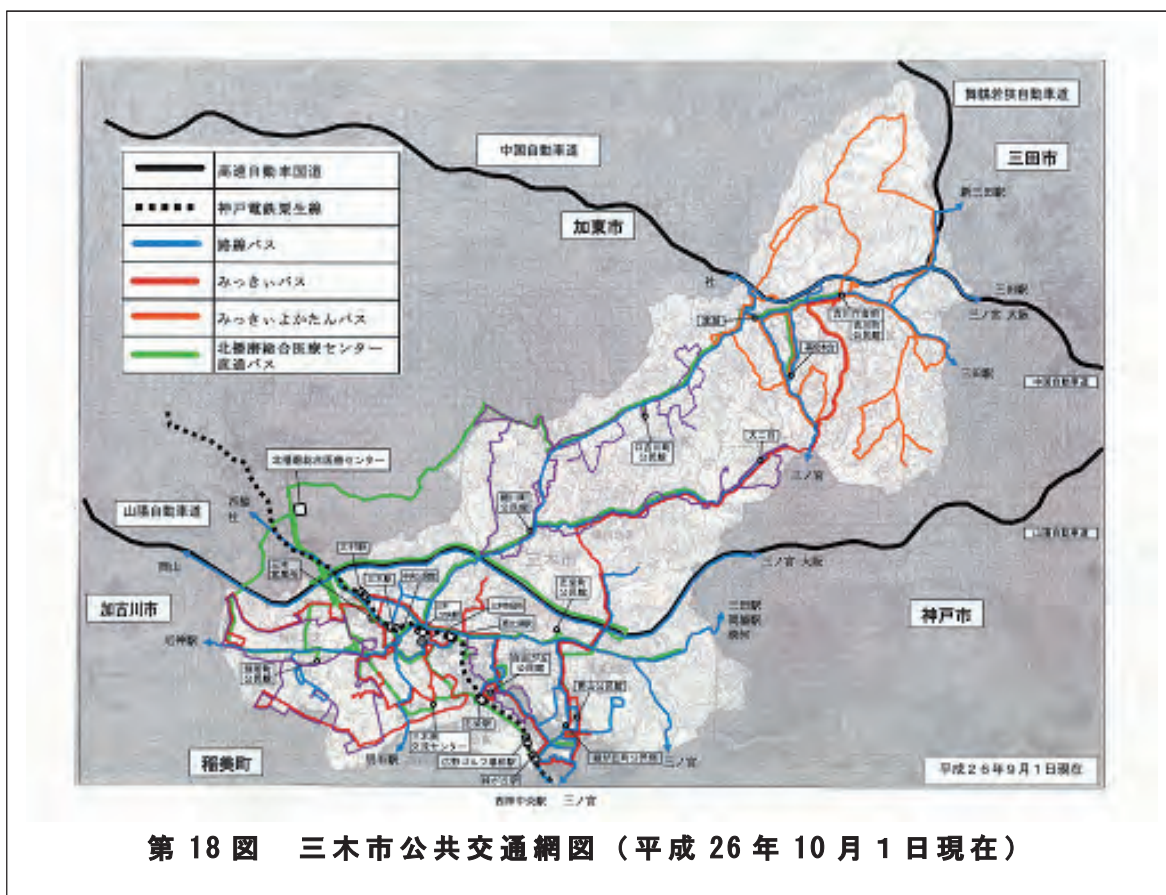
「酒米の王者」を P R する山田錦まつり

4 交通網

本市における主要な道路は、美囊川及びその支流に沿って開けた狭長な盆地を中心に整えら

れた。三木市街地から美嚢川に沿っては、東条や丹波へ達する東條道（丹波街道）、美嚢川の支流志染川に沿っては姫路から有馬、京都へと抜ける湯の山街道（ひめじ道・ありま道）として発展した。また、明石方面から北上して東播台地の北端の鞍部にあたる鶯谷を經由して三木市街地にいたる明石道や三木大塚町から兵庫へ抜ける兵庫道なども古くから重要な幹線路であった。市の中心部は、こうした主要道の合流点という交通の要衝の地として早くから発展してきた。

明治維新を迎えると、三木市内においても、近代的公共交通網の整備が行われることになった。まず、鉄道網の整備については、大正6年（1917）、三木市西部に播州鉄道（後の国鉄三木線、三木鉄道。ただし平成20年に廃線）により鉄道が開通し、昭和11年（1936）には、三木電気鉄道（後に神戸電鉄と合併）が設立されて鉄道網が整備された。次に道路網については、昭和49年、三木市の北部を通過する中国縦貫自動車道西宮北IC-福崎ICが開通、平成6年（1994）には、兵庫県明石市から京都府舞鶴市を結ぶ国道175号線の三木小野バイパスが全面開通した。さらには、平成8年には、山陽自動車道神戸JCT-三木小野IC、翌年には三木小野IC-山陽姫路東ICが開通するなど、モータリゼーションの普及に対応した広域交通の基盤整備も行われて今日に至っている。



第3節 歴史的環境

1 人々の定住が始まった弥生時代中期

三木市は、加古川に近い西部から開けてきたといえる。兵庫県内においても、加古川水系に旧石器時代の遺跡が集中していることから、この付近が人々の生活に適した条件を備えていた

ということがいえる。本市においても加古川とその支流美囊川との合流点の周辺から人々の営みの痕跡を伝える遺跡が数多く見られ、時代が降るにつれて、上流へと広がりを見せるようになるのである。しかしながら、本市における旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡は、わずかな痕跡を伝えるほかは現在のところ具体的なものとして確認するにいたっていない。

三木市において遺跡の存在が顕著になるのは、弥生時代中期に至ってからである。すなわち、弥生時代中期になって、三木市の西部から中央部を中心に弥生時代の住居址がある程度まとまって集落跡という形で出現する。大規模な集落跡と考えられている鳥町遺跡は、背後の丘陵にあって土器棺墓や木棺墓が検出された貝谷遺跡の母村ではないかと考えられている。また、三木市の中央部に位置する宿原寺ノ下遺跡、宿原岡ノ下遺跡、与呂木宮ノ元遺跡、与呂木大畑遺跡、与呂木西界地遺跡、細川女谷遺跡等はこの周辺の拠点となるような比較的規模の大きい集落跡とみなすことができる。



平安時代の遺跡から出土した小銅鐸（市指定文化財）

中期から後期へと時代が降ると、美囊川の上流に沿って、あるいは志染川の上流へと、人々の生活の営みが広がりをみせるようになる。市内では、吉田中ノ坪遺跡、戸田前田遺跡、小戸田遺跡、細川西ヶ原遺跡、細川中遺跡、長谷遺跡などが弥生時代後期の主な遺跡としてあげられる。

なお、三木市の西部、正法寺山からは中細型銅剣の破片が出土している。また、美囊川中流沿いの細川町高篠地区では県内で数点といわれる高さ6cmの小銅鐸が高篠谷ノ郷遺跡から出土している。これは、平安時代の遺跡であるが、周辺地域に弥生時代の痕跡を類推させる史料となっている（三木市教育委員会 1988）。

2 ヤマト王権とつながる美囊郡

その後、古墳時代になると、遺跡の分布はさらに広がり、美囊川に沿ってはさらに上流へと遺跡の分布が見られるようになる。特に三木市西部の美囊川を挟んだ南北の丘陵上には無数の古墳群が所在しているが、特筆すべきは、三木市の最西端に位置する愛宕山古墳（市指定史跡）である。

加古川と美囊川との合流点付近にあるこの古墳は、全長91mの前方後円墳で、兵庫県内で10番目の規模を誇り、その形状や円筒埴輪を完備していたこと（神戸新聞社会部 1960）やその形状が伝日葉酢媛命陵（佐紀陵山古墳）に似ていること（岸本 2005）から、古墳時代前期後葉（4世紀後半）にヤマト王権に服属したとみられる地域の首長層のものと推測されている。また、愛宕山古墳の東方2kmの年ノ神6号墳からは、三角板革綴短甲が1領出土している。これもまた、5世紀の前半から中頃にかけてのヤマト王権と在地勢力との間での支配―服属の関係を示すものとして注目される（兵庫県教育委員会 2002）。



県下で10番目の規模を誇る愛宕山古墳

3 志染屯倉の長官忍海部一族とオケとヲケ

また、このような在地勢力の動きとはやや趣を異にした様相を呈していたことを示す遺跡が

三木市の東部志染町に所在している。それはすなわち、オケとヲケの兄弟にまつわる伝説と忍海部一族にかかわると見られるものである。オケ、ヲケとは、言うまでもなく 23 代仁賢天皇、24 代顕宗天皇のことである。5 世紀に入ると、安康天皇の次の皇位をめぐって王族の間に血で血を洗う抗争が展開されたが、この二人の父である市辺押磐皇子が雄略天皇に虐殺されたため、身に危険を感じたオケとヲケは、丹波（後の丹後）へ逃れた後、この志染の地で潜んでいた。その潜んでいたところとされる伝承地が「志染の石室」と呼ばれて残っている。

その後、志染屯倉の長官であった忍海部 造 細目（おしぬみべのみやつこほそめ）の下で牛飼い、馬飼いとして仕えていたところ、たまたまヤマト王権の使者としてこの地に来ていた伊予久米部小楯（おだて）に発見されて、再び大和の地に帰っていった（『日本書紀』・『古事記』・『播磨国風土記』）

というのであるが、この志染の地に屯倉が置かれていたこと、その屯倉を管理していたのが忍海部であった点が注目される。すなわち、この地がヤマト王権の直轄地であったとともに、その管理に当たっていたのが、大和盆地の東部に勢力を持ち葛城氏の影響下にあった忍海氏に服属していた渡来系の忍海部であったというのである。オケ・ヲケの姉（一説におば）は忍海郎女（おしぬみのいらつめ）ともいわれていたように、忍海氏とオケ・ヲケ兄弟とは、極めて密接な関係にあり、オケ・ヲケが志染の地を逃亡先としたのも根拠があつてのことと見ることも可能である。



2 人の皇子が一時隠れたとされる「志染の石室」

4 窟屋 1 号墳から金銅装単鳳環頭大刀柄頭が出土

また、志染町窟屋に所在する窟屋 1 号墳から東播磨で初めてとみられる金銅装単鳳環頭大刀柄頭（こんどうそうたんほうかんとうたちつかがしら）が出土した（兵庫県教育委員会 2009）ほか、志染町広野からは全長 20.8m と小型ながら、この付近では特異ともいえる 2 重の周溝を持つ古墳時代中期の前方後円墳（野々池 7 号墳）が検出されている（三木市教育委員会 2004）。こうしたことから、この時代には、三木市の東部にヤマト王権と直結したと思われる勢力がこの地に根ざしていたことを証明するものとして注目されるのである。



こんどうそうたんほうかんとうたちつかがしら
金銅装単鳳環頭大刀柄頭（『窟屋 1 号墳』兵庫県文化財調査報告第 353 冊から転載）

5 仏教の受容が行なわれた奈良時代

奈良時代に入ると、加古川流域でも西条廃寺（いしもり）、石守廃寺（ともに兵庫県加古川市）、広渡廃寺、河合廃寺（ともに兵庫県小野市）など比較的早い段階から寺院の建立が進むが、三木市内においてはこの時代の遺跡の存在は認められていない。しかし、加古川に比較的近い小和田神社遺跡（三木市別所町和田）から白鳳期のものと見られる埴仏（せんぶつ）と瓦塔（がとう）が出土しており、この付

近においても仏教の受容があった形跡を残している（財団法人辰馬考古資料館 2009）。

6 瓦の一大生産拠点だった院政期

三木市の周辺台地の縁辺には奈良、平安時代から鎌倉時代初期にかけての窯跡群（三木窯跡群）が多数存在している。このうち久留美窯跡群・柳谷支群は、奈良時代から平安時代にかけて操業されていたとみられているが、平安時代の窯跡からは京都の六勝寺及び鳥羽離宮で使用されていた瓦と同文あるいは同範の瓦が多数出土している。また隣接する宮の池包蔵地においても遺構は検出されなかったものの京都の六勝寺の一つ尊勝寺のものと同範の瓦が出土している（兵庫県教育委員会 1999）。こうしたことなどから、当地方の瓦窯址の中には平安京との関連させるものが存在していることが判っている。

7 中世荘園制の発展と衰退

さらに、平安末期から鎌倉初期にかけての荘園制の成立に伴い、市内においても細川荘、吉川荘（後に吉川荘が上、下二荘に分かれる）、久留美荘、志染保など数箇所が史料的に確認できる。

三木城の所在した久留美荘は、鎌倉から南北朝期には九条家領、その後は奈良春日社領となった。地頭職はもと神沢氏であったが、後に別所則治がこれに代わった。

細川荘は、鎌倉初期の『十六夜日記』において、同荘の相続をめぐる阿仏尼・藤原（冷泉）為相と藤原（二条）為氏との紛争の舞台となった所である。訴訟を起こして 30 年経った正応 2 年（1289）年、阿仏尼の死後になってようやく為相の勝訴となり、細川荘は、冷泉家のものとして、中世末期まで引き継がれることになった。ここは儒学者藤原惺窩の生誕の地としても知られている。

また、吉川荘は万里小路家の所領として代々引き継がれた（吉川町教育委員会 2002）。万里小路家と関係の深かった法光寺にある五輪塔の基礎の土中から泥塔が多数出土し、京都の貴族層における仏教文化の地域への伝播の一端を垣間見ることができる（三木市教育委員会 2008）。なお、これら荘園制度は織田政権による播磨統一によって、名実ともに崩壊した。



『十六夜日記』の背景となった細川荘

8 東播磨守護代別所氏の盛衰と中世の終焉

戦国期には、播磨・備前・美作三国守護赤松政則の復権に功績のあった別所則治が、東播磨守護代として美嚢川を見下ろす丘陵上に三木城を構築した。別所氏は、三木城を拠点に東播磨守護代として武威を振り、利害が対立する周辺の国人を攻略しつつ勢力を拡大し、永禄 2 年（1559）には加東郡の依藤氏、天正年間の初めには多可郡の有力国人である在田氏を攻略した。また、元亀 2 年（1571）7 月には浦上氏を追って播磨の国衙表まで押し寄せた。この頃には、別所氏は織田信長に与していたが、天正 6 年（1578）になると信長を見限ったことから、羽柴秀吉の兵糧攻めにあい、ついに滅亡した。しかし、城は地理的、交通の要衝であったことから、元和元年（1615）の一国一城令で廃城となるまで存続した。三木合戦に関連する遺跡としては、平井山ノ上付城跡、這田村法界寺山ノ上付城跡、慈眼寺山城跡など織田方が構築した付城や土

星が多数残っている。

また、市内には、後に久留米 21 万石の藩主となった有馬氏が拠ったとの伝承が残る三津田城跡が残るほか、在地領主の居城跡が多数残存している。衣笠城、中村城、渡瀬城、^{ありやす}有安城、毘沙門城、市野瀬城、古川城ほか数城をあげることができる。これらの城は、1 カ村から数カ村程度を領有する小規模の在地領主のものが多く、大半が三木合戦を境に退転したと考えられている。

9 ^{ざいごう}在郷町として発展した近世

三木合戦終結後、羽柴秀吉は、荒廃した三木の町の復興を進めるため、来住者に対する諸役及び三木落城前の借錢・借米・未進年貢の免除、先例どおりの地子免除、荒地年貢の3分の2免除、還住した百姓日役免除などを定めた制札を掲げた。これにより、多くの町民が三木城下に集住することとなり、三木の町は再び活況を取り戻した。

秀吉は間もなく姫路城に移ったが、三木は播磨の中でも大坂や京都に近いことから、三木城は破却されることはなく、町割りも城下町としての区画がなされた。江戸時代に入り、元和元年（1615）の一国一城令によって三木城が廃城となり城下町としての機能は失っても、ひめじ道、ありま道、明石道、東條道、兵庫道などが交差する交通の要衝であることにはかわりなく、三木は在郷町として発展した（伊賀なほゑ 1998）。特に、江戸時代中期以降は大工職人が多くなり、近世から近代初期にかけて染形紙の産地として知られていた。市内の古民家の襖の下張から染形紙が多数発見されたのも、染形紙の産地なら



近世後期から金物仲買問屋として続く黒田（作屋）清右衛門邸



三木金物のうち「伝統品 5 品目」

ではのことである。江戸時代後期になると、大工道具を中心とした金物生産が隆盛を極め、天保年間（1830～1844）、三木を治めていた館林藩主越智松平氏は、藩政改革の一環として、三木金物を江戸で藩による専売制を計画したほどであった。この計画は、すでに江戸で三木金物が浸透し過ぎていたため流通ルートを整理できず頓挫したが（桑田優 2010）、現在においても大工金物の生産地として知られている。また、往時を偲ぶ町屋も多く残されている。

なお、市域北端の吉川町は大坂道とよばれる大坂・京都への幹線道路が中世頃より整備され、吉川町稲田のあたりは、近隣からの物資の集散地として栄えた。現在も切妻平入りなどの伝統的な家屋が残されている。

10 江戸時代に受け継がれる三木合戦

三木合戦の顛末は、戦った相手方の秀吉はもちろん三木周辺に住む人々の心の中に深く刻み込まれることとなった。その結果として、合戦後ほどなくして『播州御征伐之事』や『別所記』などが生まれ、それをもとにしたさまざまな類似本が広く流布することとなった。また、三木合

戦に参加したといわれる押部弥太郎の4代の孫である新兵衛が先祖の口伝えにされてきた内容をまとめた『押部新兵衛聞伝之趣』は、後の三木合戦絵解きの台本に影響を与えた。

寛永年間(1624～1644)には、三木合戦の様を描いた「天正年間三木城合戦図」(原本図)が別所氏の遺臣来住安芸守景政により虚空山法界寺(三木市別所町東這田)に寄進されたと伝えられており、いつのころからかこの合戦図をもとに追悼法要とともに絵解き(市指定無形民俗文化財)が行われるようになった。当時、絵解きは、檀家の11、12歳の子どもたちが場面々々を分担して行っていたようだ。そして、天保12年(1842)には原本図をもとに新たに「播州三木城天正中合戦図」(模写図)が作成され、以後はこの模写図を使って絵解きが行われるようになり、今日に至っている。

また、同寺では、延宝6年(1678)、長治公百回忌に当たり、禅空素伯和尚は三木郡12町と十方の民衆に募縁し、別所氏の起こりや三木合戦の経緯を刻んだ東播八郡総兵別所府君墓表の碑が建立された。

11 三木合戦と現在

近現代に至っても、三木合戦を顧みる市民は多く、明治30年頃、三木城の本丸跡が上の丸公園として整備された。その際、「かんかん井戸」が浚渫され、その際、井戸の中から鉄鎧(市指定有形文化財)が出土したといわれており、現在、雲龍寺(三木市上の丸町)で寺宝として保管されている。

昭和17年には、帝国在郷軍人会三木町分会により別所長治及び別所一族の辞世の歌碑が伝天守台に建立され、併せて雲龍寺にある別所長治首塚も補修された。

昭和29年、別所氏を奉賛するため長治の首塚供養を行うとともに市民挙げての懷古行列が行われた。

三木合戦が終結して400年目にあたる昭和56年には、別所公400年祭(同祭実行委員会主催)が開催され、城壁(模擬堀)建設、記念誌発行、記念行事(時代懷古行列、稚児行列、献茶献花、別所公遺品展、奉賛文化まつり、テレビ放映、奉賛スポーツ大会などが行われた。

雲龍寺では、毎年1月17日に法要が営まれ、飢餓に喘いだ城兵が藁を食したという故事にちなんで藁に見立てたうどんが振る舞われている。

また、三木城本丸跡をメイン会場とする別所長治を偲ぶ「別所公春まつり」は、毎年5月5日の子どもの日に開催され、長治辞世の歌碑を前にした歌碑祭の他、武者行列などのイベントが行われる。

前出の法界寺では、江戸時代から続く「三木合戦軍図絵解き」が引き続き行われており、昭和の頃までは、毎年2月17日に檀家の古老や中高生によって行われていた。近年では、4月17日に檀家及び市内在住の成人によって行われており、多くの参拝者で賑わっている。



懷古行列 (S29)



三木合戦軍図絵解き
(市指定無形民俗文化財)

また、羽柴秀吉の地子免許等の制札2点が所蔵されている本要寺（三木市本町）では、7月18日に法要と古文書の虫干しと「夏の義民祭」が行われ、本長寺では12月8日に法要と共に「冬の義民祭」を執り行っており、先人の遺徳を顕彰している。

三木市平井地区では、竹中半兵衛の墓を管理している地元主体の「竹中半兵衛公奉賛会」により、毎年7月13日に江戸時代から続く法要が行われている。法要には、半兵衛の領国であった岐阜県垂井町や大野町からも参列されており、現在も地域間の交流は続いている。



竹中半兵衛公の年忌追善法要

第4表 市内指定文化財一覧表

種 別	管 理 者	名 称	内 容
国指定文化財	伽 耶 院	伽耶院 本堂 三坂明神社本殿 多宝塔	建造物
	伽 耶 院	木造毘沙門天立像	彫刻
	東 光 寺	東光寺本堂	建造物
	天 津 神 社	天津神社本殿	建造物
	歓 喜 院	歓喜院聖天堂	建造物
	稲 荷 神 社	稲荷神社本殿	建造物
	三 木 市	三木城跡及び付城跡・土塁	史跡
県指定文化財	善 祥 寺	密教院鎮守社	建造物
	慈 眼 寺	銅 鐘	工芸品
	蓮 花 寺	銅 鐘	工芸品
	高 男 寺 集 落	銅製経筒	考古資料
	東 光 寺	東光寺多宝塔	建造物
	法 光 寺	法光寺五輪塔	建造物
	法 光 寺	鬼 面	彫刻
	法 光 寺	法光寺文書 3巻 37通	書跡
	法 光 寺	法光寺境内出土五輪泥塔	考古資料
	若宮神社宮座中	若宮神社のヤホー神事	無形民俗
	伽 耶 院	伽耶院 開山堂	建造物

市指定文化財	三木市教育委員会	高篠出土小銅鐸	考古資料
	伽 耶 院	伽耶院 行者堂	建造物
	三木市教育委員会	正法寺山出土 瓦塔片一括資料	考古資料
	金 剛 寺	競馬・遊楽図屏風	絵 画
	蓮花寺鬼踊り保存会	蓮花寺鬼踊り	無形民俗
	三 木 市	愛宕山古墳	史 跡
	法 界 寺	三木合戦軍図絵解き	無形民俗
	本 長 寺	紅地格子・萌黄白段桐唐草文様片身 替綾小袖	工 芸
	新 宮 神 社	新宮神社 石槌	歴史資料
	法 光 寺	法光寺 銅鐘	工 芸
	東 光 寺	東光寺 銅鐘	工 芸
	三 木 市	羽柴秀吉 制札 2 通	歴史資料
	大宮八幡宮秋祭り 大当番	大宮八幡宮例大祭宮入宮出の屋台 練り	無形民俗
	伽 耶 院	伽耶院 二天門（中門）	建造物
	雲 龍 寺	雲龍寺 鉄燈	工 芸
国登録文化財	三 木 市	旧玉置家住宅	建造物
	三 木 市	小河家住宅	建造物
	三 木 市	小河氏庭園	庭 園
	三 木 市	播州三木の鍛冶用具と製品	有形民俗
	個 人	三寿ゝ刃物製作所	建造物

引用文献

- 伊賀なほゑ 1998 「在郷町成立の一考察－播磨国美囊郡三木町を例として」『ヒストリア』160号
- 宇治谷 孟 2002 『日本書紀(上)』 講談社
- 大阪市立大学大学院文学研究科 2005 『前方後円墳の築造規格からみた古墳時代の政治的変動の研究』
- 毛谷古窯跡群埋蔵文化財調査会 1990 『久留美毛谷』
- 神戸新聞社会部編 1960 『祖先のあしあとⅢ』
- 岸本直文ほか 2005 『前方後円墳の築造規格からみた古墳時代の政治的変動の研究』
- 財団法人辰馬考古資料館 2009 『考古学研究紀要6』
- 兵庫県教育委員会 1999 『久留美・跡部窯跡群』
- 兵庫県教育委員会 2002 『年ノ神古墳群』
- 兵庫県教育委員会 2009 『窟屋1号墳』
- 三木市教育委員会 1988 『昭和63年度社会活動状況報告書』
- 三木市教育委員会 2004 『社会教育活動状況報告書』
- 三木市教育委員会 2008 『法光寺五輪塔保存修理工事に伴う発掘調査報告書』
- 吉川町教育委員会 2002 『建内記にみる中世の吉川』
- 松林靖明・山上登志美 1996 『別所記－研究と資料』
- 桑田 優 2010 『伝統産業の成立と発展－播州三木金物の事例』

第3章 史跡三木城跡及び付城跡・土塁の概要

第1節 史跡の概要

1 史跡の構成

史跡三木城跡及び付城跡・土塁は、領主の居城と攻城側が築いた付城及び土塁から構成され、未指定地も含め三木城関係 7 遺跡、付城関係 27 遺跡、土塁 32 遺跡の合計 66 遺跡から成っている。

このうち開発等を免れ、現存している遺跡数は、三木城関係 6 遺跡、付城関係 20 遺跡、土塁 25 遺跡である。今回、これらのうち三木城関係 3 遺跡、付城関係 7 遺跡、土塁 8 遺跡を文化庁に意見具申し、史跡に指定された。これらは、別所方の居城である三木城と攻城方の本陣、及び兵糧攻めを象徴する付城と土塁が連続して遺存する遺跡群である。また、全域が未指定の遺跡については、現在のところ付城関係 13 遺跡、土塁 17 遺跡となっている。

第5表 史跡を構成する遺跡一覧表

	遺跡名	所在地
三木城跡	三木城本丸跡	上の丸町
	三木城二の丸跡	上の丸町
	みきじょうたかおやまじょう 三木城鷹尾山城跡	福井
付城跡・土塁	ひらいやまのうえつけじろあと 平井山ノ上付城跡	平井・与呂木・志染町安福田
	はうだむらほうかいじやまのうえつけじろあと あさひ 這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	別所町東這田・高木・別所町高木三木山国有林
	たかぎおおつかじょうあと 高木大塚城跡	別所町高木三木山国有林
	たかぎおおつかどるい 高木大塚土塁	別所町高木三木山国有林
	たかぎおおやまつけじろあと たかぎおおやまどるい 高木大山付城跡・高木大山土塁A	別所町高木三木山国有林
	高木大山土塁 C	別所町高木三木山国有林
	高木大山土塁 D	別所町高木三木山国有林
	たにみねがまえつけじろあと シクノ谷峯構付城跡	福井・別所町高木三木山国有林
	ふくいどるい 福井土塁A	福井三木山国有林
	福井土塁 B	福井
	福井土塁 C	福井
	あかしみちみねがまえつけじろあと 明石道峯構付城跡	福井
	こばやしはちまんじんじゃつけじろあと 小林八幡神社付城跡	別所町小林

2 土地所有・土地利用状況

(1) 所有区分

現在の史跡指定地内の土地所有状況は、第6表のように市有地が最も多く、次いで国有地、民有地（社寺有地を含む）の順となっている。

史跡全体のうち、所有状況は第6・7表のとおりであり、市有地化されているのは46.1%、国有地はすべて林野庁所管地で30.2%、民有地は23.7%になっている。

遺跡ごとの状況は、第7表及び土地所有区分図（36～47頁）のとおりである。

第6表 史跡全体の所有状況

区 分	面積 (㎡)
国有地	120,471.09
市有地	183,809.42
民有地(社寺有地含む)	94,676.96
合計	398,957.47

第7表 史跡の所有区分面積

(平成27年3月31日現在)

遺 跡 名	合 計	所 有 区 分			備 考
		国有地	市有地	民有地	
三木城本丸跡	8,832.57		5,885.54	2,947.03	民有地は全て社寺所有地
三木城二の丸跡	10,479.93		10,109.00	370.93	民有地は全て社寺所有地
三木城鷹尾山城跡	14,119.00			14,119.00	民有地は全て社寺所有地
平井山ノ上付城跡	150,575.99		109,754.99	40,821.00	市有地のうち、89,446.05㎡は三木市土地開発公社所有地
這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	105,510.18	71,121.81	132.37	34,256.00	市有地は全て里道
高木大塚城跡	5,684.97	5,684.97			国有地は全て林野庁所管地
高木大塚土塁	16,925.23	16,925.23			国有地は全て林野庁所管地
高木大山付城跡・高木大山土塁 A	1,559.46	1,559.46			国有地は全て林野庁所管地
高木大山土塁 C	1,143.49	1,143.49			国有地は全て林野庁所管地
高木大山土塁 D	829.32	829.32			国有地は全て林野庁所管地
シクノ谷峯構付城跡 たにみねがまえつけじろあと	11,283.92	3,639.92	7,644.00		国有地は全て林野庁所管地
福井土塁 A ふくいどるい	19,566.89	19,566.89			国有地は全て林野庁所管地
福井土塁 B	1,408.97		1,408.97		
福井土塁 C	2,014.23		2,014.23		
明石道峯構付城跡 あかしみちみねがまえつけじろあと	39,587.00		39,587.00		
小林八幡神社付城跡 こばやしはちまんじんじゃつけじろあと	9,436.32		7,273.32	2,163.00	民有地は全て社寺所有地
合 計	398,957.47	120,471.09	183,809.42	94,676.96	
割 合		30.2%	46.1%	23.7%	

(2) 賃借関係

史跡の管理団体は三木市である。現在、史跡の遺構に関する管理は、三木市教育委員会が行っている。史跡内の建築物・工作物等については、地権者もしくは占有者がそれぞれ管理を行っている。なお、賃借関係は第8表のとおりである。

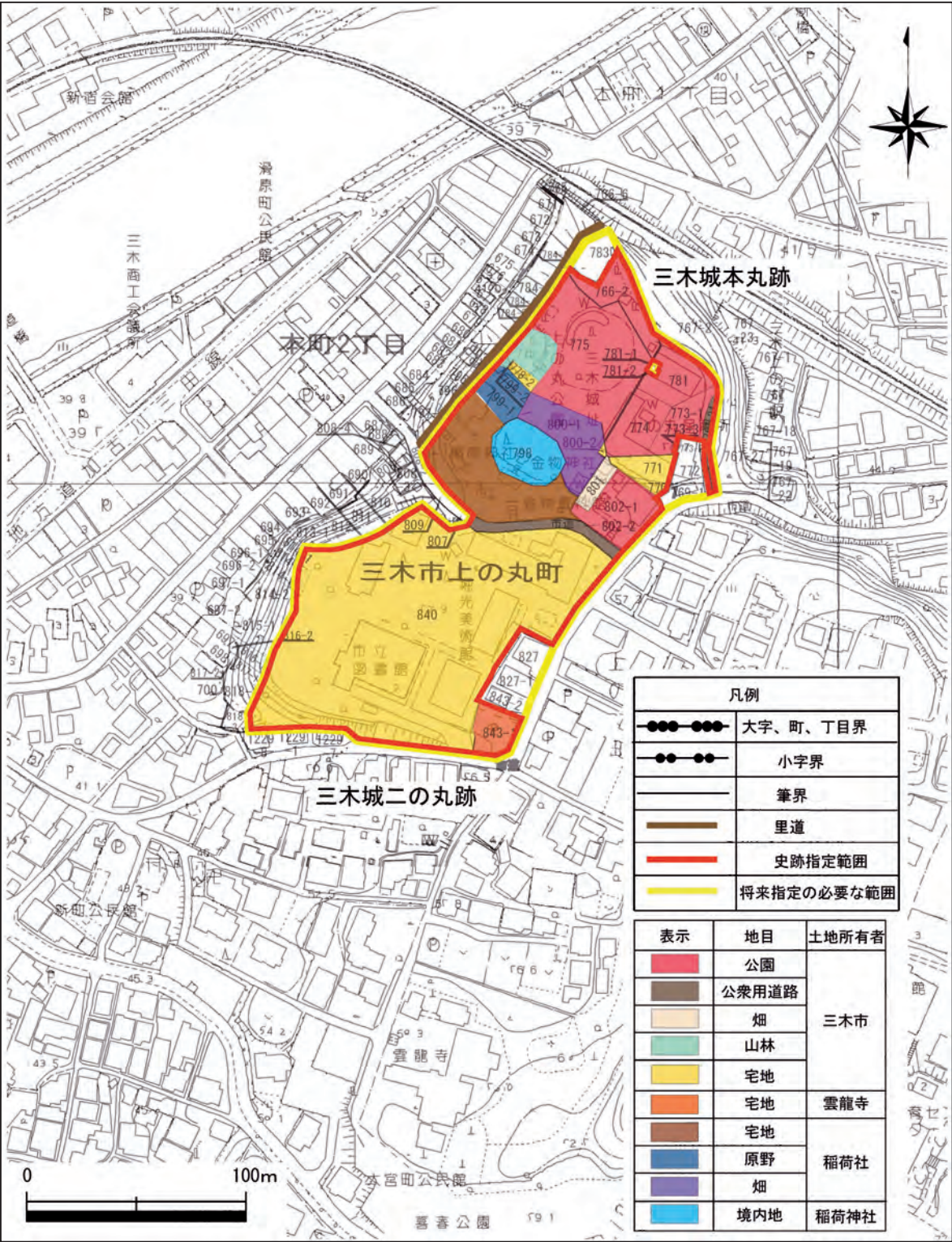
また、三木城本丸跡の上の丸公園施設は、三木市まちづくり部が管理を行っている。

第8表 賃借関係等一覧表

構成要素名	賃借関係等
三木城本丸跡	関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が一部許可を受けている。
三木城二の丸跡	関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が一部許可を受けている。
三木城鷹尾山城跡	なし
平井山ノ上付城跡	なし
這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	国有林のうち三木市が一部借地、三木山人と馬とのふれあいの森協会（以下、「協会」）及び個人が一部許可を受けている。
高木大塚城跡	協会が許可を受けている。関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）と関西電力株式会社姫路支店（線下敷）が一部借地。
高木大塚土塁	協会が許可を受けている。
高木大山付城跡・高木大山土塁 A	協会が許可を受けている。関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が一部借地。
高木大山土塁 C	協会が許可を受けている。関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が近畿中国森林管理局から一部借地。
高木大山土塁 D	協会が許可を受けている。
シクノ谷峯構付城跡	国有林分は、三木市が借地。
福井土塁 A	三木市（水路敷〈細谷池排水路〉）及び関西電力株式会社姫路営業所（関電柱）が一部借地。
福井土塁 B	なし
福井土塁 C	なし
明石道峯構付城跡	なし
小林八幡神社付城跡	なし

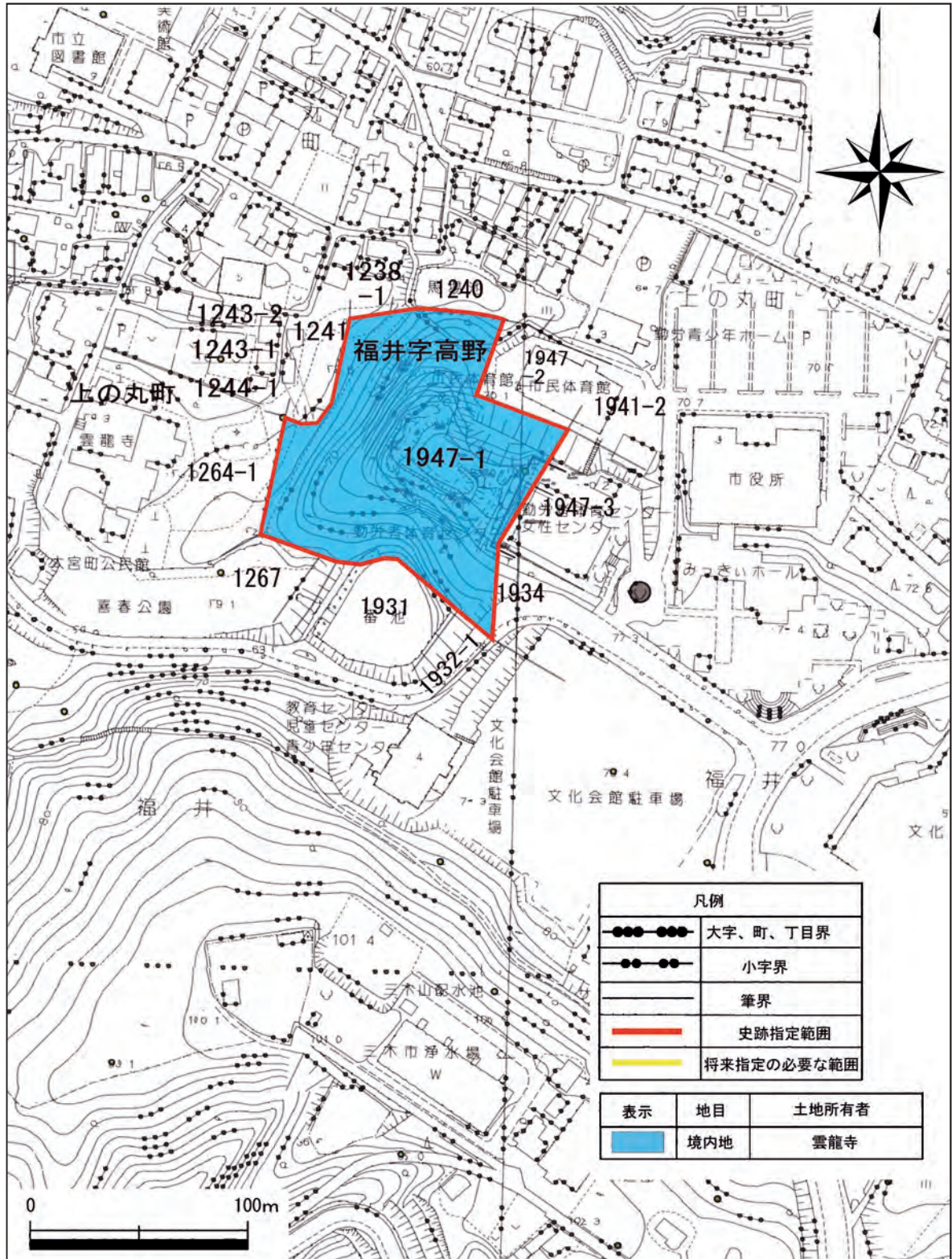
第 19 図

土地所有区分図
○ 三木城本丸跡
○ 三木城二の丸跡



第 20 図

土地所有区分図
○三木城鷹尾山城跡



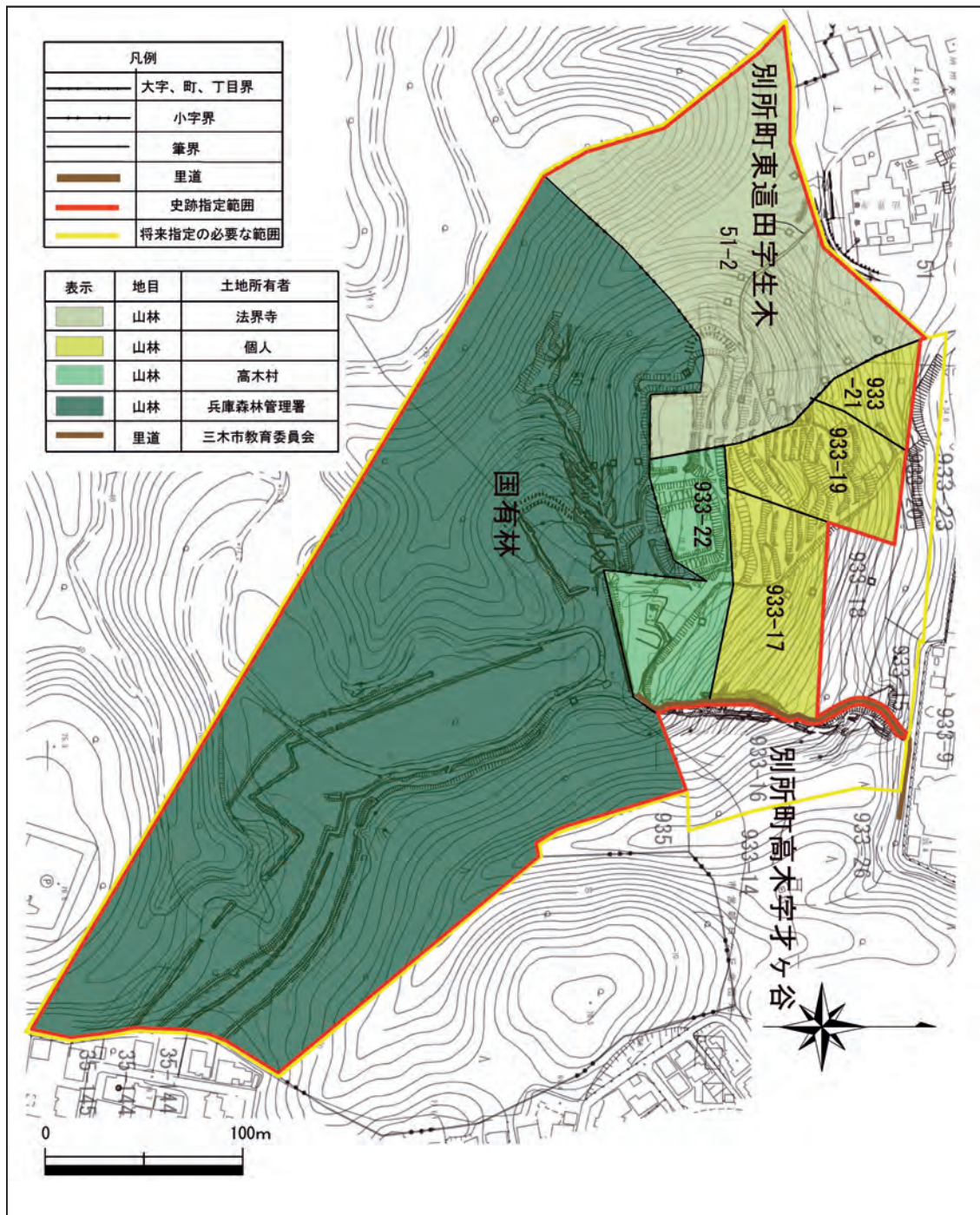
土地所有区分図
○平井山ノ上付城跡



第 22 図

土地所有区分図

○這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁



第 23 図

土地所有区分図
○ 高木大塚城跡



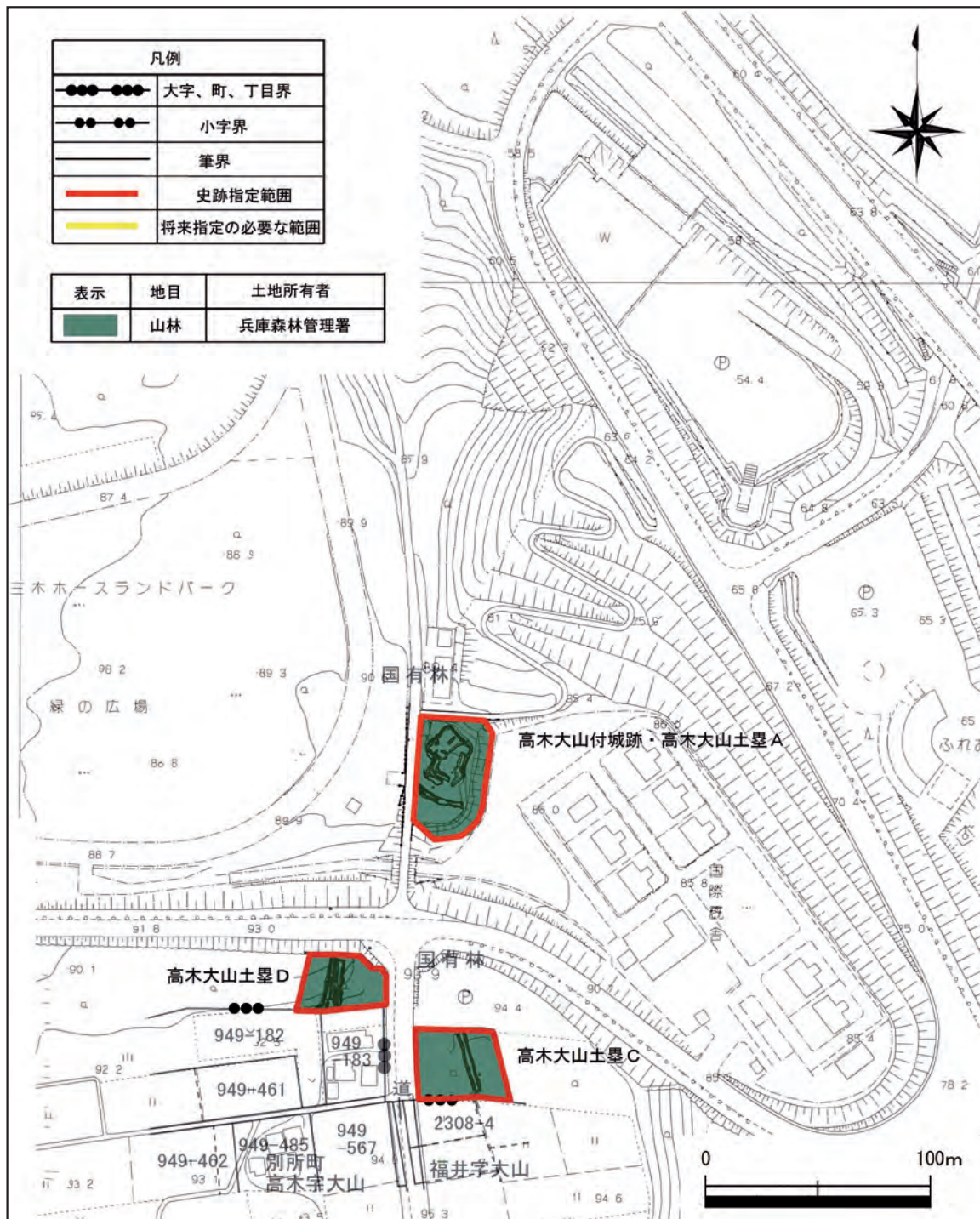
第 24 図

土地所有区分図
○ 高木大塚土塁



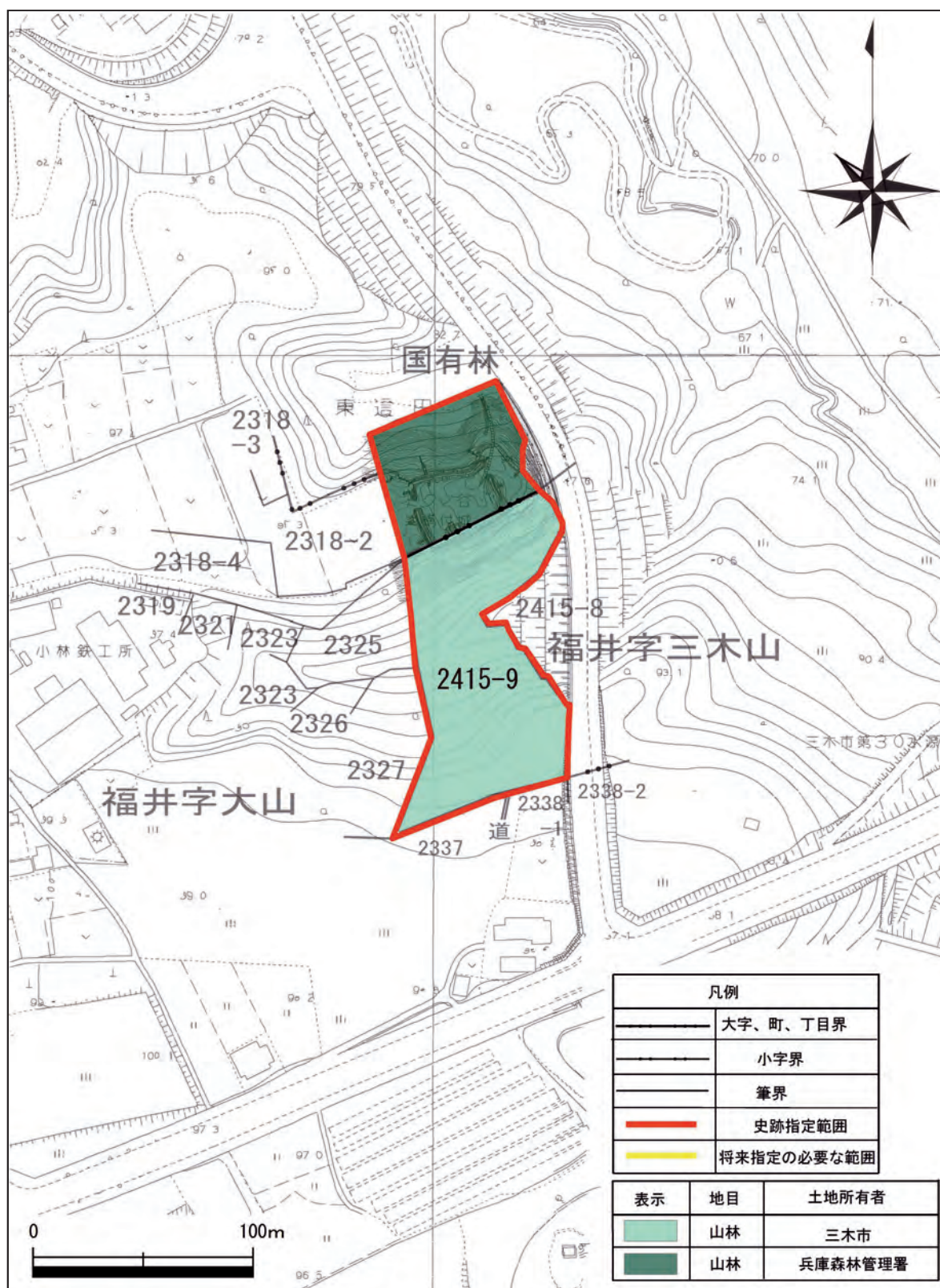
第 25 図

土地所有区分図
 ○高木大山付城跡
 ○高木大山土塁 A
 ○高木大山土塁 C
 ○高木大山土塁 D



第 26 図

土地所有区分図
○シクノ谷峯構付城跡



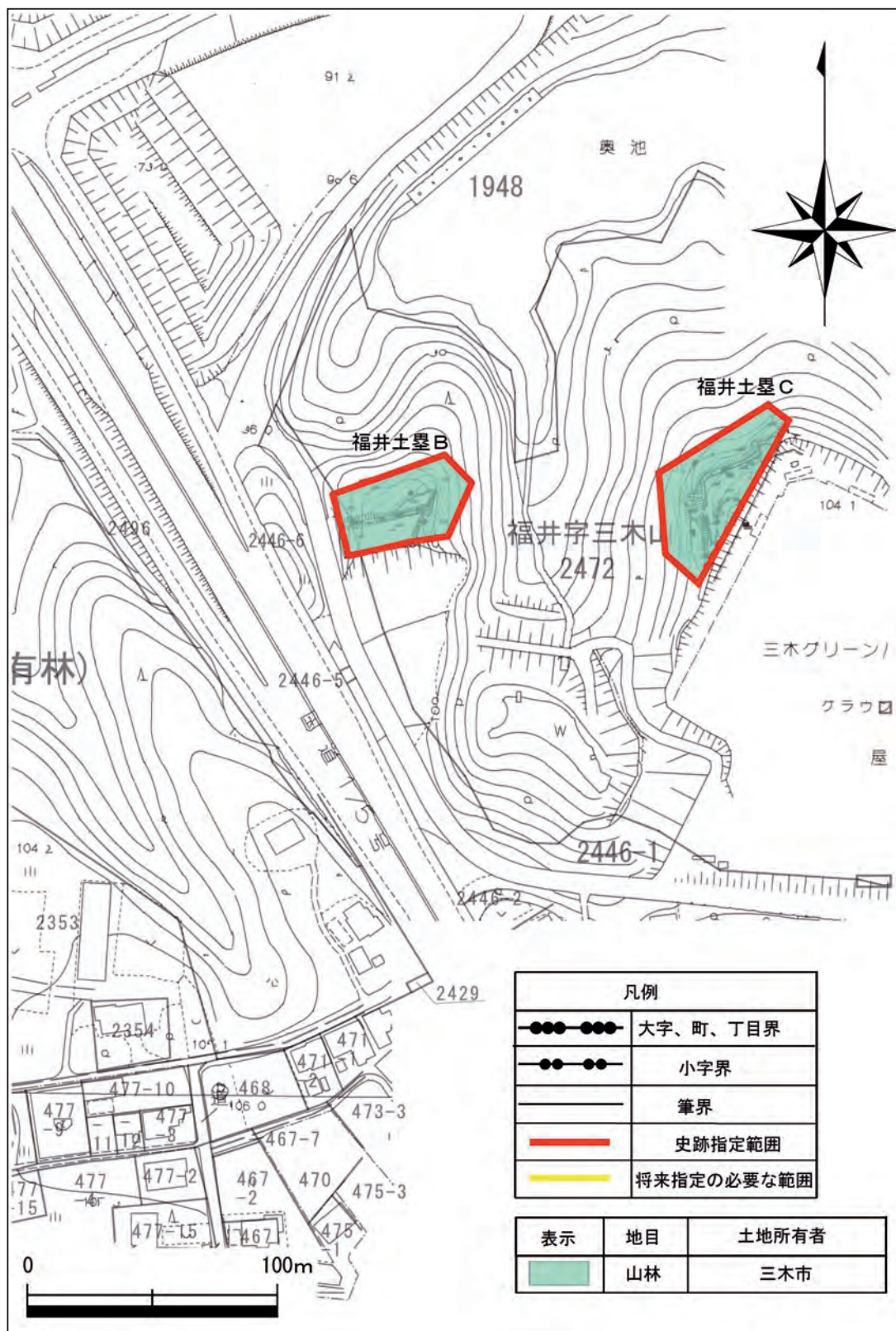
第 27 図

土地所有区分図
○ 福井土塁 A



第 28 図

土地所有区分図
○ 福井土塁 B
○ 福井土塁 C



第 29 図

土地所有区分図
○明石道峯構付城跡



第 30 図

土地所有区分図
○ 小林八幡神社付城跡



(3) 土地利用・来訪状況

三木城跡及び付城跡・土塁における土地利用・来訪状況については、第8表のとおりである。

第9表 土地利用等一覧表

遺跡名		土 地 利 用
三木城跡	①三木城本丸跡	・明治30年頃住民憩いの場として上の丸公園がつくられた。公園の中央部には築山が設けられ、忠魂碑や慰霊碑が建立されている。また、東側には昭和45年創立の上の丸保育所があり、上の丸公園の南側は稲荷神社の境内地となり、南東部は金物神社及び金物資料館の敷地となっている。東隅には一部民家の敷地として利用されている。 ・三木市歴史街道整備プランの「三木城址と城郭跡の広がり」地区に含まれている。 ・史跡に一部含まれるかたちで西側法面・北東法面が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。 ・来訪状況については、保育所や金物資料館が位置していることから、大勢に利用されている。金物資料館の入館者数は、平成23年度4,617人、24年度4,870人、25年度7,311人である。
	②三木城二の丸跡	・旧三木高等女学校の校舎が2棟あり、関連する倉庫などの建築物がある。南側には三木市立図書館、美術館があり、中央部分はこれら諸施設の駐車場として使われている。東側は民家の敷地となっている。 ・三木市歴史街道整備プランの「三木城址と城郭跡の広がり」地区に含まれている。史跡に一部含まれるかたちで西側法面が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。 ・来訪状況については、図書館や堀光美術館が位置していることから、大勢に利用されている。堀光美術館の入館者数は、平成23年度14,417人、24年度13,003人、25年度13,185人である。
	③三木城鷹尾山城跡	・別所長治の墓所がある雲龍寺背後の丘陵の山林に残存している。 ・森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。 ・来訪状況については、平成26年度に案内板と説明板を設置したことから、ある程度の利用がみられる。
付城跡及び土塁	④平井山ノ上付城跡	・大部分が山林(市有地)である。史跡に一部含まれるかたちで南側谷部が土石流危険溪流に指定されている。主郭の西側尾根南面及び同一尾根西端において、崩落した崖面がみられる。 ・森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。 ・平成25年度、案内誘導板を設置し、入口に説明板とアプローチ階段を設置したことから、大勢に利用されている。平成26年の入城者数は約10,000人である。
	⑤這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	・大部分が三木山国有林及び山林(私有地)である。 ・国有林はヒューマン・グリーン・プランに基づく三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。一部三木ホースランドパーク敷地内となり、逍遙馬道が通っている。 ・山林(私有地)の一部は愛宕社の境内地となっている。森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。 ・史跡に一部含まれるかたちで北西裾部が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。 ・平成25年度、案内誘導板を設置し、入口に説明板を設置したことから、大勢に利用されている。平成26年の入城者数は約1,000人である。
	⑥高木大塚城跡	・三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。三木山森林空間総合利用整備事業区域となっている。

		・三木ホースランドパークの案内マップに記されており、現地に案内板も設置されていることから、ある程度の利用がみられる。
⑦高木大山付城跡・高木大山土塁A		・三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 ・三木ホースランドパークの案内マップに記されており、現地に案内板も設置されているが、物見台と案内されていることから、利用者は少ない。
⑧シクノ谷峯構付城跡		・三木山国有林と山林（市有地）に残存している。国有林は三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 ・市有地の山林については、森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。 ・三木ホースランドパークの案内マップに記されており、現地に案内板も設置されていることから、ある程度の利用がみられる。
⑨明石道峯構付城跡		・山林（市有地）に残存している。平成 12 年度に市史跡となり、平成 13 年度、歴史の森公園として整備した。丘陵麓は谷を埋め立てて整備されたターゲットバードゴルフ場となっている。 ・来訪状況については、整備されていることから、ある程度の利用がみられる。
⑩小林八幡神社付城跡		・八幡神社境内地及び参道のほか周囲は山林（市有地）、市道となっている。 ・来訪状況については、神社関係者以外の利用者は少ない。
⑪高木大塚土塁		・三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。一部は盛土保存の上、ダートコースが設けられている。三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 ・来訪状況については、視認しにくい場所に位置することから、利用者は少ない。
⑫高木大山土塁C		・三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 ・利用状況については、草木が生い茂っているため、利用者はほぼいない。
⑬高木大山土塁D		・三木ホースランドパーク敷地内の三木山国有林に残存している。三木山森林空間総合利用整備事業区域内である。 ・来訪状況については、ホースランドパーク入口付近の道路法面の下にあり、通常は立ち入り困難であることから、利用者はほぼいない。
⑭福井土塁A		・三木市第 7 水源の南側の三木山国有林に残存している。 ・道が整備されておらず、立ち入り困難であることから、利用者はほぼいない。
⑮福井土塁B		・山林（市有地）に残存している。南側法面下の史跡指定地外は三木クリーンパークの西駐車場となっている。 ・南側法面は駐車場整備に伴う土取りにより、急崖となっており、立ち入り困難であることから、利用者はほぼいない。
⑯福井土塁C		・三木クリーンパークの野球場一塁側背後の山林（市有地）に残存している。立ち入りしにくいことから、利用者はほぼいない。

現在、史跡地内の来訪者については、三木城跡と秀吉本陣跡である平井山ノ上付城跡が多く占めている。特に、史跡指定とあいまって平成 26 年 NHK の大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映が決まって以降、観光客数が大きく伸びている。三木城本丸跡に位置する金物資料館の入館者数は平成 24 年度 4,870 人から 25 年度 7,311 人となり、26 年度については 12 月末現在で 10,356 人となっている。

三木城跡は、神戸電鉄粟生線「三木上の丸駅」に近接しているため鉄道利用者は当駅下車後、ナメラ商店街を経て階段もしくは市道により本丸・二の丸へと至る。車両利用者は本丸保育所前か、二の丸の図書館前に駐車する人が多い。ただし、いずれの場合にも動線が分かりにくく、今後の課題でもある。

平井山ノ上付城跡は、最寄り駅からは離れておりバスも本数が限定されているため、ほとんどの来訪者が車両利用で、史跡指定隣接地に駐車し利用されている。

その他の遺跡においても来訪者はあるものの動線が分かりにくく、周知も十分とは言えない状況である。

史跡関連イベントについては、平成 25 年 12 月 7 日「国史跡指定記念シンポジウム 三木合戦を知る」を開催し、同日開催の平井山ノ上付城跡等を巡る記念ウォークは 268 人、シンポジウムは 700 人の参加があった。平成 26 年度には、全 7 回の史跡を巡る歴史ウォークを開催し、毎回 50 名以上の参加があるなど、市内外における史跡への関心は高まりつつある。



歴史ウォーク（H26.6.29 高木大塚城跡）

教育への活用状況については、市内小学校への史跡に関する出前講座を実施し、現地案内も実施するなど、子どもたちに対して史跡の普及啓発を積極的に行っているところである。

3 指定地内における関連法規及び上位計画

（1）関連法規

史跡には、文化財保護法のほか、森林法、土砂災害防止法等の法令により、規制・保護されている（第9表及び第32図～第34図参照）。なお、一部において史跡指定地周辺が周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、土木工事等の地下の掘削を伴う開発行為に着手する 60 日前に文化庁長官に届出なければならない（同法第93条による）。また、三木市環境保全条例により、文化的遺産の所有者若しくは占有者又は関係者は、その文化的遺産を公共のために大切に保護するとともに、その文化的活用に努めなければならないことなどが盛り込まれている。

第 10 表 主な関連法規等一覧表

遺跡名	関連法令等
三木城本丸跡	土砂災害防止法（56 頁参照）
三木城二の丸跡	土砂災害防止法（56 頁参照）
三木城鷹尾山城跡	森林法
平井山ノ上付城跡	土砂災害防止法（57 頁参照） 森林法
這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	土砂災害防止法（58 頁参照） 森林法 国有林野の管理経営に関する法律

高木大塚城跡	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
高木大山付城跡・ 高木大山土塁 A	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
シクノ谷峯構付城跡	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
明石道峯構付城跡	なし
小林八幡神社付城跡	なし
高木大塚土塁	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
高木大山土塁 C	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
高木大山土塁 D	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
福井土塁 A	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
福井土塁 B	なし
福井土塁 C	なし

（２）関連計画

①三木市総合計画（平成 19 年 12 月策定 三木市）

平成 30 年までのまちづくりを総合的・計画的に進めていくための指針として策定されたものである。

市の将来像を「日本一美しいまち三木」と定め、まちづくりの目標を次の 5 つの柱に基づき施策を体系化している。

- 1 ふれあい人間のまち
- 2 いきいき文化のまち
- 3 うるおい景観のまち
- 4 にぎわい交流のまち
- 5 やすらぎ安心のまち

これらのうち 2 つ目の柱である「いきいき文化のまち」において「三木の祭りをはじめとし歴史の中で育まれた伝統・伝承、文化を守り育むまちをつくる」との政策を掲げ、その具体的施策として「三木の歴史遺産、文化財を大切に保護し未来に伝える」取組の一環の中で、「三木城址・付城跡群の調査研究と保存整備」が明記されている。

②三木市都市計画マスタープラン（平成 23 年 2 月策定 三木市）

「まち全体の土地利用の規制や誘導を行うとともに、道路や公園、下水道など、都市施設の整備に必要なことがらを効率的・効果的に進め、まちづくりの総合的な指針」として策定され

たものであり、「三木市総合計画」と同じ平成30年を目標年次としている。

「三木市が持つ歴史・文化、豊かな自然環境、恵まれた農地、山田錦や金物などの地場産業や農産物など、特色ある地域資源を活かし、守り育てていくこと」を「重要な課題」とする中で、「新たな飛躍のまち」をめざし、「都市拠点」、「地域拠点」、「地区拠点」の3つの拠点に分類しているが、三木城跡を中心としたエリアは「都市拠点」に位置づけ、「三木城跡及び付城跡群の国史跡の指定に向けた取組を進める」とうたわれている。

また、付城跡が所在するエリアについては、「ふるさと環境保全ゾーン」及び「にぎわい交流ゾーン」に位置づけられているが、付城跡などの史跡の保護を直接明記した文言はない。しかしながら、「景観の維持・形成」といった観点から「森林の保全・育成に努める」ことが盛り込まれており、自然緑地内に残る付城や土塁といったものを保護していこうという流れにあることは明白である。

③ 三木市文化振興ビジョン（平成21年5月策定 三木市・三木市教育委員会）

本市の文化芸術の振興、特に、文化芸術を通じた「いきいき文化のまち 三木」づくりを進める指針として策定されたもので、こころ豊かな生き方と社会生活の基盤に「文化」を生かしていくものである。三木市総合計画を上位計画とし、その趣旨や方向性を念頭に、市民と行政及び文化振興財団と各団体が文化振興の目的を共有し、それぞれが実現主体となって「いきいき文化のまち 三木」づくりを進める上での中長期的なプランとして位置づけられている。平成30年を目標として、文化の振興を図ることとしている。

そのなかで、三木城跡と付城跡が多く分布する三木地域については、将来イメージとして『金物のまちを訪ねる路』『三木合戦を訪ねる路』の遺跡散策や祭りなどと連携したにぎわいのあるまち。商店街や三木城址一带に人が行き交うまちに。」がうたわれている。そして、付城跡が複数分布している別所地域においても、将来イメージとして「三木鉄道跡地や旧下石野分校、付城跡や古墳群、美囊川などを活用し、歴史と自然にふれあうまちに。」がうたわれている。

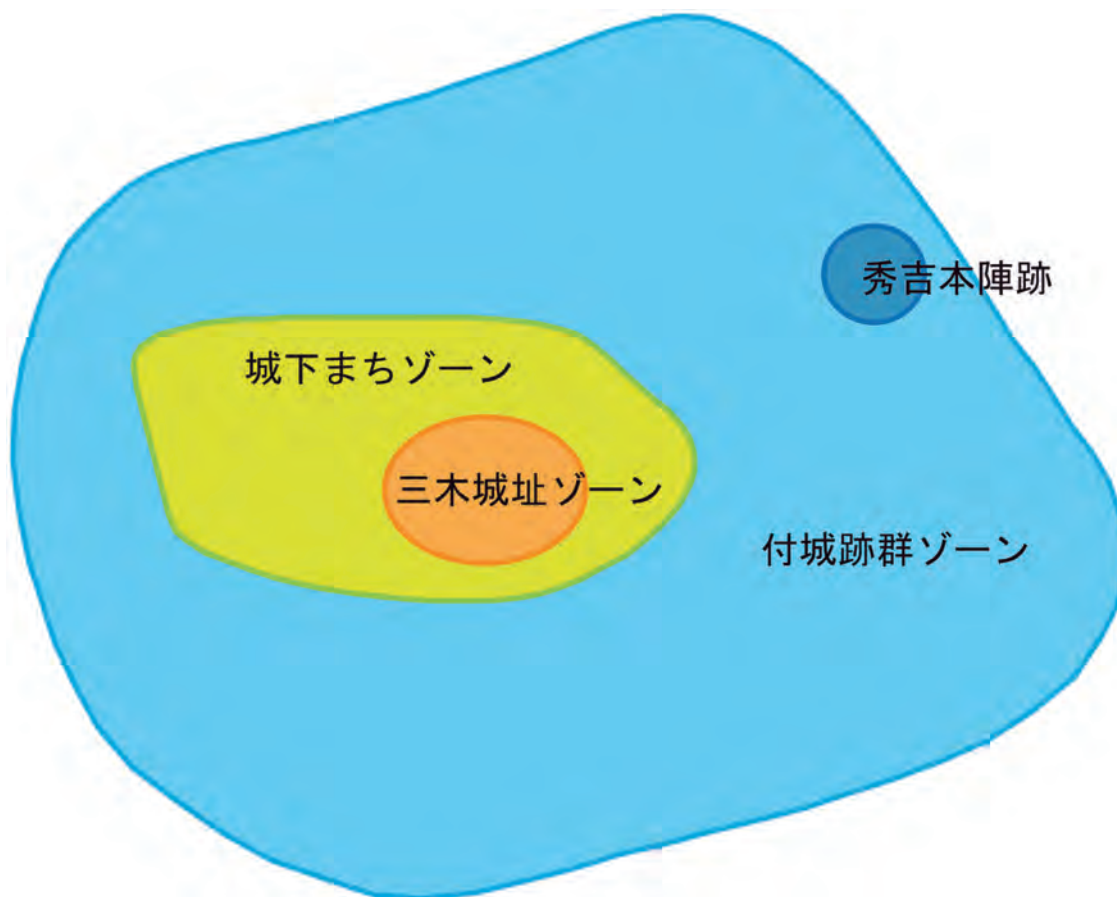
なお、カルチャーデザインプロジェクトのなかで、「三木城址や文化財の保護、埋蔵文化財の保護と出土品の整理・展示」がうたわれている。

④ 三木歴史美術の杜構想（平成24年6月策定 三木市教育委員会）

三木城址及び付城跡群を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めそのエリアを、ひとつの大きな博物館（フィールドミュージアム）に見たて、「みき歴史・美術の杜 みゅーじあむ」として歴史の継承、市民の憩いの場を創出、まちの活性化に取り組むことを通して、まちの魅力を全国に伝え、市民の夢を育み、誇りとなるような三木のまちづくりを進めることを目的として策定された。

そのなかで、整備イメージ例として、本丸跡については、築山や石碑など三木城にかかわりのないものを移設または撤去し、遺構の一部復元を行い、市民が憩い、歴史を感じることで城址公園として整備を進めていくことがうたわれている。

二の丸跡については、老朽化が進んでいる旧三木高等女学校校舎など三木城にかかわりのな



三木城址ゾーン	三木城址を中心とした本構想のセンターゾーン
城下まちゾーン	旧城下であった中心市街地
つけじろ 付城跡群ゾーン	秀吉本陣跡を核として城下町を取り巻くように配置された つけじろ 付城群がある丘陵

第 31 図 「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」のゾーンイメージ

いものは移設または撤去し、本丸と二の丸の空間的一体感を創出するとともに遺構の一部を復元し、市民が集えるイベント広場や利用者の駐車場を設けた城址公園として整備を進めていくこと、図書館はさらに利便性を図るため適地に移設し、その跡は建物としての耐用年数が過ぎるまでの間を（仮称）「三木歴史資料館」として活用し、美術館と一体的な利用をすることにより、三木の歴史や文化を発信していくことがうたわれている。

周辺及び付城跡群については、三木城址周辺の道路の狭さは、城に通じる道としての特徴であり、その景観を保っていることから拡幅等は行わないこと、バス等による三木城址へのアクセスは、市役所前や観光協会横の駐車場を利用し、徒歩でのアクセスを基本とすること、そのため、駐車場や最寄駅、また周辺地域の歴史・文化遺産や施設、商店街を取り込んだ回遊性のある散策ルートの設定やわかりやすい案内板、誘導サインなどの整備を進めること、付城跡を巡るハイキングルートを設定することがうたわれている。

⑤三木市歴史街道整備プラン（平成 15 年 3 月策定 三木市）

平成 14 年度、国土交通省近畿地方整備局により、三木城跡周辺が歴史街道モデル事業地区に認定されたことを受けて策定された。

歴史街道整備の理念を「三木市民が生活の中で培ってきた歴史文化の継承と展開」とし、より多くの人々に親しみやすく伝えるために、テーマとして「歴史が奏でる匠の里」が掲げられている。

そして、「湯の山街道とその町並み」・「三木城址と城郭跡の広がり」・「ひめじ道とその町並み」が重点地区（歴史街道ゾーン）とされ、このうち「三木城址と城郭跡の広がり」地区は三木城本丸跡・二の丸跡とその周辺が含まれ、その整備方針については、戦国武将の夢に思いをめぐらせる場づくり、生活に培われた歴史文化にふれる場づくりがうたわれている。具体的には、城址等の文化財調査の実施及び資料の収集・提供、三木城址等の解説板の設置、城郭探索オリエンテーリングコースの設定、歴史街道ゾーンの来訪者に付城跡を紹介し、戦国の世に思いをはせる機会をつくることなどがあげられている。

⑥三木市歴史街道まち並み景観ガイドライン（平成 20 年 9 月策定 三木城下町まちづくり協議会）

①湯の山街道（有馬道）、②東条道、③湯の山街道（ひめじ道）、④あかし道、⑤かわし道や一部の路地裏を含む区域を対象に、景観特性としての歴史的、伝統的まち並みを次世代に引き継ぐため、街道筋と一部の路地裏ゾーンの魅力的なまち並みの保全と育成を図ることを目的として策定。同ガイドラインにおいて三木城跡は、誘導課題にはあげられていないが、「上の丸城跡公園ゾーン」として、周辺地域における「歴史・文化核」に位置づけられている。

⑦ヒューマン・グリーン・プラン（昭和 62 年策定 林野庁）

国有林野を有効に活用するため、年間を通じて利用や滞在が可能なさまざまなレクリエーション施設を総合的に設置し、野外レクリエーションの場、青少年の教育の場、保養の場などを提供する事業。同時に、各種イベントを開催するなどにより、都市と農山村の交流促進、地域特産物の消費拡大などの地域振興を図っていく。なお、事業実施にあたっては、積極的に民間企業の資金や経営のノウハウなどを活用することになっている。森林空間総合利用整備事業のことをという。

⑧地域森林計画（林野庁）

都道府県知事が、森林法に基づき国が定める「全国森林計画」に即して、民有林について森林計画区（全 158 計画区）別に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものである。三木市は加古川森林計画区に含まれている。

民有林とは、国が所有する「国有林」以外の森林のことであり、民有林には、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

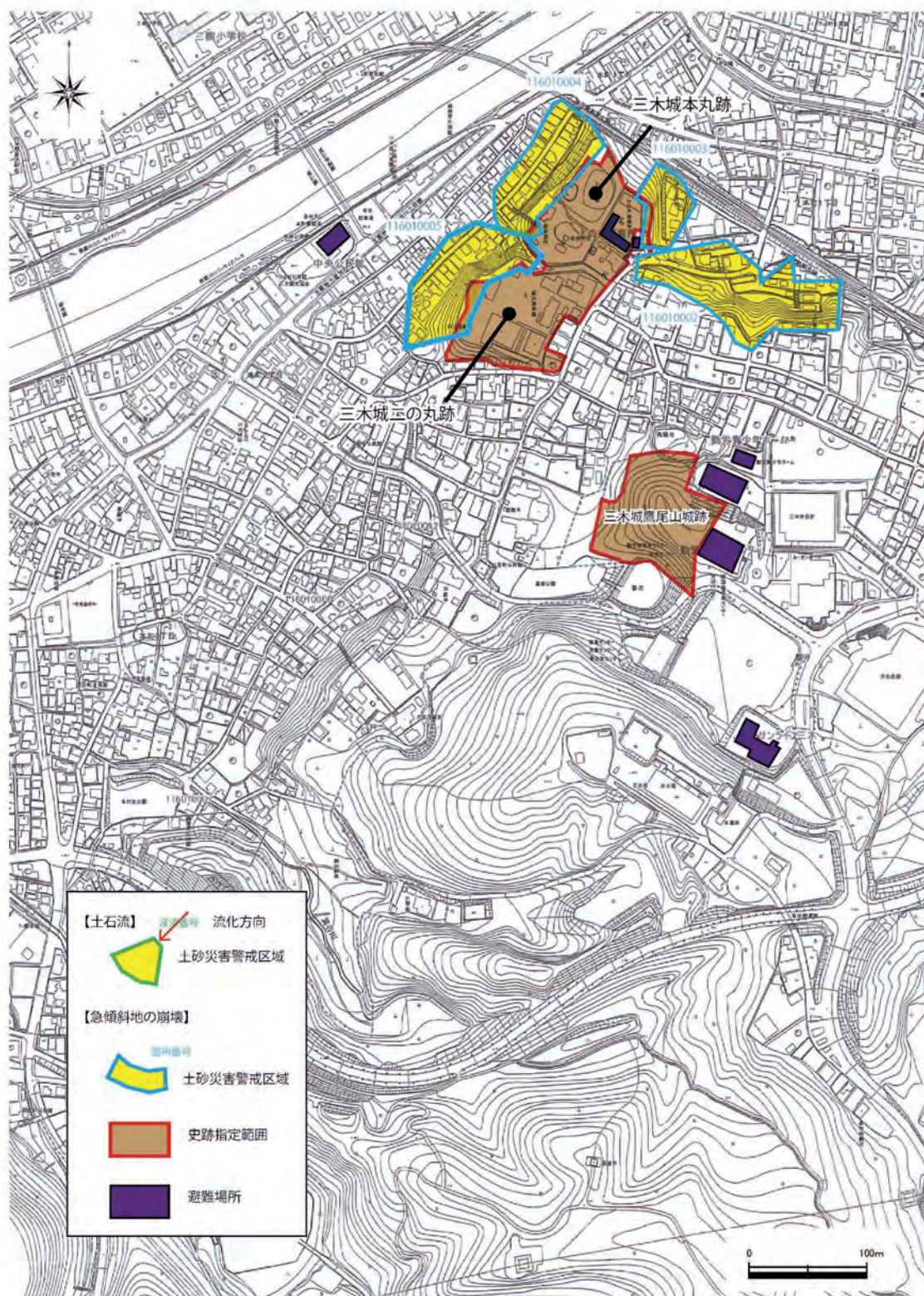
史跡内の地域森林計画対象民有林において、立木を伐採する場合、三木市長に対し「伐採及

び伐採後の造林届出書」を提出する必要がある。

なお、国有林についても、森林管理局長が5年ごとに10年を一期として「国有林の地域別の森林計画」をたてることとなっており、その計画事項は、民有林の「地域森林計画」とほぼ同様のものとなっている。

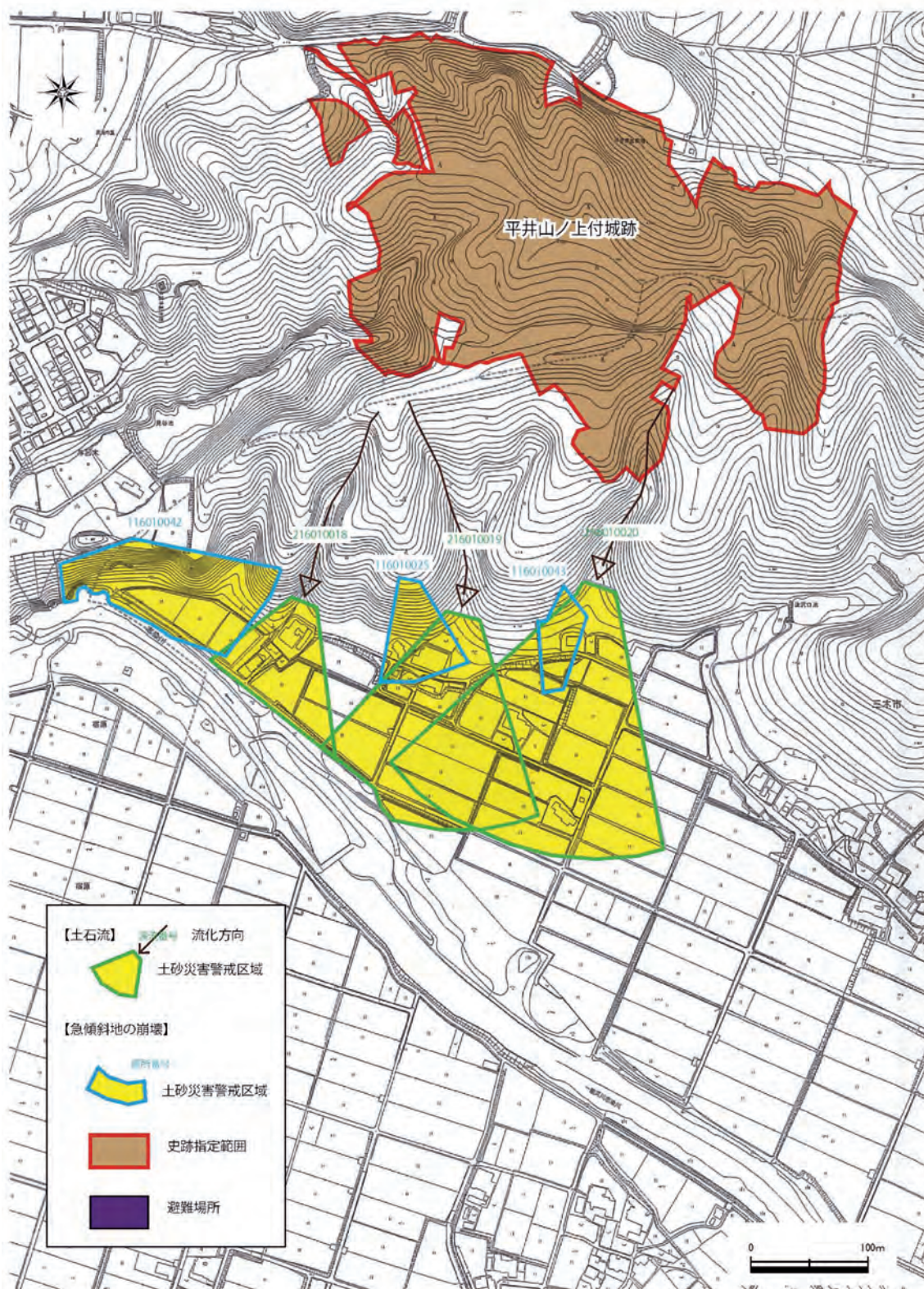
第 32 図

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域図



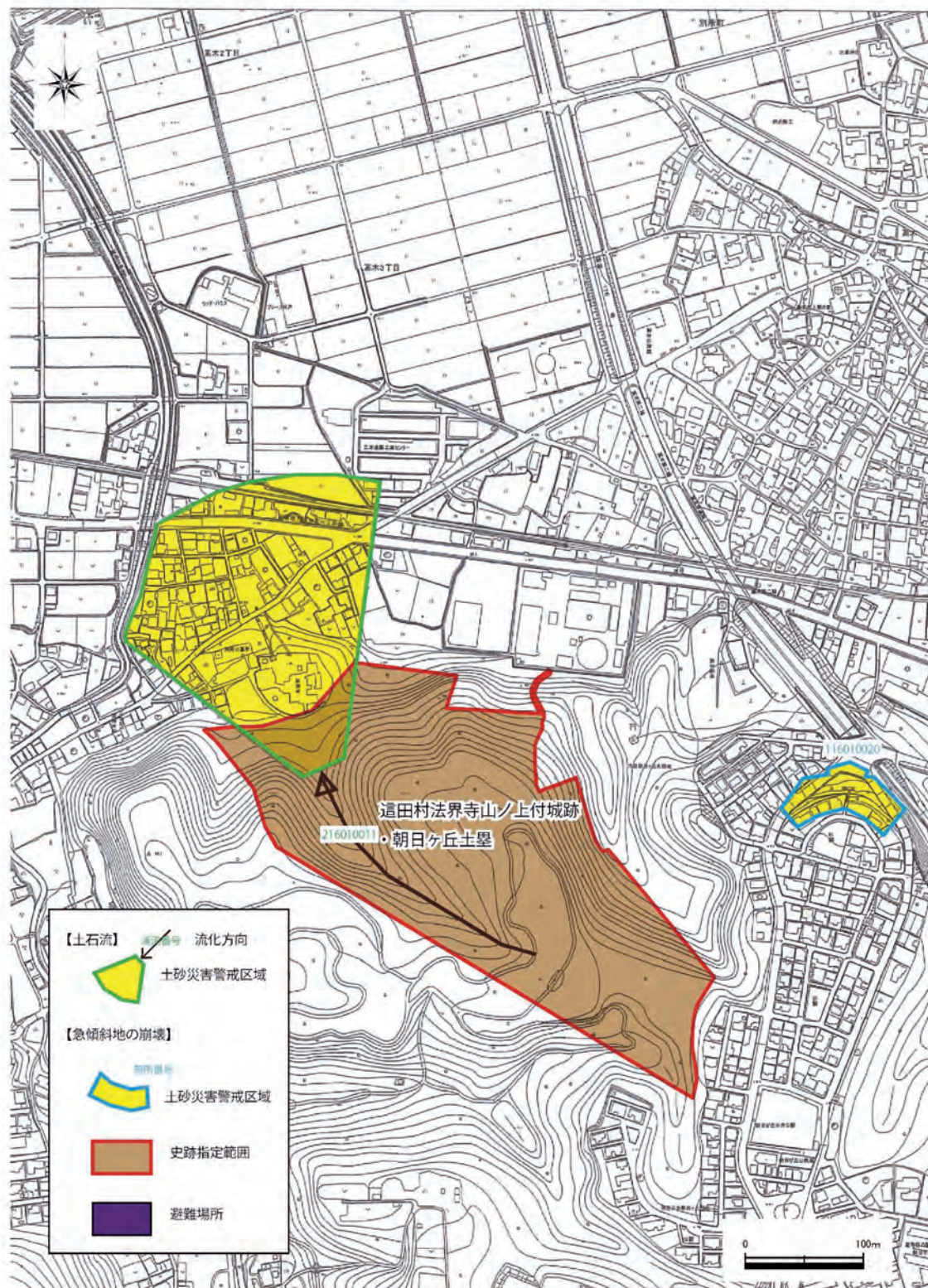
第 33 図

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域図



第 34 図

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域図



第2節 史跡の現況

1 自然的調査

(1) 地質

植生基盤でもある地質状況を見ると三木市域の地質は、火成岩の一種である流紋岩類と堆積層である神戸層群・大阪層群・最新世段丘層・現世層からなっている。このうち本史跡を構成している地質を見ると、三木城跡は中位段丘面に構築されたほか、付城跡のほとんどの地質は、播磨平野を通じての特徴である大阪層群下部層にあたる明石層とよばれる地層であり、礫の多い特徴を持つ三木礫層である。

(2) 植生

① 三木市の植生概況

市域の現存する自然植生は、丘陵地を中心にアカマツ-モチツツジ群集が見られ、これは兵庫県内に広く分布する代償植生である。丘陵地の一部にはスギ・ヒノキの植林地も見られる。また、河川周辺の平地は、水田を主とする耕作地が広がっている。

貴重種などの植生に関しては、植生自然度のきわめて高いウキシバーアゼテンクサ群落、ジュンサイ-ヒツジグサ群落、ヒシ群落、ハンノキ群落、アラカシ群落などが見られ、自然度の高さを反映している。また、絶滅危惧種（Ⅱ種）に指定されているゴマクサ、イシモチソウ、オグラノフサモ、サンショウモ、ヒメコウホネなどの湿地～水辺の植物が確認されている。

「三木市農村環境計画・概要版（平成15年3月）」より
一部「三木市史」より引用

② 各遺跡の植生

本計画の策定にあたり、史跡内の植生調査を行い、どのような植生を維持し管理することが適正であるかを検討するため、代表的な7箇所（8遺跡）について現況植生調査を実施した。調査期間は、平成26年6月20日から平成26年8月29日。調査は、株式会社都市景観設計に委託して行った。以下に各地区の植生概要を抜粋した。また、兵庫みどりのヘリテージマネジャーによる平成26年度の現地視察が三木城跡及び平井山ノ上付城跡で行われており、その結果報告も参考にしている。

植生調査箇所

- ア 三木城本丸跡・二の丸跡
- イ 三木城鷹尾山城跡
- ウ 平井山ノ上付城跡
- エ 這田村法界寺山ノ上付城跡
- オ 高木大塚城跡
- カ シクノ谷峯構付城跡
- キ 小林八幡神社付城跡

ア 三木城本丸跡・二の丸跡

- ・ 史跡指定地は金物資料館や稲荷神社・保育園が立地する本丸跡と、図書館・美術館等が立地する二の丸跡に区分される。
- ・ 本丸跡の主な植生区域は、東端・北辺部及び稲荷神社境内、忠魂碑周辺、伝天守跡周辺である。
- ・ 本丸跡は上の丸公園となっており、人為的に植栽された樹木と後に実生で成長したアラカシ等の樹木がほとんどを占める。
- ・ 伝天守台は展望拠点ともなっているが、北側への眺望及び本丸内への眺望も既存樹木により見通しが悪い状態となっている。北側法肩部にはサクラの幼木が植栽されているが、これらが成長すれば新たな眺望阻害要因となる可能性がある。
- ・ 稲荷神社境内（参道斜面含む）にはカヤノキやクヌギ、ケヤキ、ムクノキの大木が植生しており、緑陰を形成するとともに、遠景から望む三木城の良好な植生景観を形成している。
- ・ クヌギの大木は稲荷神社本殿前にあるが、重量の重い樹木であるため、落枝等が無いよう危険な枯れ枝等の監視が必要である。
- ・ 二の丸跡の主な植生は東及び北側の辺部斜面地で、エノキの大木、シュロ、サクラ類一部でタケ類の生育が見られる。二の丸跡の中心部はカイヅカイブキ、サクラ等が生育する他、南側の住宅地側でニセアカシアの列植が見られる。
- ・ 神社の南～西斜面部に見られる林は元々谷部に成立した植生が部分的に残存しているものと考えられる。



樹木による眺望阻害状況写真（本丸北斜面。平井山ノ上付城跡（秀吉本陣跡）方面の視認が阻害



二の丸跡の植生（シュロやタケ類の育成状況）



本丸跡の稲荷神社境内林（実生で繁殖したアラカシが群生



二の丸跡法面の樹木の繁茂状況

イ 三木城鷹尾山城跡

- ・ ほぼ全山がアベマキとコナラが優先する林。
- ・ 中央部に植栽されたヒノキ林が見られる。
- ・ 下層には草本が少なく、実生の稚樹が多くみられる。
- ・ 株立の個体や小径木が目立ち、定期的な管理が行われていると考えられる。
- ・ アカマツの立ち枯れが散見される。マツ枯れによる被害があったと考えられ、現在の植生はアカマツ林から遷移し、人の管理によってその進行が現在の段階で止められているものと考えられる。放置した場合、アラカシやシイが優占する照葉樹林へと漸変していくと考えられる。

ウ 平井山ノ上付城跡

- ・ 全山を広くアベマキとコナラが優先する林に覆われている。
- ・ モウソウチクの竹林が見られる。竹林内はモウソウチクの被圧により他の植物が見られない。
- ・ ヒノキの人工林は管理が不足しており、暗く下層植生が見られない。
- ・ アカマツ低木林が林縁に見られる。乾燥瘦地に見られる樹木が生育している。枯死個体が目立つ。
- ・ 園路に沿って立ち枯れの樹木が散見される。



遺構上部樹木写真



モウソウチク

エ 這田村法界寺山ノ上付城跡

- ・ 全山をアベマキ・コナラが優占する林に覆われる。
- ・ 中央部は10mを越える高木が見られない、亜高木林となっている。
- ・ 北斜面の一部にモウソウチクの竹林が見られる。斜面の上部へ拡大している。
- ・ 法界寺側の入り口は帯状に山裾が小さく崩れ、その肩部分にアカメガシワ、ヌルデの林が細く成立している。
- ・ 比較的広い面積の伐採地が見られる。

オ 高木大塚城跡

- ・ 史跡を広くアカマツとコナラの混交林が覆う。
- ・ 島状に草地が見られ、草丈が低く管理されている。
- ・ 南東に一部にニセアカシアの植栽が見られる。

- ・ 林床に丈が低く管理されたネザサが見られる。
- ・ 一部こぶ病を発症したコナラが見られる。

カ シクノ谷峯構付城跡

- ・ 指定範囲北部は亜高木層の林でヒサカキが目立つ。種組成はアカマツ林の亜高木層に近く、高木層のアカマツが伐採除去あるいは自然環境要因（病虫害や気候、土壌の変化）でなくなったものと考えられる。
- ・ 指定範囲外であるが西側に草地がまとまって見られ、背丈程のセイタカアワダチソウとネザサが繁茂している。
- ・ 指定範囲南部はアベマキ、コナラの優占する林に覆われる。

キ 小林八幡神社付城跡

- ・ 道路を境に東側は社寺林として管理されていると見られる。
- ・ 道路西側の北部はアベマキ、コナラが優占する2次林となっている。
- ・ 道路西側の南部はセイタカアワダチソウ、ススキの草地をクズが覆った植生となっている。
- ・ 東側の社寺林は常緑樹に覆われ、暗く下層植生がほとんど見られない。

2 歴史的調査

（1）文献・縄張調査

①三木城の概要

三木城は、戦国期東播磨最大の勢力である別所氏歴代の居城である。東西に流れる美嚢川左岸の上の丸台地上に築かれた丘城であり、北麓・西麓には姫路と有馬をつなぐ湯の山街道が通る。天正6年（1578）3月から同8年1月17日までの1年10ヶ月にわたる毛利輝元を後ろ盾とする別所長治方と羽柴秀吉を主将とする織田信長方との間で播磨一円を巻き込んで繰り広げられた三木合戦の主戦場となった。

②別所時代の三木城

別所氏は、播磨守護赤松庶流家に出自をもつ。三木城を築いたのは、三木別所氏の初代当主則治とみられる。長享2年（1488）、赤松政則が播磨・備前・美作の3ヶ国を回復し、則治が三木郡久留美荘を拠点として、東播磨八郡を管轄する守護代に任じられてからと考えられる。

則治の孫村治の代には、三木城での合戦が確認できる。赤松晴政と浦上村宗との対立により、大永2年（1522）10月6日、浦上村宗に「別所館」が攻撃されたが、村治はこれを撃退した（『春日社司祐維記』）。これが別所氏の居城の初見である。ただし、これが現在の三木城跡にあたるものかどうかは不明である。

享禄2年（1529）10月3日、再び浦上村宗に三木城が攻められ、「当城山下、於西之口合戦」におよんだが、牢人衆の活躍により、三木城は持ちこたえた（『上月文書』）。

翌年6月29日、村治とともに浦上方の依藤秀忠の豊地城（兵庫県小野市）を攻めていた柳本賢治が暗殺された。これにより、味方諸城が落城、村治は三木城を捨てて国外に脱出した（『細川高国晴元争闘記』）。同4年6月、摂津天王寺において赤松晴政が浦上村宗を討ったことにより、村治は三木城に復帰したようである。

天文7年（1538）11月、出雲の尼子詮久^{のりひさ}方により「三木要害」が攻められたが、村治はこれを撃退した（『飯尾文書』）。

天文23年8月末、村治は京都の細川晴元になびいたことにより、赤松晴政と対立関係となった。それにより、三好長慶が、摂津国人を播磨へ出陣させた。三木城は11月頃から翌24年初めにかけて、三好方に攻められたようであるが堅固に守り切り、2月に三好方は撤退した（『細川両家記』）。

③三木合戦

村治の孫長治の代になると、畿内で台頭していた織田信長方に与する。天正5年（1577）10月、織田信長は羽柴秀吉に中国地方の毛利攻めを命じた。秀吉が播磨へ出陣すると、長治も織田方に与したが、同6年3月初め、長治は秀吉と対立し、毛利方へ味方した。秀吉はこれを許さず、三木城へ押し寄せ、近隣に火を放った（『播州御征伐之事』）。信長も長治の離反を「言語道断」とし、黒田官兵衛に対し、忠節を尽くすよう命じた（『黒田家文書』）。

7月下旬、神吉・志方^{かんきしかた}（兵庫県加古川市）の城を落とした織田信忠の軍勢は三木に向かい、三木城攻略のための付城の構築を開始した（『信長公記』）。信忠は、平井山を秀吉の本陣として引き渡した（『豊鑑』）。

同年10月、織田方の荒木村重が三木城攻めの陣を退き、毛利方に与して居城の有岡城（兵庫県伊丹市）に籠った。こうした情勢を受けてか、10月22日、別所方は三木城から平井山の秀吉本陣への襲撃を試みる。しかし、長治の弟治定^{はるさだ}が討死するなど別所方の敗北となった（『播州御征伐之事』）。

翌同7年4月、信長は、信忠らを再び播磨へ派遣、26日には、信忠が付城を新たに6ヶ所築くなどして三木城の包囲をさらに厳重なものとした（『信長公記』）。

6月以降に本格化するとみられる毛利方による明石浦魚住から三木城への兵糧搬入に対し、織田方は、三木・魚住の通路を塞ぐために、周辺の付城の間に番屋・堀・柵などの防御施設を設置した（『播州御征伐之事』）。

このような中、6月13日、秀吉の軍師であった竹中半兵衛が三木の陣中で病死している（『寛永諸家系図伝』）。

9月9・10日、兵糧搬入を遂げたい毛利方と別所方は、織田方が守る平田・大村付近を襲った。織田方は谷大膳が討死したが、別所方も多くの武将が討ち取られた（『信長公記』）。

10月7日、平田大村合戦に勝利した織田方は、さらに付城を寄せて築いた（『播州御征伐之事』）。三木城包囲網を狭めたことにより、毛利方からの組織的な兵糧搬入はおこなわれなくなり、三木城内に蓄えた食糧は尽き、餓死者が数千人出た。初めは糠・秣^{ぬかまぐさ}を、中頃には牛馬・鶏・犬を食し、ついには人を刺し殺してその肉を食べたという（『播州御征伐之事』）。

天正8年を迎え、秀吉は三木城への最終攻勢を開始した。1月6日、秀吉は調略により宮ノ上要害を乗取り、11日には鷺山構を乗り崩し、長治の弟友之^{よしすけ}が守る鷹尾山城と叔父賀相の籠る新城を攻略した（『反町文書』）。15日になり、織田方である叔父別所重棟^{しげむね}は、別所長治・賀相・友之の切腹を促し、長治は城兵の助命を条件に秀吉の降伏勧告を受諾した。そして、17日に長治ら一族が自害することで三木城が開城となり（『信長公記』）、三木合戦は織田方の勝利で終結した。

なお、三木合戦当時の三木周辺の関連する主な城館、寺院の位置関係は第35図、三木城包囲の変遷については、第36図のとおりである。

④三木合戦以後

同 8 年 1 月 17 日、三木開城直後、秀吉は荒廃した三木町に対し、地子免許・諸役免除の特権を認める制札を発給した。これにより、三木町の復興が図られた。

天正 8 年からの豊臣期 20 年間、三木城には、主に城代、城番が置かれたようである。しかし、断片的にしかその実態は明らかにならない。同 11 年 6 月頃、前野長康が播磨国主羽柴秀長の配下として、「東郡三木城」に配された（『秀吉事記』）。同 13 年閏 8 月、国替により長康は但馬国主となり、中川秀政が「東郡三木城」に配された（『秀吉事記』）。文禄元年（1592）10 月、秀政が文禄の役時、朝鮮にて戦死したことにより、弟秀成が家督を継いだ。秀成は同 3 年 2 月、豊後岡城主として国替となった。三木は豊臣氏蔵入地となり、同 4 年 9 月には、但馬豊岡城主福原長成が代官を勤めた（『雲龍寺文書』）。

慶長 5 年（1600）の関ヶ原の戦後、徳川方の池田輝政の姫路入封に伴い、池田領六支城の一つとなった三木城には、同年 10 月、家老の伊木忠次が入城した（『正入寺伝』）。同 8 年、忠次死後、忠繁が跡を継いだ。伊木氏の在城は元和 3 年（1617）まで続くが、城郭部分は同元年の一国一城令によって廃城になったと考えられる。同 3 年には池田氏の転封、小笠原氏の明石入部がおこなわれた。その際、三木の侍屋敷には一時的に小笠原家臣団が入居したが、同 6 年明石へ移住した。これにより、三木町は城下町から在郷町へ転換した。

⑤三木城の縄張

川に面した丘陵端の本丸およびその南に空堀を隔てて位置する二の丸を中心部とし、新城・鷹尾山城・宮ノ上要害などで構成され、各曲輪が並立する構造である。規模は東西 600m、南北 700m を測り、南側は山と谷、他三方を崖に囲まれている。南側に鷹尾山城と宮ノ上要害を配置し、背後の防御性を高めている。石垣は確認できず、土造りを基本とする。戦国期における播磨屈指の大規模城郭といえる。現在、本丸には伝天守台と井戸が残り、二の丸は美術館などが建ち並ぶ。新城は昭和 30 年頃まで土塁や本丸側に数段の帯曲輪が残っていたが、すでに宅地化されている。鷹尾山城は東西に細長い尾根上に遺構が展開していたが、西端のみが残存し、周囲に土塁・空堀が巡る。宮ノ上要害は浄水場などの建設により遺構は消滅している。

発掘調査により、本丸・二の丸では、瓦葺き礎石建物が存在していたこと、内部が堀で区画されていたこと、本丸の伝天守台は堀が埋まったのちに造成されたことが明らかとなった。二の丸では、貯蔵庫とみられる 16 個分の埋められた備前焼大甕群が検出された。本丸・二の丸ともに瓦が数多く出土している。中心時期は戦国時代後半とみられる。

なお、城下関連の遺構としては、三木城西麓に位置する本町滑原遺跡^{ほんまちなめら}において、湯の山街道に沿って検出長約 80m の石列が確認されており、家臣団屋敷群の存在が指摘できる。

⑥付城の縄張

三木合戦の際、織田方は三木城攻略のために平井山に本陣を置き、周囲に数多くの付城を築いた。付城は三木城の周囲を東西約 6 km、南北約 5 km の範囲に展開する。付城については、近世に作成された『別所軍記』（17 世紀後半）などに織田方の付城および城主名が記されている。付城の総数は、40 城余りが存在していたとみられる。遺跡登録された上で明確な付城は 23 城、現存は 20 城を数える。

織田方が三木城周辺に築いた付城は、文献史料から第 1 期（天正 6 年 7 月末～8 月中旬）・第 2 期（同 7 年 4 月）・第 3 期（同 7 年 10 月）に大まかに分けられる。

第1期と考えられる三木城から美囊川・志^{しじみ}染川を隔て北の山上に位置する付城は、山の地形に合わせて曲輪を上下に連ねる構造のものが多く、背後の尾根続きに対して、堀切などがほとんど見られず、遮断防御はあまり意識していない。これは、川を隔てており、安全な地域に築かれたためであろう。

一方、第2期と考えられる三木城の南の山上に位置する付城は、平坦な尾根・丘上に立地し、付城間を基底部幅約5m、高さ約1mを測る土塁で連結している。櫓台を備える土塁囲みの主郭に、複雑な虎口が設けられているものが主流である。周囲に軍勢の駐屯用の曲輪を付属させるなど、主郭に対して求心的な構造を基本とする。これらは、毛利輝元方が明石魚住から三木城へ兵糧を搬入するのを防ぐための最前線であるため、より高度な築城技術が用いられたものといえる。

第3期に築かれたと考えられる付城は、さらに包囲を狭め、八幡山・二位谷奥の尾根全体を城郭化した大軍勢が駐屯可能な付城を中心とし、主要街道を押さえるという、力攻めを意識したまさに最前線の付城と評価できる。

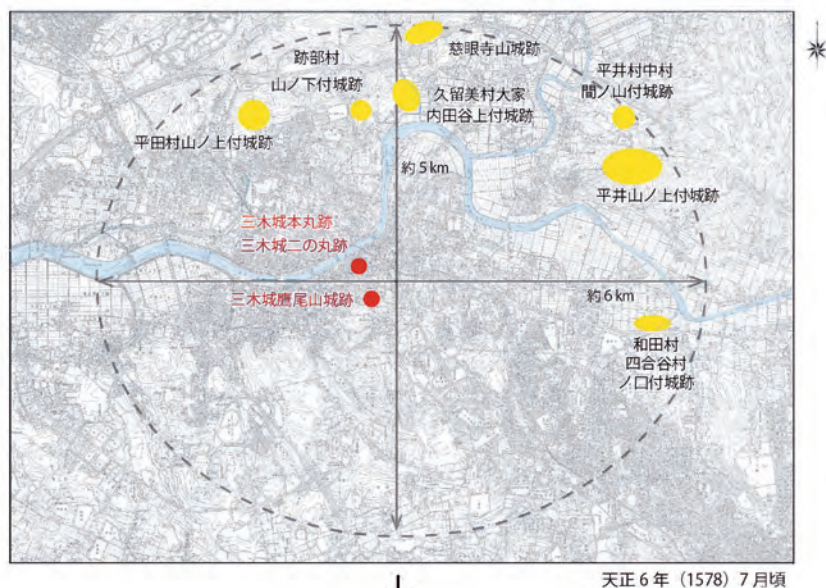
第 35 図



播磨周辺関係図

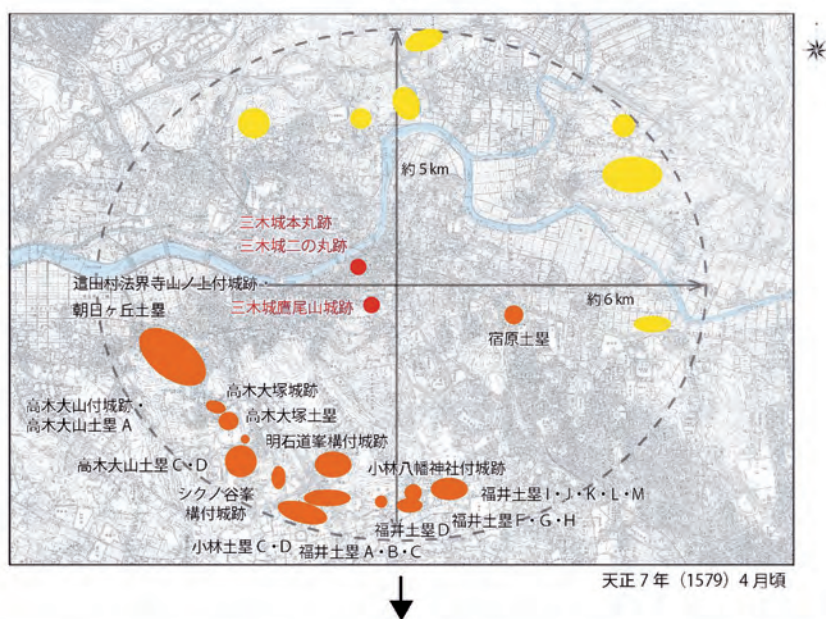
第 36 図 付城群築城変遷模式図

第 1 期



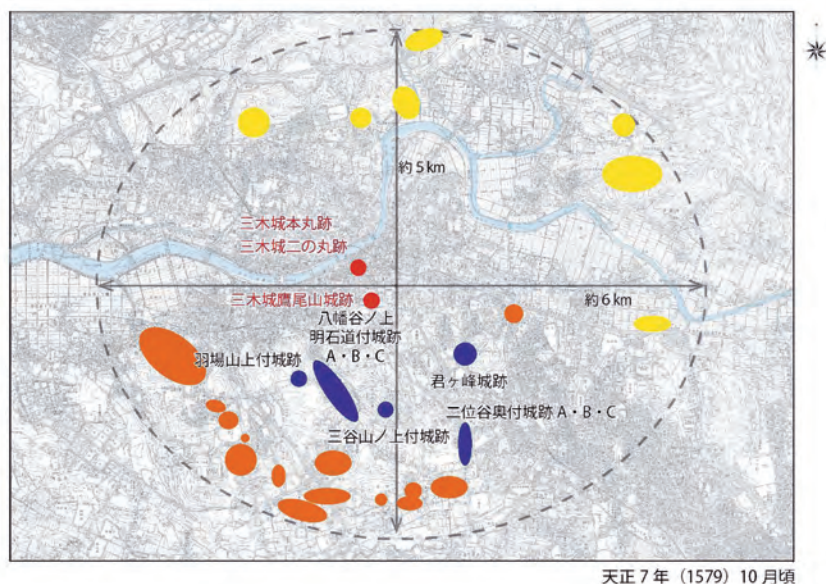
神吉城及び志方城を攻略した織田信忠が、三木城攻めへの足がかりとするため三木城の東から北側の丘陵上に付城を構築し、羽柴秀吉に引き渡す。

第 2 期



織田信忠が、再び播磨に入り、毛利軍の三木城への兵糧搬入を阻止するため、三木城の南側の外側のラインに付城及び包囲網のための土塁を築く。

第 3 期



天正 7 年 9 月、平田大村の合戦で勝利した羽柴秀吉は、三木城を力攻めで攻略するため、三木城の近接地帯に付城を構築。三木城は、翌 1 月 17 日に落城する

第 11 表 三木城概略歴史年表

西 暦	和 暦	日 付	出 来 事
1522	大 永 2	10 月 6 日	別所村治、浦上村宗に「別所館」を攻められたが、これを撃退する。
1529	享 祿 2	10 月 3 日	再び村宗に三木城が攻められ、「当城山下、於西之口合戦」におよんだが、反村宗派の牢人衆の活躍により持ちこたえる。
1530	享 祿 3	6 月 29 日	村治、柳本賢治とともに加東郡の依藤氏を攻撃するが、賢治が暗殺され、総崩れとなる。村治、三木城から退去する。
1531	享 祿 4	6 月 頃	村治、三木城に復帰する。
1538	天 文 7	11 月 20 日	村治、尼子詮久方により「三木要害」を攻撃されるが、これを撃退する。
1539	天 文 8	12 月 25 日	村治、尼子方との戦況がふるわない播磨守護赤松晴政を三木城に迎え入れていたが、村治が尼子方に内通したとの噂が立ったことから、晴政は身の危険を感じ、三木城を退去する。
1554	天 文 23	9 月	三好方、別所氏の属城 7ヶ所を落とす。
		11 月	村治、三好方に三木城を攻められるが、持ちこたえる。
		2 月	三好方が撤退する。この後、別所氏は三好方となる。
1567	永 祿 10	9 月	別所安治、三好三人衆の求めに応じ、約 1000 の兵を率いて奈良・大坂へ出陣。多聞城に籠る松永久秀を攻める三好三人衆の応援にあたる。
		10 月 10 日	松永久秀が東大寺に籠る三好三人衆・筒井順慶を攻め、これを破る。大仏殿等、兵火により焼失。別所安治軍、氷室山法雲院にいたが、自陣を焼いて播磨へ帰国。
1568	永 祿 11	10 月 頃	別所安治、足利義昭の将軍就任を機に三好氏を離れ、織田信長に属す。
1569	永 祿 12	8 月 19 日	織田軍の播磨侵攻に、別所氏も従軍。
1570	元 亀 1	1 月	別所小三郎、信長の求めに応じ、上洛。
		10 月 以前	別所小三郎、浦上宗景に三木城を攻められる。
1572	元 亀 3	4 月 以降	別所氏が信長と主従の関係を結ぶ。別所小三郎、信長からその偏諱「長」を拝領して長治を名乗る。
1577	天 正 5	10 月 23 日	羽柴秀吉、信長の命を受け播磨へ出陣する。
		12 月 3 日	羽柴秀吉、上月城を攻略。上月城には尼子勝久、山中幸盛らを入れ、その女・子供・老人は人質として三木城に置く。
1578	天 正 6	3 月	長治、信長を見限る。秀吉、三木城へ押し寄せ、近隣に火を放つ。
		4 月 1 日	別所方、秀吉に一味した細川荘の領主冷泉為純を攻める。為純が敗死。
		7 月	神吉城・志方城（加古川市）落城。その後、織田信忠が、秀吉本陣となる平井山ノ上付城など付城数箇所を構築。〈第 1 期の付城構築〉
		10 月 15 日	秀吉、「三喜之付城」で茶会を催す。
		10 月 22 日	平井山合戦。別所治定（長治の弟）が討死。
1579	天 正 7	2 月	別所長治の「詫言」を信長が拒否。
		4 月	織田信忠、新たに付城 6 箇所を構築。〈第 2 期の付城構築〉
		5 月	丹生山陥落。淡河城も落城。淡河城主、三木入城。
		6 月 13 日	秀吉の軍師、竹中半兵衛死去。
		9 月 9・10 日	平田大村合戦。芸州・雑賀・播州の軍勢が、三木城への兵糧搬入を試みる。これに別所方からも兵を出し、秀吉勢と交戦する。秀吉方の谷大膳が討死。別所方も多数の武将が討ち取られる。
		10 月 7 日	秀吉、新たに付城を築き、三木城の包囲を狭める。〈第 3 期の付城構築〉
1580	天 正 8	1 月 17 日	長治ら、切腹し、三木城落城。
1583	天 正 11	6 月 頃	前野長康、播磨国主羽柴秀長の配下として、「東郡三木城」に配される。
1585	天 正 13	閏 8 月	中川秀政、摂津茨木城から「東郡三木城」に配される。
1592	文 祿 1	10 月	秀政、文祿の役時、朝鮮にて戦死。弟の秀成が三木城主となる。
1594	文 祿 3	2 月	中川秀成、豊後岡城主として国替。三木は豊臣氏の蔵入地となる。
1595	文 祿 4	9 月	但馬豊岡城主福原長成、三木の代官を務める
1600	慶 長 5		関ヶ原合戦後、池田輝政が姫路城主となる。三木城は姫路城の支城となり、家老伊木忠次が三木城主となる。
1603	慶 長 8		伊木忠次死去により、子の長門守忠繁が跡を継ぐ
1615	元 和 1		一国一城令が命じられる。これにより三木城も廃城の運びとなる。
1617	元 和 3		小笠原氏が明石に入部。それに伴い、明石築城の間、家臣団が三木に居住。
1620	元 和 6		小笠原家臣団が明石に移住。これにより、在郷町三木が成立する。

(2) 発掘調査

①三木城跡

三木城本丸跡・二の丸跡の発掘調査は第12表のとおり、第8次にわたって調査が行われている。このうち、二の丸跡の昭和55、56年度の調査は、三木市立図書館・美術館の建設に伴うものであり、検出された遺構のうち備前焼大甕群が現状保存されている。

第12表 三木城跡発掘調査一覧表

名称	調査年度	面積	主な遺構・遺物
三木城本丸跡	平成2年度	20 m ²	かわらだまり 瓦溜、焼土、石列(礎石)、柱穴、瓦、備前焼大甕
	平成15年度	120 m ²	礎石、堀、柱穴、溝、土坑、石列、瓦、土師器皿、備前焼
	平成18年度	15 m ²	堀、柱穴、瓦、土師器皿、丹波焼、備前焼、動物遺存体、果実種子
	平成19年度	65 m ²	堀の南肩、柱穴、礎石、瓦、土師器皿、備前焼
三木城二の丸跡	昭和55、56年度	1,500 m ²	内堀、外堀、礎石、井戸、溝、備前焼大甕群、瓦、土師器皿、瓦質羽釜
	平成16年度	30 m ²	礎石、柱穴、石組溝、焼土坑、瓦、土師器皿、備前焼
	平成17年度	35 m ²	礎石、柱穴、焼土坑、瓦、土師器皿、備前焼
	平成18年度	27 m ²	礎石、柱穴、焼土坑、瓦、土師器皿、備前焼

ア 三木城本丸跡

三木城本丸跡の発掘調査は、過去に4回実施している。平成2年度の東屋建設に伴う調査以外はすべて保存目的のための発掘調査である。

これまでの調査により、本丸跡の中央付近で検出された堀より北側一帯からは、3時期の遺構面を確認している。

堀より南側と比較して建物跡と推定される遺構が集中し、遺物の出土量も大変多いことから、別所氏の時代はもとより後の時代においても中心であったと考えられる。

(ア) 伝天守台

平成15年度調査1トレンチにより、伝天守台裾部の確認を行った。その結果、伝天守跡の盛土は、地山より積まれ、高さ約60cmの地点から人頭大の川原石がさらに約50cm積まれていることが確認された。

石積みは、それほど高くなく、積み方も乱雑なことから、城に伴うものか更なる精査が必要である。

また、平成18年度調査により、堀は伝天守台まで続くことが明らかとなったことから、伝天守台は堀が埋まった後に設けられたとものと考えられる。



伝「天守台」検出石積み(北東から)



第37図 三木城本丸跡・二の丸跡 発掘調査遺構平面図

(イ) 堀跡

堀跡 (H15. T-7、平成 18 年度、平成 19 年度調査) は、地表から約 1 m 下で一面に広がる焼土層のほか、北側で東西方向の堀を検出した。堀の落ち込みの斜面も一面が焼土であった。これらの焼土は 2 及び 3 トレンチで検出した焼土に相当すると考えられる。

調査の結果、平成 15 年度調査 7 トレンチの延長線上に、東西方向に延びる幅 9 m、深さ 2.5 m 以上の堀を確認した。土層から埋戻しは 2 時期に渡って行われたと推定される。1 回目に幅を 6 m に縮小してから、2 回目にすべての埋戻しを行ったもので、最上層では瓦や礫混じりの土砂が一気に流入していることから、曲輪内部の建物や土塁などの土砂を崩して人為的に大規模な埋戻しが行われたとみられる。



本丸遺跡内堀跡（西から）

また、この堀はすぐ西側に位置する伝天守台まで続くことが明らかとなった。

遺物は、柱穴から中国産白磁皿が出土したほか、堀からは土師器皿、壺、中国産白磁皿、染付碗、瓦質土器灯明皿、備前焼甕、壺、播鉢、丹波焼壺、瀬戸美濃天目碗、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、建築部材、曲物、動物遺存体、桃の種、梅の種、胡桃などが出土した。

平成 19 年度調査は、前年度に検出した堀の方向及び幅を確認するため、1～3 トレンチを H 形状に設定した。

東西約 20 m にわたり堀の南岸を検出した。深さは電気探査による調査で深さ約 3 m と推定される。東端の 2 トレンチで北岸が確認できなかったことから、この位置で堀が北方向に屈曲していることが明らかとなった。2 トレンチでは堀南肩や堀埋土上面で柱穴、礎石が検出されている。

遺物は、土師器小皿、塀、備前焼甕、中国産青磁片（器種不明）、染付皿、染付碗、土鍾などが出土した。

これらの結果、15 年度、18 年度調査などと併せて検証すると、本丸跡が堀によって内部空間が分割されていたことが判明した。また、堀を埋め戻した後、本丸跡を一体的に活用していたことも分かった。

(ウ) 建物跡

堀より北側付近

東屋付近からは、遺構面は南半分で 1 面、北半分では 2 面確認された。第 1 遺構面からは焼土遺構、礎石と思われる複数の石列を検出した。また、サブトレンチによって確認された第 2 遺構面からは、完形の平瓦を含む多量の瓦片が重なるように入り込んだ瓦溜り土坑、礎石と思われる石、ピットなどを検出した (H2)。

また、伝天守台のすぐ北側からは、遺構面が 2 面確認された。上層の第 1 遺構面で約 70 cm 四方の礎石 2 個、約 50 cm 四方の礎石、その他の礎石が数個、柱穴、丸瓦を利用した溝を検出した。サブトレンチによって確認した下層の第 2 遺構面は、地山であり、溝 2 条のほか、柱穴 1 基、土坑 2 基を検出した (H15. T-1)。

東屋から北側については、平成 15 年度調査 2 トレンチにおいて、上層で柱穴 5 基、下層で建物に伴うとみられる石列を検出した。また、3 トレンチからは第 1 遺構面では、礎石、瓦溜

り土坑、暗渠排水とみられる瓦片の詰まった溝状遺構、土坑などを検出したほか、第2遺構面では土師器土坑、第3遺構面では礎石、建物基壇とみられる石列を検出している。

こうした遺構に加え、この付近から大量の瓦や土師器皿などの生活遺物が数多く出土していることから、城の中核部としての瓦葺建物の存在が想定される。

堀より南側付近

礎石（H15、T-6）のほか柱穴を検出しているが、遺構の密度は堀跡の北側よりも希薄である。しかしながら、5トレンチの西側から多量の瓦が混じった土坑状の落ち込みを検出し、また、6トレンチからも多くの瓦や厚みのある焼けた壁土が出土しており、本格的な土壁構造を持った瓦葺礎石建物が付近に存在した可能性がある。

イ 三木城二の丸跡

三木城二の丸跡の発掘調査は、過去に4回実施している。昭和55、56年度の市立図書館及び美術館建設に伴う調査以外はすべて保存目的のための発掘調査である。

これまでの調査により、二の丸跡の西側一帯は3時期の遺構面を確認しているが、北側は1面のみの検出に留まっている。地表面から浅いところで検出されたことから上層の遺構面が削平を受けた可能性が想定される。

（ア） 備前焼大甕群



備前焼大甕群（東から）

図書館、美術館建設に伴う発掘調査の際検出されたもので、大甕の掘形が16基確認され、そのうちの14基から大甕が出土した。配置は西側が6基、中央と東側が5基ずつ並んで検出され、大甕の底から僅かであるが炭化した麦粒が出土していることから、食料貯蔵庫として使用されていたものと考えられる。

（イ） 建物跡

二の丸跡の西側付近のそれぞれの遺構面から礎石、柱穴を検出している。部分的な調査のため建物の規模等は詳らかではないが、瓦片が出土していることや壁土片などもみられることから、本丸跡と同様、土壁の瓦葺礎石建物が存在したものと考えられる（H17、T-A・B）。

また、北側では、柱穴を検出した（H18、T-A・B）。また、土塁あるいは「矢倉」台の基底部分と想定される段差を検出した。この付近は、『浅野文庫所蔵諸国古城之図』で「矢倉」があったとされているが、上層の遺構面が削平されたためか、矢倉の存否については明らかにならなかった。

②付城跡・土塁の調査概要

平成26年度現在、史跡を構成する遺跡のうち、これまで8遺跡において保存目的のための発掘調査を実施している。平成11年度に発掘調査を実施した明石道峯構付城跡について、当初市道建設が予定されていた。しかし、その重要性が認められた結果、設計変更がなされ、保存措置が講じられた。それを受け、平成12年度に歴史の森整備事業に伴い発掘調査を実施し

た。

これを契機として、付城跡の保存に伴う発掘調査を継続的に行うこととなった。すなわち、平成 13 年度にシクノ谷峯構付城跡、平成 14 年度に高木大塚城跡、平成 20 年度に這田村法界寺山ノ上付城跡、平成 23 年度に高木大山付城跡・高木大山土塁 A、平成 25・26 年度に平井山ノ上付城跡の保存に伴う発掘調査を実施した。

第 13 表 付城跡・土塁発掘調査一覧表

遺 跡 名	調査年度	面積	主な遺構・遺物
朝日ヶ丘土塁	H 9	107 m ²	土塁
明石道峯構付城跡	H11	84.5 m ²	堀、犬走り状テラス
	H12	30 m ²	郭、土塁、堀、溝
シクノ谷峯構付城跡	H13	56 m ²	土塁、堀、犬走り状テラス、櫓台、土塼片
高木大塚城跡	H14	133 m ²	土塁、堀、溝、虎口、瀬戸美濃焼天目茶碗
這田村法界寺山ノ上付城跡	H20	69.3 m ²	土塁、堀、犬走り状テラス
高木大山付城跡・高木大山土塁 A	H23	55 m ²	土塁、溝
平井山ノ上付城跡	H25	47 m ²	ピット、土塁、経塚？、陶磁器、鉄製品
	H26	41 m ²	石列状遺構

ア 朝日ヶ丘土塁

平成 9 年度、三木ホースランドパークの^{しょうよう}逍遙馬道建設に伴い、三木山多重土塁遺跡として確認調査が実施された。

馬道の計画部分の中央に幅 1.5m～2 m、長さ 10 m～24m のトレンチ 4 カ所設定した。調査面積は 107 m²である。

土塁の規模は、東側土塁は基底部幅約 3 m、高さ約 0.5m、西側土塁は基底部幅約 4.5m、高さ約 0.7 mある。版築^{はんちく}はみられず、単純に土を積み上げて成形されたものと考えられる。

遺物は、土塁に伴うものはみられなかった。



朝日ヶ丘土塁：南側土塁（東面）

イ 明石道峯構付城跡

平成 11 年度の調査では、主郭南辺東隅の南側において犬走りが検出された。また、南東辺外側においては断面 V 字型の堀が検出された。

東郭においては、南西辺外側と南辺外側で犬走りが検出された。また、南辺東部外側で段状遺構、東辺南端外側で断面凹字型の堀が検出された。

なお、遺物は出土しなかった。

平成 12 年度調査では、西郭の先端部分で 3 段の段状遺構が検出された。東郭の南東部でも同様の段状遺構が検出されており、急斜面に対して土留めのための段築と考えられる。

また、主郭東側の土塁の外側の裾から幅約 2.5 m、深さ約 0.5 m の断面凹字型の堀が検出された。これは、平成 11 年度調査で検出された堀と同じく土塁に沿って築かれ、主郭と東郭とを画すものであったと推定される。

東郭においては、東側に設けられた土塁の外側裾から幅 1.6

m、深さ 0.3m の堀が検出されており、東に延びる尾根稜線を画すためのものと考えられる。

当該遺跡に関連する遺物は出土しなかった。



第 38 図 明石道峯構付城跡 発掘調査遺構平面図

ウ シクノ谷峯構付城跡

平成 13 年度に重要遺跡確認に伴う調査を実施した。

東郭の東側縁辺部において残存高が内法で約 0.4m、外法で約 1.2m、基底部幅約 4 m の土塁を検出した。また、主郭との間に設けられている土塁の東郭側からは幅約 2 m、深さ約 0.8m の V 字型の堀を検出した。さらに北側法面からは外側で幅約 2.6m、深さ約 0.5m の V 字型の堀を検出した。そして、堀の北側からは、幅約 1.6 m で盛土によって構築された犬走り状のテラスが見つかった。



シクノ谷峯構付城跡 T4 北東より（土塁断面及び裾部堀跡）

主郭については、北側に築かれた土塁の外側からは幅約 2 m、深さ約 0.7m の V 字型の堀を検出した。堀の北側からは、幅約 2 m の犬走り状のテラスが地山を削って構築されているのが確認されたが、これは東郭の北側で検出されたテラスと一体となるものである。主郭の南側に設けられた櫓台は、中央部がくぼんでいるのが確認されたが、その意図については定かでない。この櫓台の裾付近からは、径約 0.3m のピットが 2 基検出されており、掘立柱建物に伴うものと推定される。



第 39 図 シクノ谷峯構付城跡 発掘調査遺構平面図

西郭では、主郭との間に構築された土塁の西郭側から幅約 2.3m、深さ約 0.5m の V 字型の堀が検出された。また、この土塁は版築により築かれたものであることが判明した。土塁の南側の際付近からは、幅約 3 m、深さ約 0.7m の V 字型の堀を検出した。また、西郭の北コーナーからも同規模の堀が検出されている。西郭の西側の隣接した水田との北西の境界付近では、上部は畦畔^{けいはん}を形成した際、削平されているが、土塁の法面を確認した。

遺物は、16 世紀後半の土師器塙が出土したのみである。

エ 高木大塚城跡

平成 14 年度において、重要遺跡確認に伴う調査を実施した。各所に幅 0.5～1 m のトレンチを 18 本設定した。

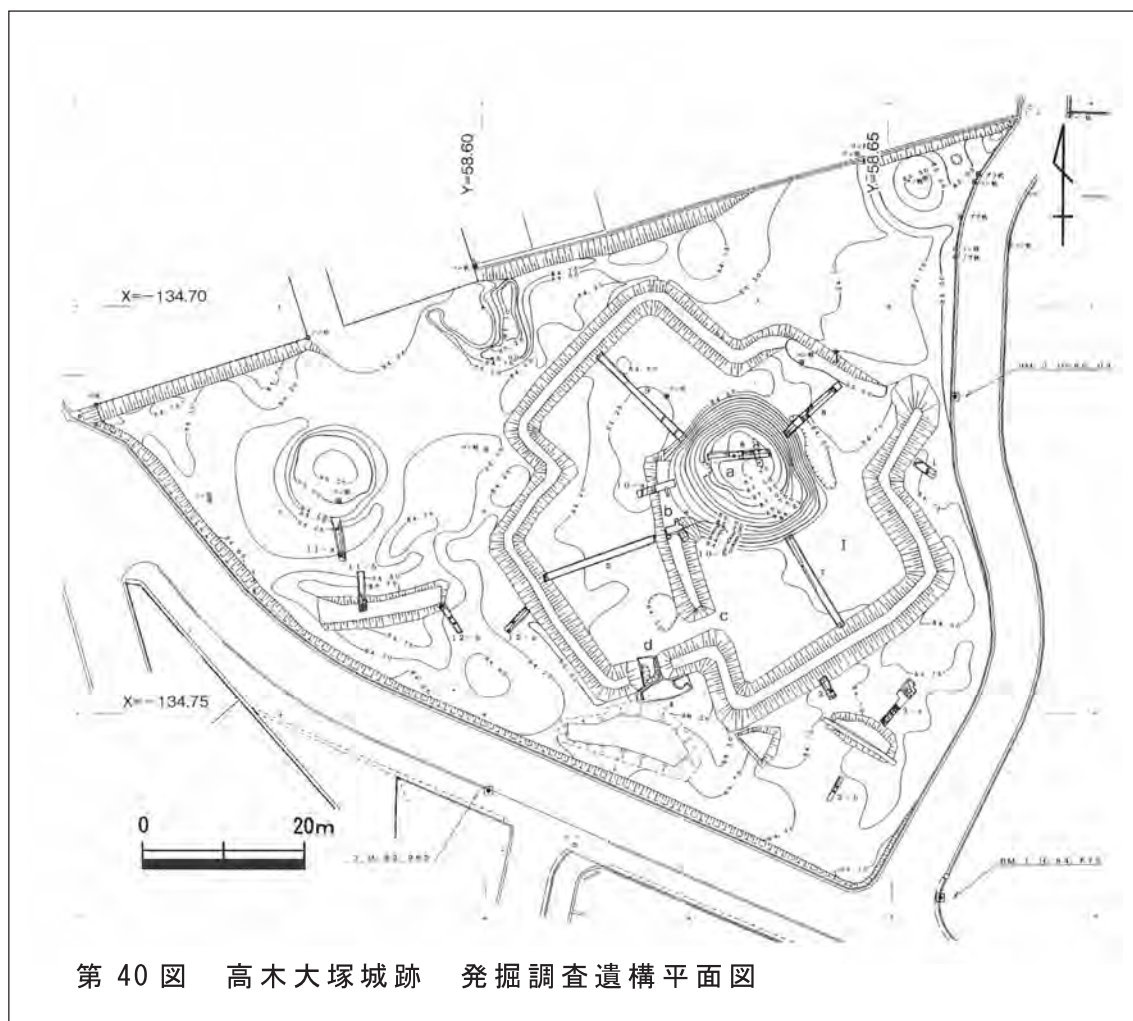
調査の結果、城内の仕切りの土塁は、規模が上端幅 1～1.2m、基底部幅 4 m、残存高 1.5m で古墳の造り出し状遺構を利用して築いていることが確認できた。堀については、外郭ラインの土塁に沿って、幅 1.7～2.4m、深さ 0.2～0.3m の逆台形の横堀が巡っていると考えられる。虎口は、付城の外郭ラインの南西に幅 1 m の平入虎口を設けているが、柱穴は検出されなかった。排水溝とみられる幅 0.5～0.8m、深さ 0.2m の溝が城内から虎口部分を東から西に横断して虎口西側の堀に繋がっていることが確認された。城内の中央



高木大塚城跡 南東辺堀（北東から）

にある高木 1 号墳の頂部はほとんど改変されていないが、付城の物見台として利用されていたものと思われる（6－a、b、c トレンチ）。城内の北側付近で柱穴を検出しており、何らかの建物が存在していたことが考えられる（8 トレンチ）。付城の南側に接するように、高木大塚土塁の北側の続きを検出した（3－a トレンチ）。

遺物は、8 トレンチで石臼、9 トレンチで瀬戸美濃焼天目茶碗が出土している。

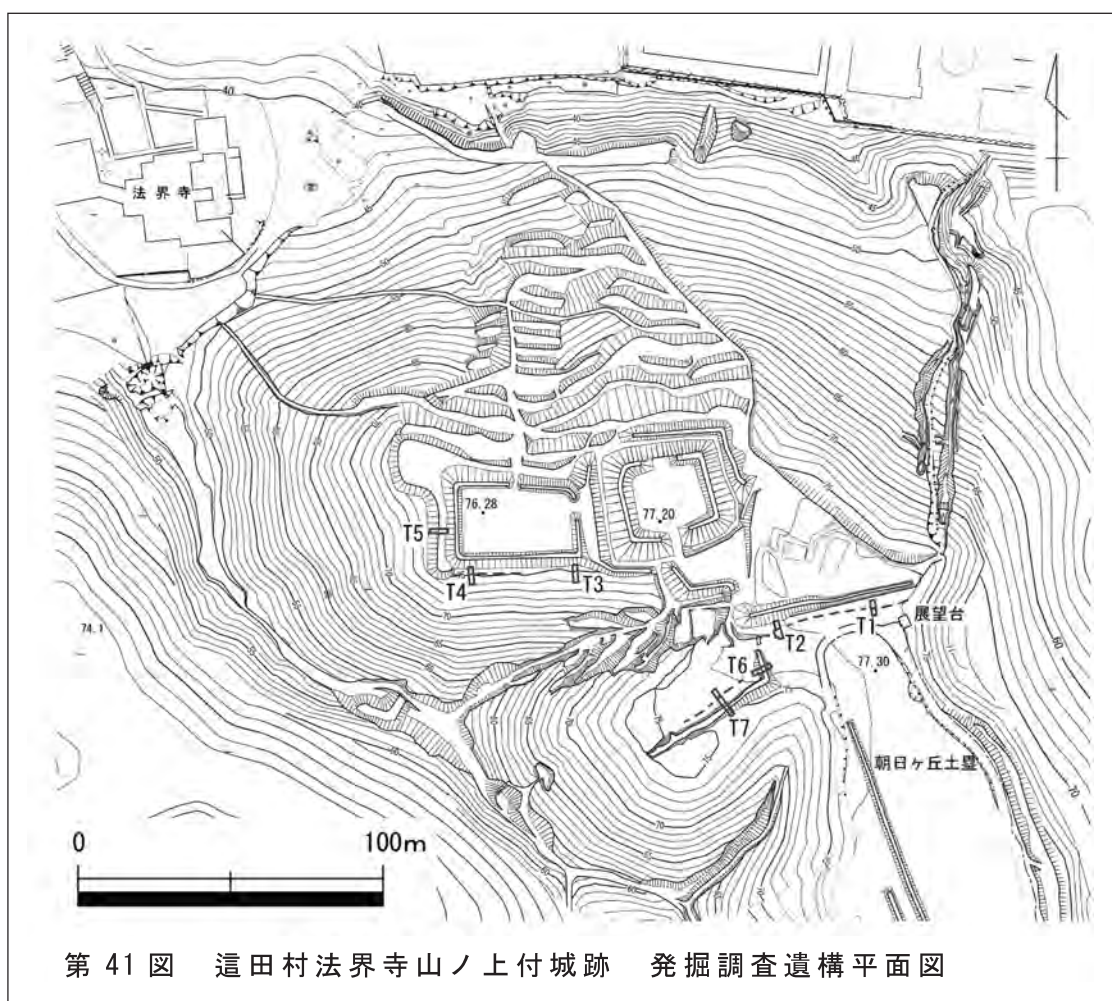


第 40 図 高木大塚城跡 発掘調査遺構平面図

オ 這田村法界寺山ノ上付城跡

平成 20 年度、重要遺跡確認に伴う調査を実施した。幅 1.5m、長さ 5～10.2m のトレンチを 7 カ所に設定した。

東土塁の南側から堀（T 1・2）、西郭外側裾からは幅約 1.25～2 m のテラス状遺構（T 4・5）、南土塁の城外側で溝状のくぼみ（T 6）、城内側で堀（T 7）がそれぞれ検出された。付城跡に伴う遺物は検出されなかった。



カ 高木大山付城跡・高木大山土塁A

平成 23 年度、重要遺跡確認に伴う調査を実施した。トレンチを 4 カ所に設定した。

高木大山付城跡は当初想定した城域の周囲に堀を巡らす構造であることが明らかとなった。そして、曲輪は比較的軟質な盛土により造成され、南辺には土塁が設けられていた可能性が高いことが確認できた。北西側の一段低い空間は昭和 30 年前後の土取りによるもので、曲輪南西（内側）、東側の堀状遺構についても、土取りによるものであることが明らかとなった。

高木大山土塁 A は土塁両側裾に溝を掘り、その土を掻き上げて盛られていたことが明らかとなった。比較的軟質な盛



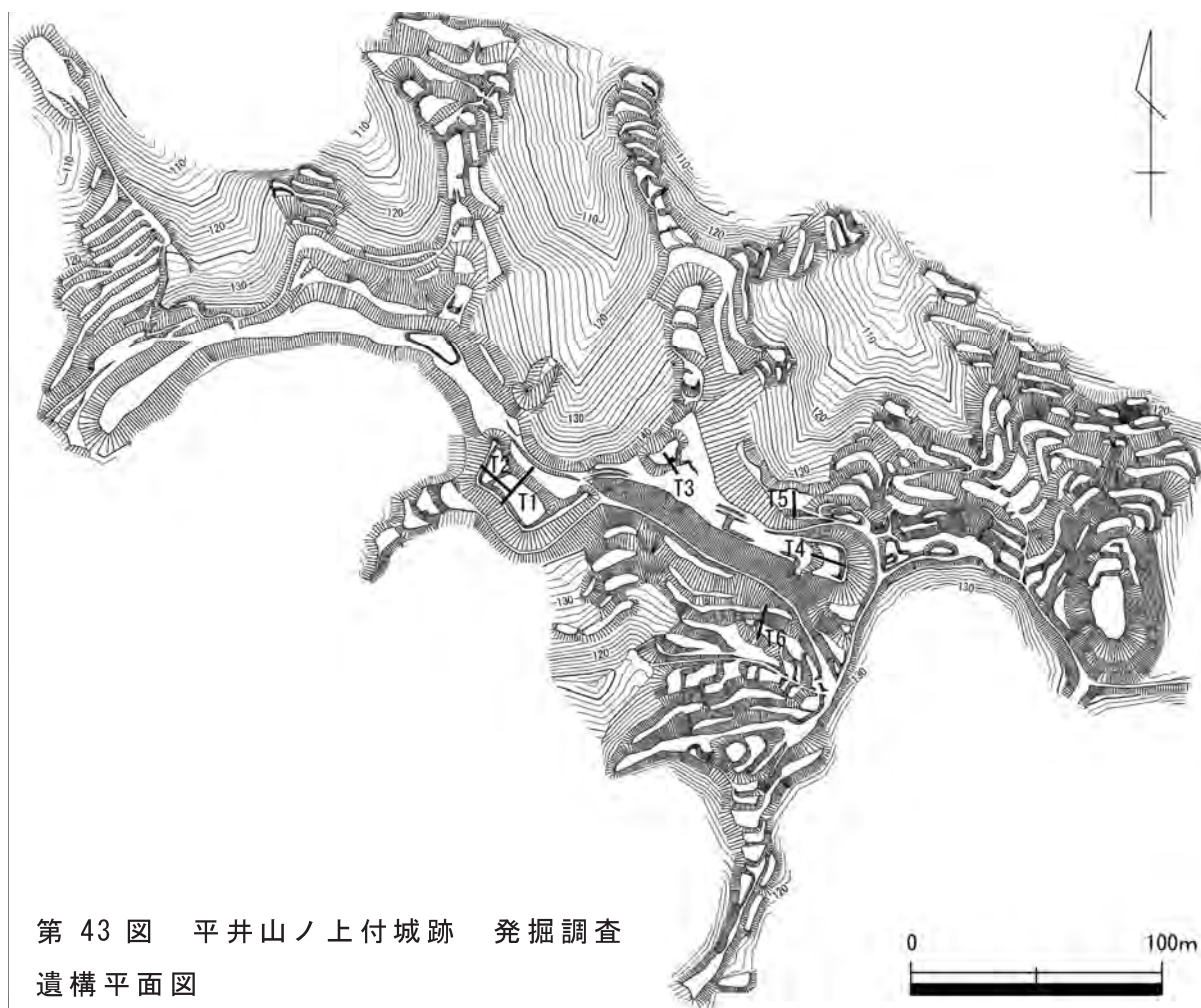
土により造成されていることから、ほかの多重土塁同様急ごしらえであったものと考えられる。
当該遺跡に伴う遺物は出土しなかった。

キ 平井山ノ上付城跡

平成 25 年度・26 年度、史跡の保存管理を適切に進めていく資料を得るため、発掘調査を実施した。平成 25 年度は、主郭とその北東に位置する櫓台状の土盛りに、計 3 箇所の調査トレンチを設定した。平成 26 年度は、主要部東端部の土塁囲みの平坦地、主要部東側の北側谷部の平坦地、推定大手道北側の段状の平坦地群に計 3 箇所の調査トレンチを設定した。

主郭（T 1・2）は盛土・切土によって平坦地が造成され、土塁はそれほど高くなかったことが判明し、ピット 1 基を検出した。同一個体とみられる鉄鍋片が 2 点出土したほか、鉄釘 1 点、信楽焼とみられる無釉、陶器播鉢片が各 2 点出土した。この鉄鍋は煮炊き用の普及品とみられる。

櫓台状の土盛り（T 3）は、天和 3 年（1682）頃に成立したとされる『浅野文庫諸国古城之図』所収「播磨平井山」の絵図に、赤丸印が記されている箇所である。表面に礫が貼り付けられており、五輪塔の空輪・風輪部が露出した状況で埋まっていたことが確認できた。裾部は礫を密に詰めて盛られていることが判明した。先述の絵図にその存在が記されていることから、天和 3 年以前に設けられたものと分かる。中世の経塚や墳墓の可能性はあるが詳細は不明である。



主要部東端部の土塁囲みの平坦地（T 4）は、盛土によって平坦地と土塁が造成されていることが判明。平坦地は厚さ 20 cm ほどの簡単な盛土造成が行われ、土塁は高さ 80 cm を測り、平坦地よりも丁寧に盛られていたことが判明した。

主要部東側の北側谷部の平坦地（T 5）は、厚さ 1 m 以上の盛土によって、谷部を埋めて平坦地を造成していたことが判明した。

南北に 2 列並び、北側は円い石を 2 段に積み、南側は四角形状に加工された石 1 段で構成

推定大手道北側の段状の平坦地群（T 6）は、上段の平坦地において、石列状遺構を検出されている。石列南側は地山をほぼ垂直に削って段差が設けられている。石列は東側に延びている可能性がある。

今回の調査により、主郭では煮炊きや調理が行われていたとみられ、主郭の造成方法も部分的に判明した。そして、櫓台状の土盛りは、中世の経塚もしくは墳墓であることが判明し、その頂部を削平した上で、櫓台的な利用がなされたとみられる。主要部東端部の土塁が丁寧に盛られていたこと、主要部東側の北側谷部の平坦地では大規模な盛土造成が行われていたこと、推定大手道北側の段状の平坦地群では上段の平坦面において、石列状遺構が存在していたことが明らかとなった。石列状遺構の性格については、調査範囲が限られているため、詳細は明らかにならないが、平坦地南辺の土留めの役割を果たした可能性がある。

なお、櫓台状の土盛りの北東の谷は、地元で「ゴリンダニ」と伝わっており、その麓に創建年代は不明であるが、南北朝期には遡る長福寺という寺がかつて存在し、現在は毘沙門堂が唯一残っている。このことから、当遺構については、元々長福寺に関連するものと見てよからう。

第4章 保存管理

第1節 史跡の本質的価値

史跡の保存は、現状保存を基本とする。史跡の価値を維持し次世代へと確実に伝達するため、その本質的価値を明確にし、適正な管理を行う。

史跡の本質的価値

- ① 三木城跡及び付城跡・土塁は、三木合戦の舞台となった遺跡群であり、現在においても別所氏の居城であった三木城跡を中心に、周辺には織田方の付城や土塁が良好な状態で遺存しており、史料に見られる三木合戦の状況を具体的に知ることができる。領主の居城跡とそれを攻めた攻城側の遺跡が共に現存している点で貴重な遺跡である。
- ② 三木合戦は、後に羽柴秀吉によって、鳥取城や備中高松城などで行われた広範囲に堅固な包囲網を形成させる包囲網戦の初期の例であり、三木城跡及び付城跡・土塁は、当時の合戦のあり方や展開を知ることができる希有な遺跡である。
- ③ 三木城跡には、別所氏が統治した時代の遺構が良好な状態で遺存し、戦国時代における国人領主の城館のあり方や領主の生活を知る上で重要な遺跡である。
- ④ 三木城跡は、美嚢川を自然の防御施設とし、また山の自然地形を利用しながら、土塁や堀、虎口等の城郭遺構を有する中世城郭の特徴をもつ城跡である。
- ⑤ 三木合戦ののち、豊臣秀吉の復興策によって商工業が再生し、今日の金物産業や三木町発展の契機となり、現在につながっている。

第2節 史跡を構成する要素

1 史跡を構成する要素

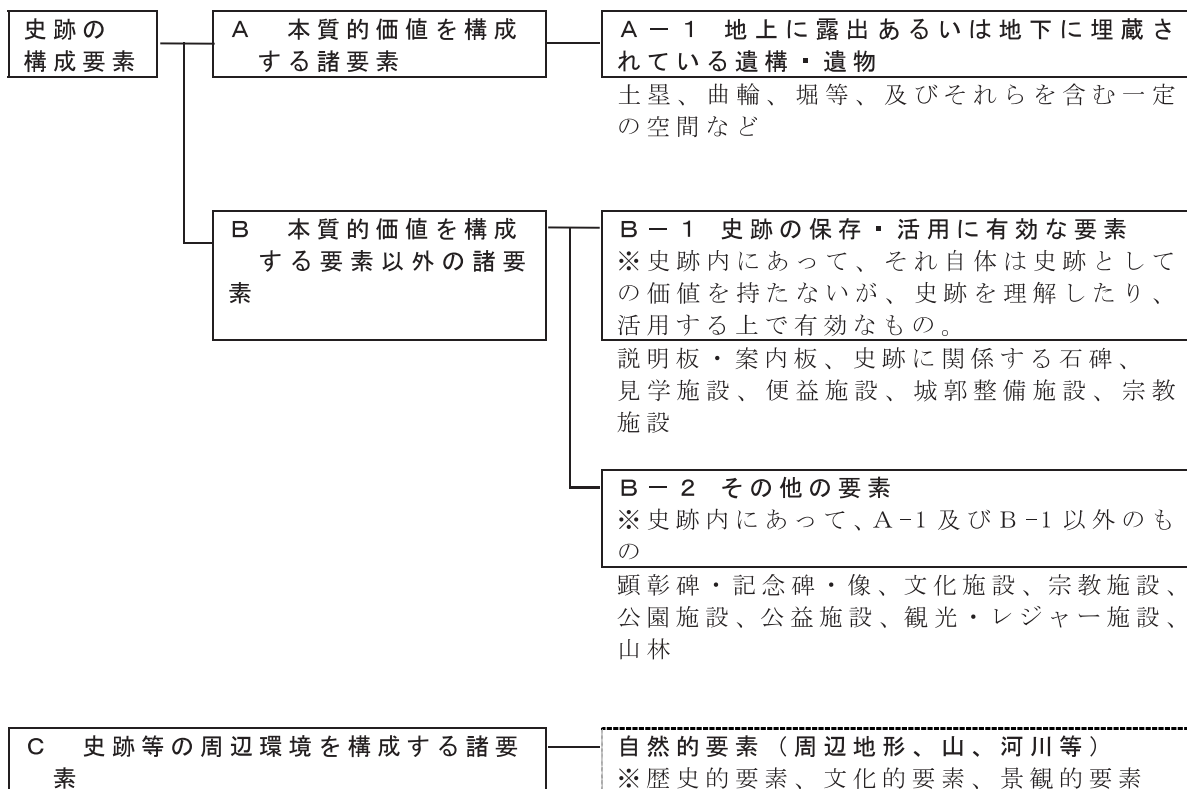
史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」は、三木城跡と複数の付城跡と土塁を一体的に指定していることから、それぞれの遺跡を形成する遺構や地形を「A 本質的価値を構成する要素」とし、遺跡が存在していた時期以降につくられたものを「B 本質的価値を構成する要素以外の諸要素」とする。

また、指定地外で史跡の価値を高めているものを「C 史跡等の周辺環境を構成する諸要素」

として、各構成要素を明らかにし、保全のための基本的な考え方について整理する。

なお、「A 本質的価値を構成する要素」、「B 本質的価値を構成する要素以外の諸要素」については、第 44 図のとおり、細分化し、整理する

第 44 図 史跡の構成要素分類図



A 本質的価値を構成する要素

第 14 表 地上に露出あるいは地下に埋蔵されている遺構・遺物

区分	遺跡名		概 要
三木城跡	1	三木城本丸跡	三木城跡の北西隅部に位置している。現在、表面上観察されるのは、曲輪、伝天守台とされる盛土、井戸などである。発掘調査等により検出された遺構としては、堀跡、礎石、柱穴、切岸などである。（写真 1、2、3）
	2	三木城二の丸跡	三木城本丸跡の南側に位置している。現在、表面上観察されるのは、曲輪のみである。発掘調査の結果、大甕群、礎石、柱穴、堀跡などが確認されている。（写真 4）
	3	三木城鷹尾山城跡	三木城二の丸跡の南東の東西に細長い丘陵上に位置しているが、現在は西端の主郭部分が残っている。現存部分は東西 70m、南北 90m あり、曲輪の東と南に高さ 2 m の土塁が L 字形に残るほか土塁の外側に空堀、土橋状の遺構が残存している。（写真 5）
付城跡・土塁	4	平井山ノ上付城跡	三木城の東北東約 2.5 k m の丘陵上に位置している。美囊川と志染川の間に挟まれた山上に位置している。規模は東西 450m、南北 400m に及ぶ。土塁囲みの曲輪を中心として、東西に尾根が延び、その尾根から派生する北側支尾根に曲輪群が設けられている。また、南側の尾根筋にも「浅野文庫所蔵諸国古城之図」に描かれた「陣当」とよばれる曲輪群が展開している。（写真 6、7）

5	這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	前者は、三木と姫路を結ぶ「ひめじ道」の南側の丘陵端に位置する法界寺の背後の山上に所在している。主郭は東西 30m、南北 25mで周囲に土塁と横堀に囲まれ南側に馬出状の虎口空間を設けている。この空間の東と南にも土塁と堀で囲まれたスペースを設け、兵の駐屯部としている。西郭は東西 40m、南北 25mで長方形を呈し、周囲に土塁を巡らせている。主郭と西郭の北斜面には多くの曲輪群を設けている。ここも兵の駐屯スペースであったと考えられる。『播州三木城地図』では「ガンギ」と記して階段状に表現している。(写真 8、9) 後者は、這田村法界寺山ノ上付城跡の南東隅部から南東に向って伸びている。土塁線は 6 条あり、中には屈曲させて空間を形成している所もある。(写真 8、9)
6	高木大塚城跡	這田村法界寺山ノ上付城跡の南東約 550mの台地上に位置している。高木古墳群の中でも最も規模の大きな高木 1 号墳を城の中央に物見台として利用し、その周囲を十字形の横矢を効かした土塁で囲み、その外側を浅い逆台形の堀を巡らせている。城の外郭ラインの南西に幅 1 mの虎口を設け、排水溝が城内から虎口部分を東から西に横断して虎口西側の堀に繋がっている。城内を仕切る土塁の南端に虎口を構え、外郭ラインに設けた虎口から右に折れて、この虎口を経て城の中心部に入る構造となっている。(写真 10)
7	高木大山付城跡・高木大山土塁 A	前者は、高木大塚城跡の南東約 450mの丘陵上に位置している。現況は、盛土部分が昭和 30 年頃の土取りによって破壊を受けているが、平成 23 年度の確認調査の結果、曲輪の周囲に堀（幅 2.5～4.5m、深さ 1.4～1.9m）を設けていたことや、比較的軟質の盛土によって曲輪が造成されていたことが判明した。(写真 11) 後者は、高木大山付城跡の南辺を形成する土塁で、全長 23m残存している。確認調査の結果、土塁に沿う溝が検出された。(写真 19)
8	シクノ谷峯構付城跡	高木大山付城跡の南東約 450mの丘陵上に位置している。主郭、西郭、東郭で主要部が構成されており、南側に帯曲輪、北側に犬走りが付随している。主郭は東西約 40m、南北約 24～29mで、周囲に土塁を構え、南を除く三方に堀を設けている。南辺の中央やや西寄りに櫓台を配している。虎口は北西と北東に設けられている。西郭は、東西 10 m、南北 38mで、北、西、南に鋸状の土塁を設け、東側は堀、土塁を挟んで主郭に面している。開口部は北東隅、南西隅、東面に設けている。東郭は、東西 12～16m、南北 30mで、北、東、南の三方に鋸状の土塁を設けている。西側は堀と土塁を挟んで、主郭に面している。虎口は北西隅及び南東隅に設けている。(写真 12、13)
9	明石道峯構付城跡	明石道が直下を通過する尾根の先端に位置している。主郭、西郭、東郭で主要部が構成されている。主郭は東西 30m、南北 45mで不均衡な六角形を呈しており、周囲に土塁が巡り、東と東南の 2 辺には堀を設けている。虎口は東側と西側に構えており、西側虎口の南脇に櫓台を設けている。西郭は東西約 12m、南北 14mで、西の宿谷に下る尾根筋に築かれている。東郭は、東西約 60m、南北約 60mで元の地形に沿った形状をしていると思われ、不整形を呈している。周囲に土塁を巡らし、東辺と南辺の外周ラインには堀を設けている。虎口は西側、南東隅と南西隅の 3 か所構えている。(写真 14、15)
10	小林八幡神社付城跡	宿谷に面した台地北端に位置している。主郭、西郭、東郭で構成されている。主郭は市道建設により大半が消滅しているが、南西隅に西郭に通ずる虎口が遺存している。西郭は東西 15m、南北 30mで、南端に城外へ下る虎口を設けている。東郭は鋸状の土塁で区画されており、軍勢の駐屯部と推定される。(写真 16)

11	高木大塚土塁	高木大塚城跡の南東隅部から高木大山土塁Aに向って伸びる内側のライン及び南側に並行して築かれた外側のラインが残存している。(写真 18)
12	高木大山土塁C	高木大山土塁Aの南方に位置している。高木大山付城とシクノ谷峯構付城を結ぶ内側ラインの土塁。全長 28mが残存している。(写真 20)
13	高木大山土塁D	高木大山土塁Cの北西に位置している。すでに消滅した高木大塚土塁Bに並行して築かれた外側ラインの土塁。長さ 70mの土塁が残存している。(写真 21)
14	福井土塁A	シクノ谷峯構付城跡の南に位置する内側ラインの土塁。細谷池東側に所在し、長さ 98mの土塁及び溝が残存している。(写真 22)
15	福井土塁B	福井土塁Aの東側の丘陵上に位置している内側ラインの土塁。長さ 35mの土塁、及び溝が残存している。(写真 23)
16	福井土塁C	福井土塁Bの東側の谷を隔てた丘陵上に位置する内側ラインの土塁。丘陵上の縁辺に屈曲した長さ 60mの土塁が残存している。(写真 24)

A-1 地上に露出あるいは地下に埋蔵されている遺構・遺物 写真



写真1 三木城本丸跡（かんかん井戸）



写真2 三木城跡（空堀跡）



写真3 三木城本丸跡（礎石建物跡）



写真4 三木城二の丸跡（備前焼大甕群）



写真5 鷹尾山城跡（土塁）



写真6 平井山ノ上付城跡（土塁）



写真7 平井山ノ上付城跡（腰曲輪群）



写真8 這田村法界寺山ノ上付城跡（曲輪）



写真 9 這田村法界寺山ノ上付城跡(土塁)



写真 10 高木大塚城跡(土塁)



写真 11 高木大山付城跡(横堀)



写真 12 シクノ谷峯構付城跡(虎口)



写真 13 シクノ谷峯構付城跡(曲輪)



写真 14 明石道峯構付城跡(曲輪)



写真 15 明石道峯構付城跡(土塁)



写真 16 小林八幡神社付城跡(土塁)



写真 17 朝日ヶ丘土塁(土塁)



写真 18 高木大塚土塁(土塁)



写真 19 高木大山土塁 A (土塁)



写真 20 高木大山土塁 C (土塁)



写真 21 高木大山土塁 D (土塁)



写真 22 福井土塁 A (土塁)



写真 23 福井土塁 B (土塁)



写真 24 福井土塁 C (土塁)

B 本質的価値を構成する要素以外の諸要素

B-1 史跡の保存・活用に有効な要素

同時代の遺構ではないが、史跡の保存・活用をしていく上で有益な施設等をいう。

三木合戦や遺構を説明する案内板等の史跡の価値を補完する施設、史跡に関する石碑等、史跡見学や維持管理に利用できる園路、階段等の通路、休憩所・トイレ等の便益施設を対象とする。

第 15 表

	概 要
説 明 板 案 内 板	三木城本丸跡
	㊦三木城址説明板 三木市歴史街道整備プランに基づき、三木市が兵庫県自治振興資金の助成を得て設置した。
	㊧三木城跡説明板 三木市により設置されていたものを、平成 25 年（2013）11 月、史跡指定に合わせ、内容を改めた。
	㊨三木合戦説明板 三木市により設置された。
	㊩かんかん井戸説明板 三木市により設置された。
	三木城二の丸跡
	㊪三木城二の丸跡と備前焼大甕群説明板 平成 26 年 2 月、史跡指定を記念して三木市ユネスコ協会の寄贈により設置された。
	平井山ノ上付城跡
	㊫説明板 平成 25 年 11 月、国史跡指定に合わせ登城口付近に設置した。
	這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁
	㊬這田村法界寺山ノ上付城跡案内板 平成 6 年、三木ホースランドパーク開苑に合わせて設置した。
	㊭朝日ヶ丘土塁案内板 平成 6 年、三木ホースランドパーク開苑に合わせて設置した。
	㊮説明板 1 平成 6 年、三木ホースランドパーク開苑に合わせて設置した。
	㊯説明板 2 平成 25 年 11 月、国史跡指定に合わせ登城口付近に設置した。
	高木大塚城跡
	㊰説明板 平成 6 年、三木ホースランドパーク開苑に合わせて設置した。
	高木大山付城跡
	㊱説明板 平成 6 年、三木ホースランドパーク開苑に合わせて設置した。
	シクノ谷峯構付城跡
	㊲案内板 平成 6 年、三木ホースランドパーク開苑に合わせて設置した。
	㊳説明板 平成 6 年、三木ホースランドパーク開苑に合わせて設置した。
	明石道峯構付城跡
	㊴史跡説明板 平成 13 年度、主郭に設置した。
	㊵～㊷遺構説明板 平成 13 年度、主郭内及び東郭内に 9 か所設置した。

見学施設	平井山ノ上付城跡
	㊦仮設展望台 1基 平成26年5月、来訪者向けに設置した。
	㊦アプローチ階段 平成25年11月、管理用及び来訪者向けに設置した。
	㊦散策路(太閤道) 城内に取り込んだ山道を地元では「太閤道」と呼んでいる。現在は里道となっており、散策路として活用している。
	這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁
	㊦展望台 1基 周辺散策者のために設置された。
	シクノ谷峯構付城跡
	㊦アプローチ階段
	明石道峯構付城跡
	㊦アプローチ進入路 平成13年度、管理用及び来訪者のために設置した。 ㊦ウッドチップ散策路 平成13年度、主郭及び東郭内に設置した。
便益施設	三木城本丸跡
	㊦東屋 1棟 平成2年、三木城跡来訪者の休憩施設として設置した。
	㊦トイレ 1棟 公園利用者のために設置した。
	小林八幡神社付城跡
	㊦トイレ 1棟 神社及び周辺来訪者のために設置されている。
史跡に係る石碑等	三木城本丸跡
	㊦別所長治辞世の歌碑 昭和17年(1942)5月、紀元2600年を記念して在郷軍人会三木町分会により設置された。三木城落城時に自害した別所長治の辞世の句が刻まれている。向かって右側には「三木城主別所長治辞世の碑」と刻まれた石柱が建っている。歌碑の揮毫者は、当時の陸軍大將本庄繁。
	㊦別所一族辞世の歌碑 昭和17年、紀元2600年を記念して在郷軍人会により設置された。長治とともに自害したとされる別所長治の弟友之以下5名の辞世の歌碑が刻まれている。
	㊦400年祭記念之碑 昭和56年、別所公400年祭を記念して設置。高さ145cm、幅185cm、奥行き25cm。別所長治の遺徳を顕彰し、三木合戦で命を落とした両軍諸士の冥福を祈り、同実行委員会により設置された。
	㊦別所長治公騎馬像 平成14年10月、三木ライオンズクラブにより結成40周年を記念して設置された。高さ270cm、幅250cm、奥行き100cm。
	㊦「天守跡」石標柱 記銘等がなく、設置年代は不明である。高さ約100cm、幅25cm、奥行き23cm。
	㊦「かんかん井戸」石標柱 記銘等がなく、設置年代は不明であるが、天守台の石標柱と同時期と思われる。高さ94cm、幅25cm、奥行き23cm。
	㊦模擬堀 崖際にたつ城郭をイメージしたコンクリート堀。昭和56年、別所長治公400年祭にあたり、市民の寄付により設置された。

宗教施設	三木城本丸跡
	㊦愛宕神社 『播州三木城地図』に「アタゴ宮」と見えていることから、江戸時代後期には勧請されていた。滑原町・東条町・大手町・平山町・芝町の五か町で管理されている。8月24日には祭礼が行われ、火除けの神事が行われる。
	㊧屋台庫 滑原町の祭屋台庫として設置された。
	㊨上の丸稻荷神社 創建時の経緯は史料的に詳らかではないが、三木城主 別所長治が城域に勧請したが、三木合戦により別所氏が没落すると、羽柴秀吉によって再建された。明治維新までは社禄があったが、維新後は返納をして無格社に列せられたと伝えられている。本殿、拝殿の他、関連するものとして、鳥居、神使（狐）、石灯籠、玉垣、照明灯、社務所、寄付芳名碑などが建立されている。
	三木城二の丸跡
	㊩祠 館林藩支配期、三木奉行都築十平 なつやす 盈静は、当地の崖の崩落を防ぐため、崖を住民の持地とし、その管理を認めた。それに感銘を受けた住民が、当地に十平を祀るためにこれを設けた。それを知った十平は神扱いを退け、自ら天照大神と書いて祠に納めたと伝わっている。地元の滑原町により管理されている。
	這田法界寺山ノ上付城跡
	㊪愛宕社 地元の高木地区により管理されている。関連の施設として鳥居、倉庫などがあり、現在も愛宕信仰が守られており、地域文化の拠点となっている。
	小林八幡神社付城跡
	㊫八幡神社 享保13年（1728）、小林新田村の開発人である子谷善徳坊によりこの地の氏神として創建されたといわれている。その後、文化15年（1818）に本殿を再建、大正の頃には幣殿や拝殿が再建されたという。これらの他、関連するものとして鳥居、手水舎、石灯籠、百度石、玉垣、石碑、倉庫、照明灯、フェンス、旧御札御納所などがある。また、秋の例祭には、獅子舞が奉納されるなど、地域の歴史、文化に基づくコミュニティの形成の場となっている。
	㊬戸隠神社 嘉永2年（1849）の創建。小林八幡神社の摂社。関連するものとして鳥居などがある。
天然記念物等	三木城本丸跡
	㊭カヤの木 滑原町の屋台庫横に位置している。樹齢の同定は行っていないが、外観上、年輪を感じさせる巨木であることから保存が望ましい。

B-2 その他の要素

史跡等の価値に直接関係しない施設などをさす。原則として、史跡外への移設、撤去となるものである。顕彰碑・記念碑・像等の碑類、図書館・美術館・金物資料館等の文化施設、金物神社等の宗教・祭祀施設、駐車場等の公益施設等の歴史的根拠に基づくものではない施設等を対象とする。

第 16 表

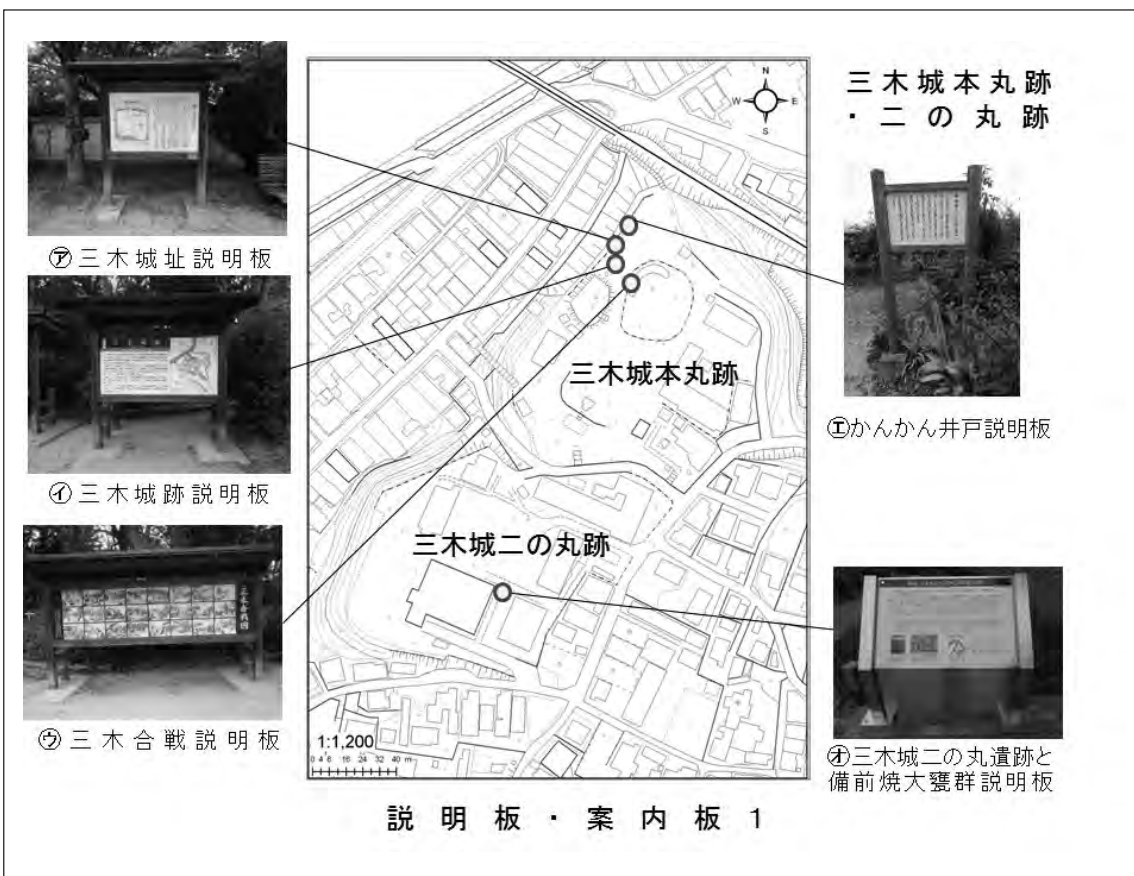
種 別	概 要
顕彰碑・記念碑・像	三木城本丸跡
	㊦民生児童委員顕彰碑 昭和 45 年（1970）9 月 1 日、民生児童委員の活動を顕彰するために三木市民生委員・児童委員の経験者の団体である三木市善友会により設置された。
	㊧水没者慰霊碑 昭和 7 年 7 月 2 日に発生したため池の決壊による水害により犠牲となった 33 人の霊を慰めるために建立された。
	㊨寿蔵碑 大正 8 年（1919）9 月、三樹校における岡村孝之助先生の功績を顕彰するため三樹尋常小学校校長竹田文策の撰書のもと、その門人たちにより設置された。
	㊩旌忠招碑 明治 29 年（1896）11 月、建立。日清、日露、太平洋戦争での戦没者を祀る。毎年、8 月 15 日、遺族会により慰霊祭が行われている。標柱の揮毫は伊予小松藩出身で東宮武官長兼東宮大夫を務めた黒川通軌。
	㊪戦死者忠魂碑（日清戦争） 明治 29 年 11 月、日清戦争による戦没者を慰霊するために在郷軍人会により建立された。
	㊫戦死者忠魂碑（日露戦争） 明治 40 年 5 月 6 日、日露戦争による戦没者を慰霊するために建立された。
	㊬石灯籠 石灯籠に安永 2 年（1777）の銘がある。高さ 134 cm、幅 48 cm、奥行き 48 cm。凝灰岩。滑原老人会により管理されている。
	㊭西国巡礼供養塔 宝暦 2 年（1751）の銘がある。滑原老人会により管理されている。
	㊮大峰講供養塔① 昭和 5 年 3 月、岩崎□□により三十三度供養の記念に建立された。滑原老人会により管理されている。
	㊯大峰講供養塔② 明治 41 年 3 月、吉永長兵衛により三十三度供養の記念に建立された。滑原老人会により管理されている。
	三木城二の丸跡
	㊰小野工業三木分校閉校記念の碑 昭和 55 年 3 月、設置。小野工業高等学校定時制金属工業科閉校の記念として設置された。
	㊱堀田光雄君之像 昭和 37 年、堀田光雄氏の還暦にあたり、三木町制等における功績を称え製作された。近年、本丸に設置されていたものを、美術館前に移設した。
	㊲女像 昭和 35 年、名久井十九三製作。昭和 57 年、堀光美術館開館に際し、設置された。
	㊳釜城同窓会の碑 昭和 59 年 4 月、三木高校創立 60 周年を記念して、三木町立実科高等女学校・兵庫県立三木高等女学校・兵庫県立三木高等学校の同窓会により建立された。

公共（文化）施設	三木城本丸跡
	㊦上の丸保育所 昭和 45 年、開設。木造平屋建て。平成 26 年 4 月現在、81 人の保育児が通所している。
	㊧金物資料館 R C 造平屋建て。校倉様式。昭和 51 年、三木市の伝統産業である金物に関する資料の収集・保存・展示による市民の郷土文化への理解を深めることと、後世への鍛冶の伝統技術伝承を目的として、地元企業の寄付により開設された。館内には近世から現代までの様々な大工道具が展示されている。同館で所蔵されている鍛冶用具 324 点・製品 300 点が「播州三木の鍛冶用具と製品」として有形民俗文化財に登録された。また、前庭には、金物の古式鍛錬場が設けられており、毎月第 1 日曜日に三木金物古式鍛錬技術保存会による鍛冶の実演が行なわれる。関連する施設として、『文部省唱歌「村のかじや」記念碑』がある。
	三木城二の丸跡
	㊨三木市立堀光美術館別館（旧三木高等女学校東館） 木造平屋建て。昭和 2 年 6 月、三樹尋常高等小学校に併設されていた美嚢川の左岸から、三木城二の丸跡地内に校舎が移転、新築された。三木町立実科高等女学校は、翌年 4 月、兵庫県立三木高等学校と改称、昭和 5 年 1 月、県営移管、昭和 23 年 4 月 1 日、兵庫県立三木高等女学校と改称。昭和 42 年 4 月 1 日加佐の新校舎に移転して現在に至っている。現在残る平屋校舎は昭和 7 年の建築。音楽や洋裁の授業が行われた。現在は、三木市立堀光美術館の別館として活用されている。
	㊩旧上の丸庁舎（旧三木高等女学校校舎） 木造 2 階建て。昭和 17 年に建設され、新館と呼ばれた。その後、小野工業高等学校三木分校などに使われたが、昭和 55 年に閉校した後は、三木市役所の分庁舎、平成 4 年以降は、埋蔵文化財整理室や兵庫県の関連機関などとして活用され、現在は埋蔵文化財整理室のみの活用となっている。
	㊪三木市立堀光美術館 昭和 57 年、故堀田光雄氏の寄贈により設置された。R C 造 2 階建て。堀田氏のコレクションのほか、その後の寄贈作品 500 点余りを収蔵している。
	㊫三木市立図書館 昭和 57 年、開館。R C 造 3 階建て。蔵書は約 18 万冊（平成 26 年 4 月現在）。平成 27 年度に移転の予定となっている。
	㊬機械室 R C 造平屋建て。昭和 57 年、図書館の附属施設として設置。
宗教施設	㊭プレハブ倉庫 小野工業高校三木分校の実習室として設置され、現在は三木市の倉庫として使用されている。
	㊮釜城館 木造平屋建て。三木高等学校の同窓会館として建設。
	三木城本丸跡
	㊯地蔵堂 木造及びコンクリートブロック製の 2 棟。もともと、本丸崖下に 設置されていたが、神戸電鉄の線路敷設により現在の場所に移設された。役行者（年紀なし。砂岩質、高さ 57 cm、幅 46 cm、奥行き 33 cm）・前鬼（年紀なし。砂岩質、高さ 34 cm、幅 20 cm、奥行き 19 cm）・後鬼（年紀なし。砂岩質、高さ 33 cm、幅 20 cm、奥行き 17 cm）、如意輪観音像（年紀なし。高さ 64 cm、幅 38 cm、奥行き 23 cm）などが祀られている。地元の団体により管理されている。
	㊰水天宮 創建の年代は史料的に定かではない。稻荷神社境内の東側に位置しており、地元の滑原町により管理されている。
	㊱八坂神社 創建の年代は史料的に定かではない。稻荷神社本殿の南側に 鎮座している。現在の祠は、昭和 3 年 7 月に改築されたもので、玉垣に囲まれている。

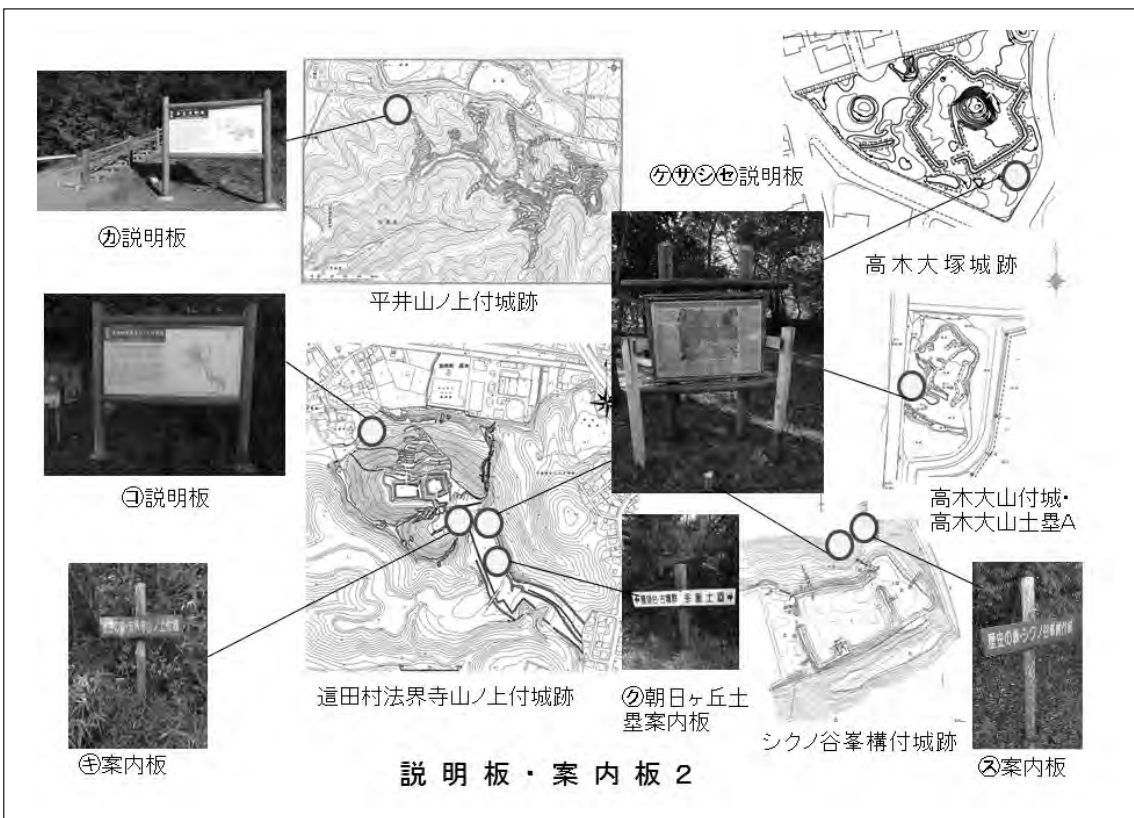
	㊤金物神社 祭神は、天目一箇命、金山毘古命、伊勢理度売命。昭和 10 年、三木金物販売同業組合の呼びかけにより創建された。同 25 年 12 月、敷地内に鍛練場がつくられ、毎年年番制でふいごの火入式が行われるようになった。同 35 年、台風で神社が倒壊。同 49 年、現在の社殿が再建された。また、一連のものとして、鳥居、神使（狛犬）、古式鍛練場、倉庫、参道および照明灯がある。
公益施設	三木城本丸跡
	㊤国旗掲揚台 昭和 45 年、国旗制定百年を記念し、三木ライオンズクラブの寄贈により設置された。
	三木城二の丸跡
	㊤倉庫① 設置年不明。高等学校の付属施設として、設置された。
	㊤倉庫② 設置年代不明。高等学校の付属施設として、設置された。
	㊤自転車置き場（美術館前） 昭和 57 年、図書館及び美術館利用者のために設置された。
	㊤ゴミステーション 埋蔵文化財整理室、金物資料館、上の丸保育所等のごみ置き場として設置。
	㊤防火水槽 1 もともと三木高等学校の防火対策として設置された。貯水量は 20 t。
	㊤防火水槽 2 三木市堀光美術館及び三木市立図書館へ向かうスロープ下に設置されている。
	㊤駐車場 もとは上の丸庁舎の利用者のために設置されたが、平成 5 年以降は、主に図書館、美術館、金物資料館の利用者のために使用されている。
	㊤関電柱、照明灯
	明石道峯構付城跡
	㊤駐車場 史跡来訪者及びターゲットバードゴルフ場利用者のために使用されている。
	小林八幡神社付城跡
	㊤関電柱、照明灯
	高木大山土塁 C
	㊤関電柱
観光・レジャー施設	這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁、高木大塚城跡、高木大山付城跡・高木大山土塁 A、高木大山土塁 C、高木大山土塁 D、シクノ谷峯構付城跡
	㊤三木ホースランドパーク（逍遙馬道含む）
	明石道峯構付城跡
	㊤ターゲットバードゴルフ場 平成 13 年度、整備

B-1 史跡の保存・活用にも有効な要素

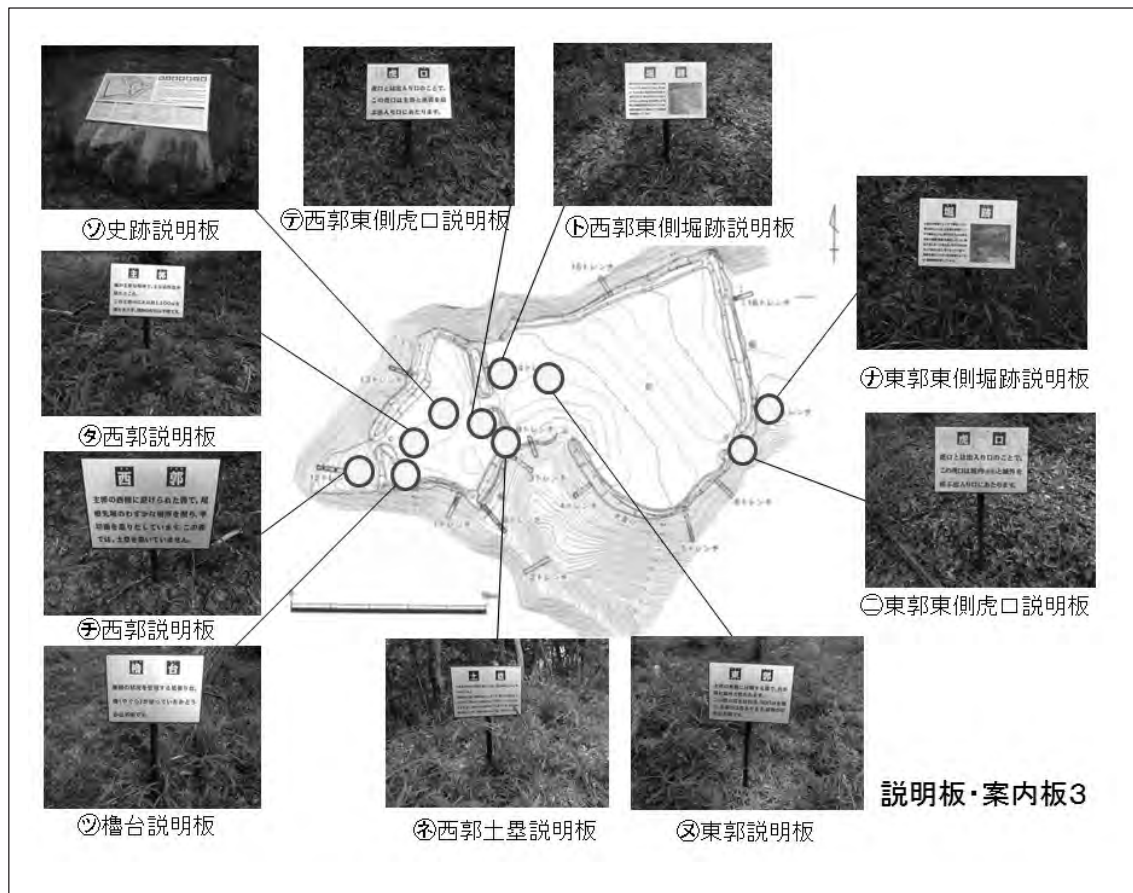
第 45 図 三木城本丸跡・二の丸跡



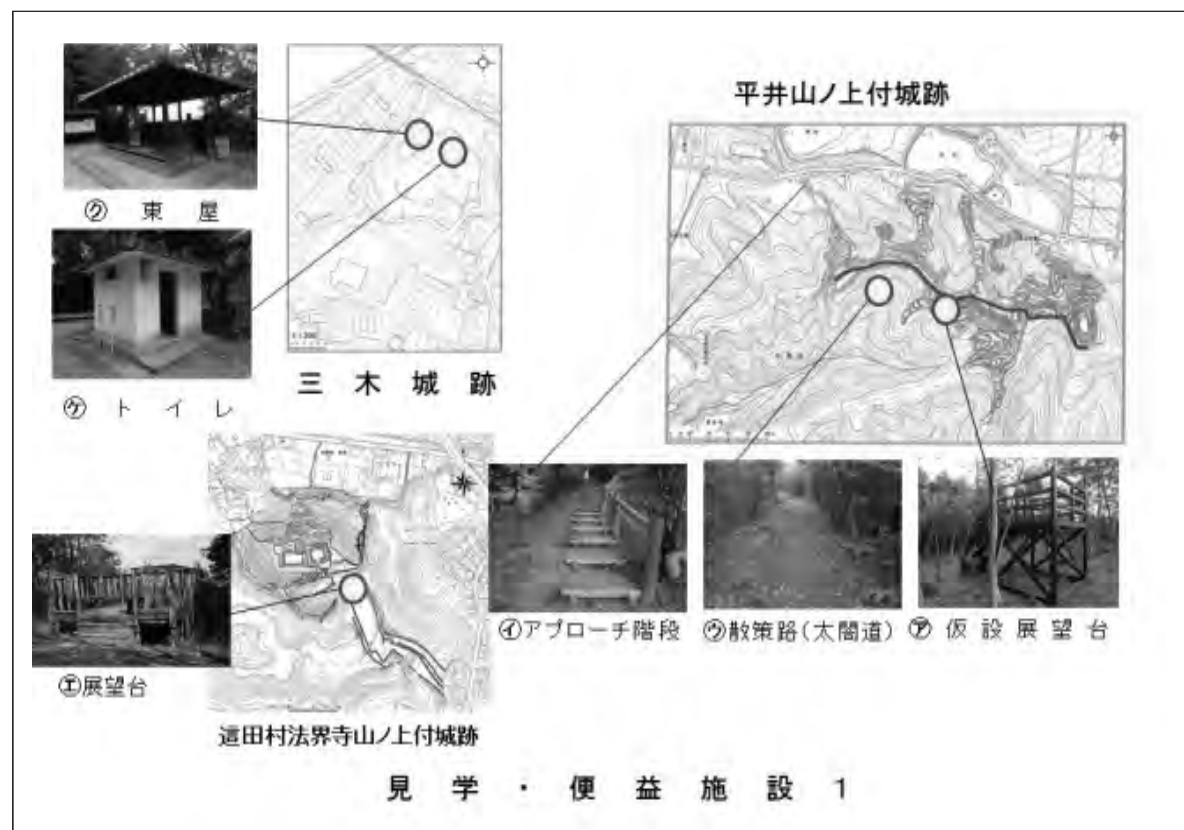
第 46 図 付城跡・土塁



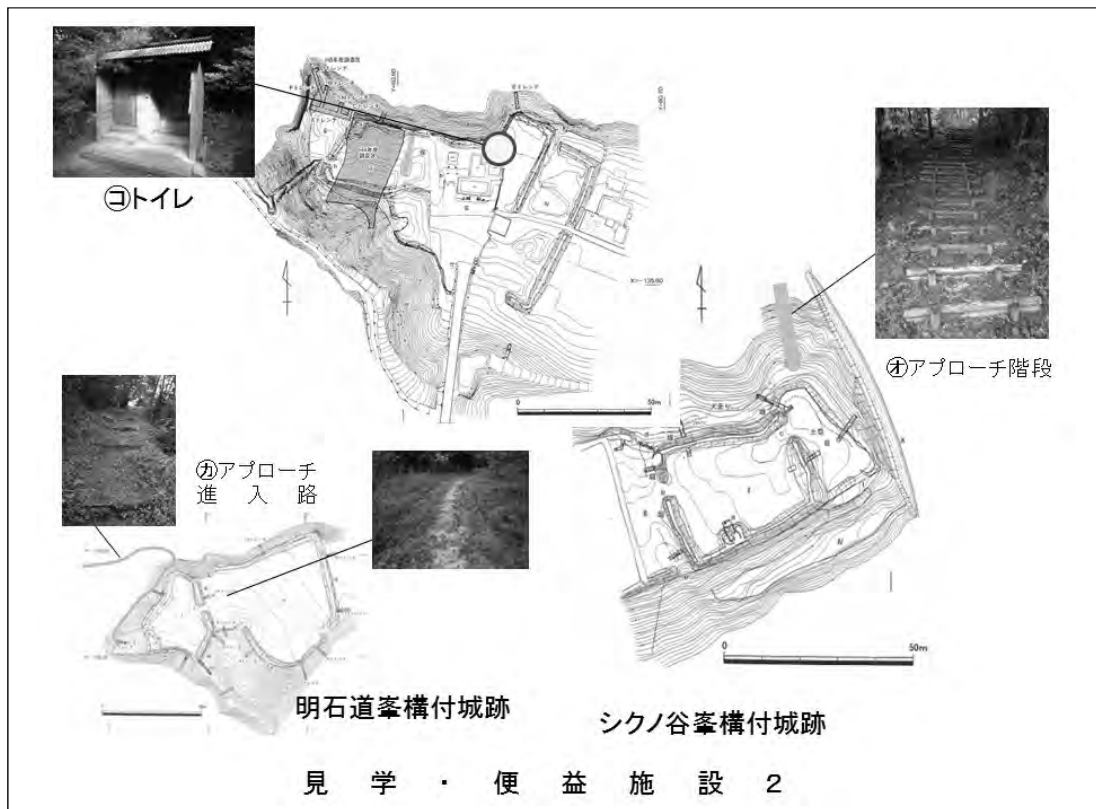
第 47 図 明石道峯構付城跡



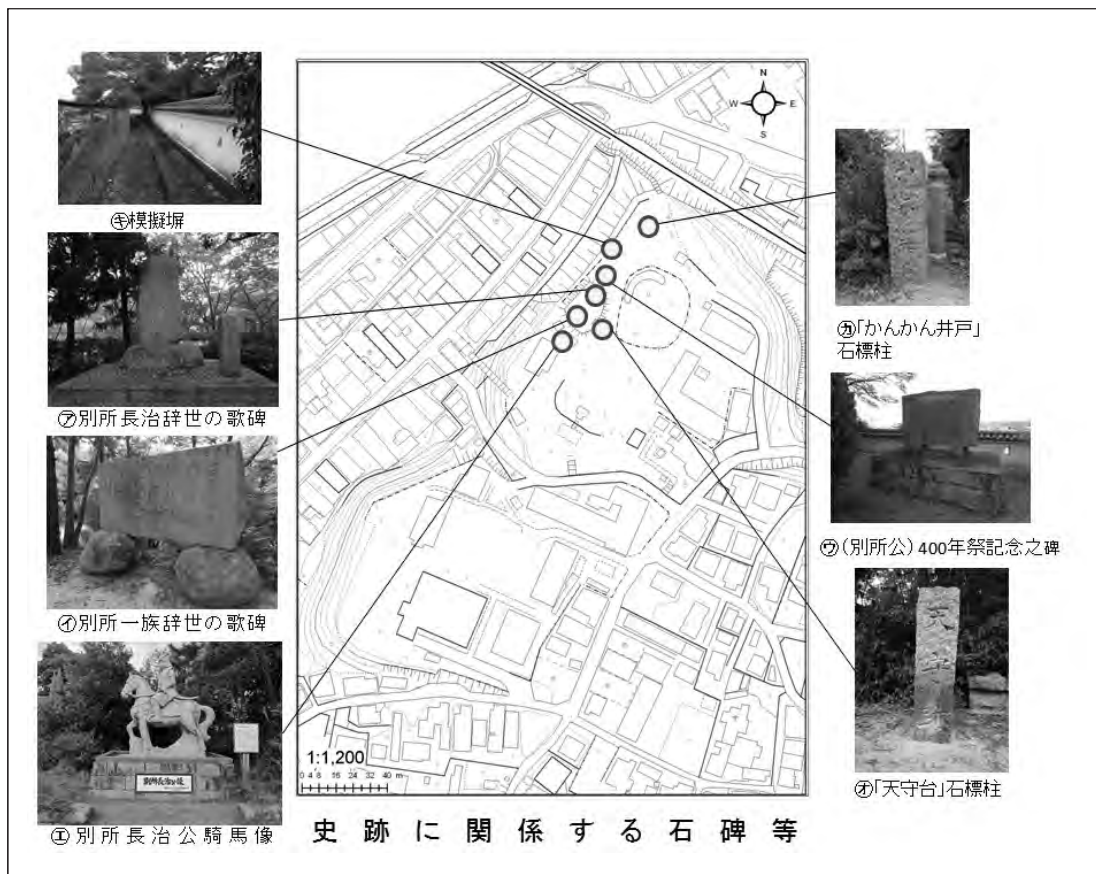
第 48 図 三木城本丸跡・付城跡



第 49 図 付城跡・土塁



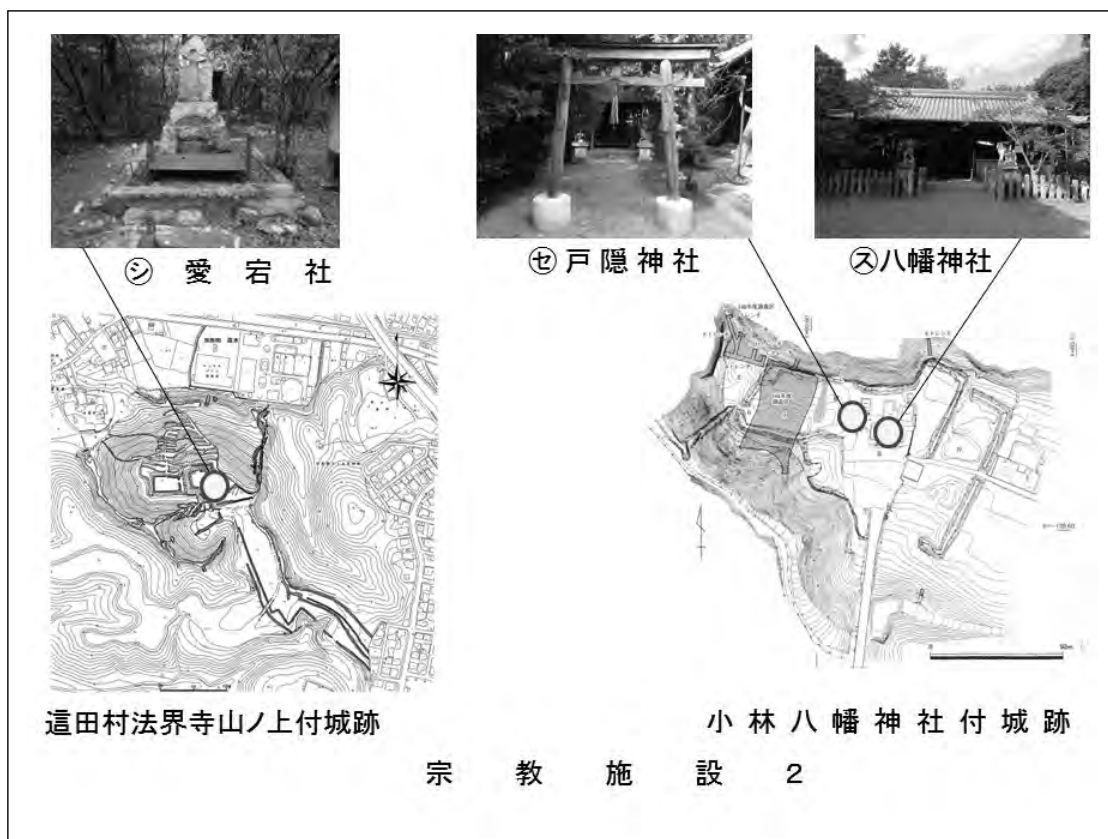
第 50 図 三木城本丸跡



第 51 図 三木城本丸跡・二の丸跡

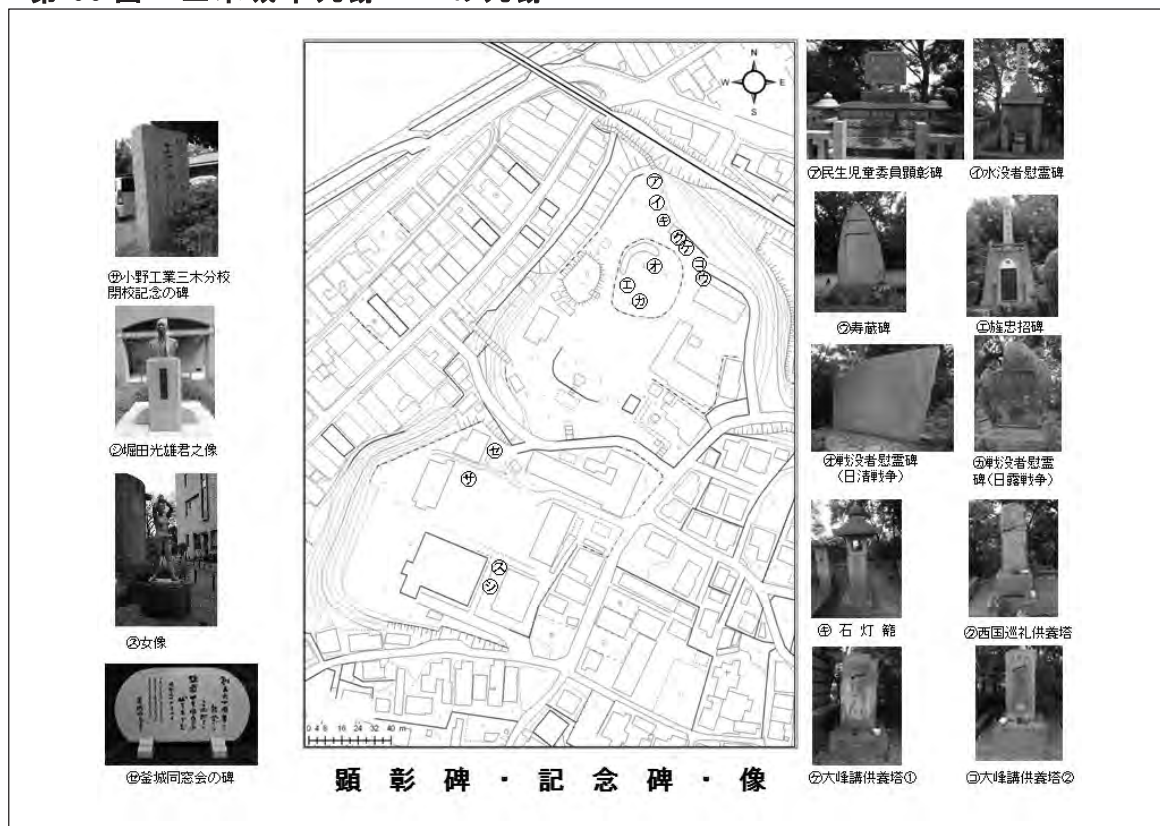


第 52 図 付城跡

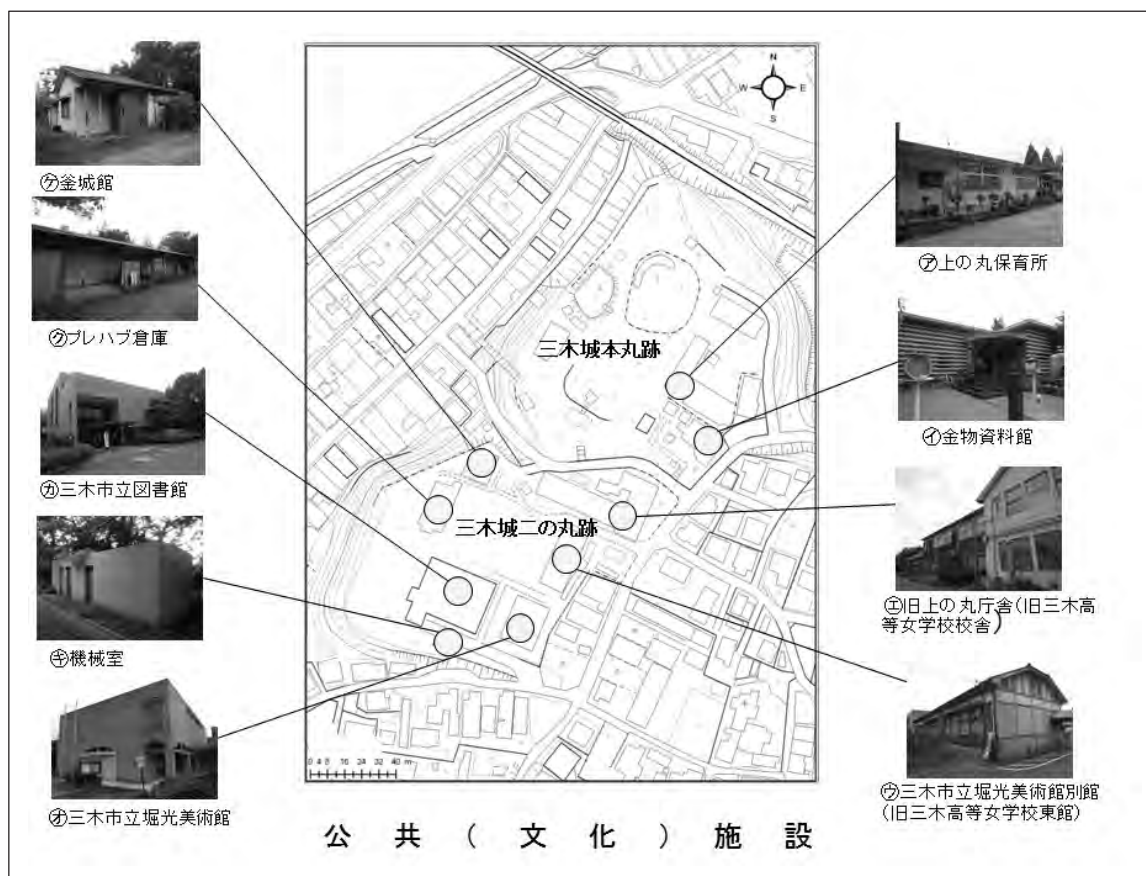


B-2 その他の要素

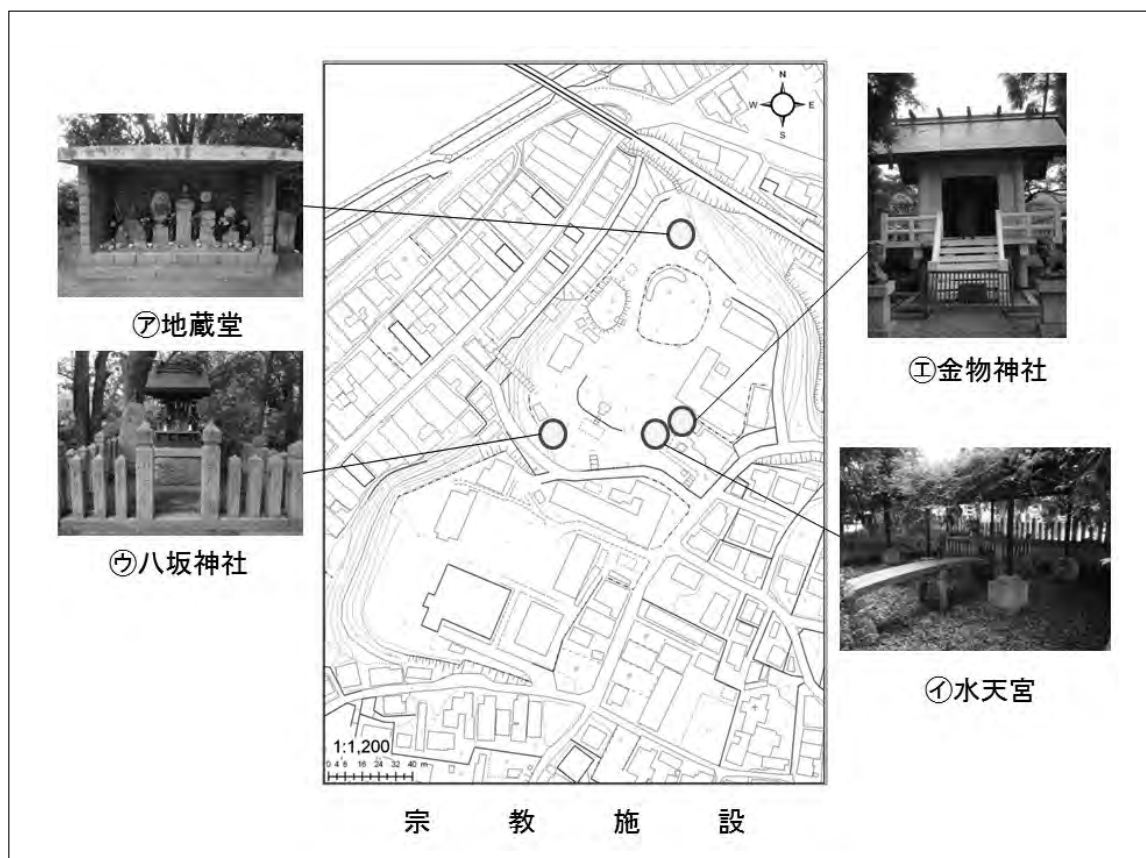
第 53 図 三木城本丸跡・二の丸跡



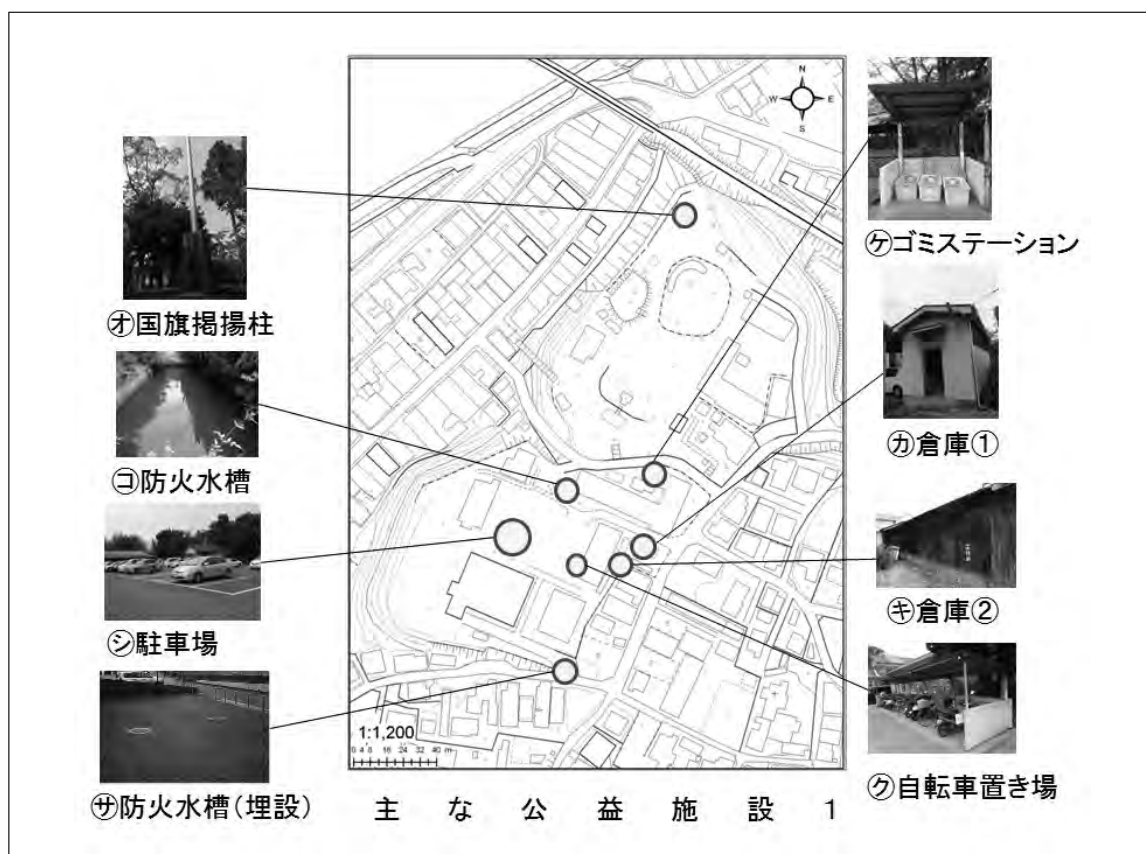
第 54 図 三木城本丸跡・二の丸跡



第 55 図 三木城本丸跡



第 56 図 三木城本丸跡・二の丸跡



⑦三木ホースランドパーク

高木大塚城跡

④ターゲットバードゴルフ場

高木大山付城・高木大山土塁A

這田村法界寺山ノ上付城跡

シクノ谷峯構付城跡

明石道峯構付城跡

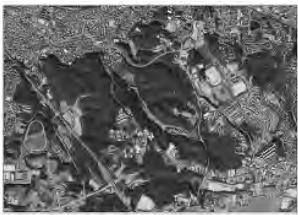
観光・レジャー施設

「三木城跡及び付城跡・土塁」は攻城戦に関する史跡である。つまり、守る側の領主に対して攻城側が兵糧攻めを行った遺跡群が史跡として指定されている。しかしながら、攻める側が兵糧攻め、守る側も籠城戦という戦術をとともに用いての合戦であったわけであり、攻守ともに周辺の地形や地理的環境を巧みに利用した戦であったということもできるわけである。そういう観点から鑑みた場合、三木合戦に関わる関連文化財はもとより、史跡周辺に所在する丘陵や河川、旧道といった地形なども史跡の本質的価値を支える諸要素として保全に向け注意を払う必要がある。

— 98 —

第 17 表 自然的要素（第 58 図－a・b を参照）

要 素		概 要
17 美囊川 みのうがわ		加古川水系の支流。吉川から南へ下り、途中、小川川、脇川、志染川などと合流して加古川へ注ぐ。三木城にとっては、外堀の役割を担い、三木合戦においては、慈眼寺山城や跡部村山ノ下付城、平田村山ノ上付城などと美囊川を挟んで対峙していた。
18 志染川 しじみがわ		美囊川の支流。三木市志染町で山田川と淡河川が合流して志染川となる。合流後は西流し、三木市久留美付近で美囊川に合流している。三木城と平井山ノ上付城とは、志染川を挟んで対峙していた。特に平井山ノ上付城にとって志染川は南麓付近を流れており、重要な防御ラインとなっていた。
19 二位谷川		美囊川の支流の一つ。上津橋（三木市本町）付近で美囊川に合流している。三木城の東から北側を画するように流れており、広義における三木城域を画す外側ラインといえる。
20 与呂木の竹藪及びその周辺		志染川右岸、平井山ノ上付城跡の西麓に繁茂している。山鹿素行の「三木城攻撃図」（「武家事紀」所収）には志染川に沿って竹藪の存在が記されている。与呂木一帯は、別所方が秀吉の本陣に攻め入った際の激戦の地であり、長治の弟治定が討死した場所でもある。同書や「播磨平井山」（諸国古城之図）などによると、この付近の入り組んだ深い谷や淵に三木兵が落ちたと記載されている。志染川が湾曲している辺りは、現在は埋め立てられてしまっているが、かつては「三木城攻撃図」によると「崩嶽谷」といわれる深い谷となっていた。また、「播磨平井山」によると、谷の西側の竹藪のある川沿いは「カマガ淵」といい、「昔は底知れず」の深さであったという。
21 宿谷 しゅくたに		概ね現在の三木市福井・城山と三木市別所町高木・小林を隔てる谷の一つ。この谷を挟んで別所方と羽柴方が対峙していた。終盤になると、羽柴方は谷を突破し、羽場山上付城、二位谷奥、三谷ノ上などを構築した。

22 八幡谷		三木山の中央に位置し、総延長 2 k m にわたって延びている。支谷が東側の三谷の支谷や二位谷本谷と複雑に絡みあっており、東側の谷に挟まれた尾根伝いに兵庫道が設けられていた。三木合戦終盤には、織田方がこの谷筋を突破し、八幡谷明石道付城を構築し、三木から明石を結ぶ明石道を掌握した。
23 ^み 箕谷		三谷ともいう。大宮八幡宮の南方に位置し、総延長 1 k m。三木城の南側の外郭線を形成し、北側の丘陵上には三木城の出城の一つである宮ノ上要害が構築されていた。尾根の際奥部の東側丘陵上には兵庫道が設けられている。三木合戦の終盤になると、秀吉方は、包囲網を狭めるために三谷ノ上付城などの付城を構築した。
24 二位谷		三木城の東側の外郭ラインをなす谷筋に当たり、三木市大塚から三木市別所町小林付近を結ぶ東西 0.5 k m、南北約 2 k m の深い谷となっている。この谷筋の西側の尾根伝いに沿って兵庫道があった。三木合戦の終盤には、織田方が谷筋の街道沿いに二位谷奥付城（A, B, C）などを築き、封鎖することに成功した。
25 荒木谷		平井山ノ上付城の北方に位置する平井中村間ノ山付城の北側の谷筋を指す。三木合戦の序盤戦に荒木村重が布陣したこと遺称地としてその名が残る。なお、村重は、三木合戦後間もなく、信長を見限り、伊丹（有岡）へ帰っている。
26 三木山		三木城周辺の丘陵地帯をいう。西は三木市別所町高木、東は三木市宿原辺りにかけての山林を指す。三木合戦の序盤から中盤にかけては、宿谷及び八幡谷から内側は別所方、外側は羽柴勢が掌握していた模様。

第 18 表 歴史的要素（第 57 図・第 58 図を参照）

要 素	概 要	
27 三木城新城跡（上の丸町）		三木城本丸跡の東側に位置している。三木合戦の際には、別所長治の叔父・賀相が守備していたと伝えられている。天正 8 年(1580) 正月 11 日、長治の弟友之が守る鷹尾山城とともに秀吉勢に攻略され、賀相らは長治のいる本丸に退いた後、羽柴秀長が新城に入ったとされている。

28 宮の上要害 (福井)		三木城鷹尾山城跡の南側のひとときわ高い丘陵上に構築されている。三木合戦のときには、岡村某が守っていたとされている。天正8年正月5日、力攻めで三木城を陥れようとした秀吉は、先ず宮の上要害の岡村氏を調略により、城を乗っ取ることに成功した。
29 ほんまちなめら 本町滑原遺 跡 (本町)		三木城跡の麓、現在のナメラ商店街内に所在する。昭和37年の水道管の敷設工事の際、石列の存在が確認された。平成13年には水道管及びガス管の付替え工事に伴う立会調査によって全長79mにわたって石列が検出されたことや、わずかながら軒丸瓦や軒平瓦、染付磁器片など三木城存続期のものも出土している。『播州三木城地図』によると、付近を「殿町」とっていたことから、三木城存続期には、家臣団の屋敷があった可能性がある。
30 平井村中村間 ノ山付城跡 (平 井)		羽柴秀吉の本陣(平井山ノ上付城跡)の北側に所在している。城主は、『播磨鑑』・『別所軍記』によると、竹中半兵衛重治とされている。主郭は、東西15m、南北10mで低い土塁に囲まれている。南側に虎口が設けられ、西側斜面には、二本の帯曲輪が残っている。
31 慈眼寺山城 跡 (久留美)		美囊川の右岸、慈眼寺背後の尾根上に所在している。城主は、『播磨鑑』・『別所軍記』によると、有馬法印則頼とされている。主郭を中心に、三方向に延びる尾根上に削平地を設けている。主郭部に土塁が残存している他は、明確な防御施設は見当たらず、山道を城内に取り込んで連絡通路として活用していたようである。平成4年度、兵庫県教育委員会が行った発掘調査では、主郭部から礎石建物が検出されている。山頂からかの眺望は良く、平井山ノ上付城跡や三木城跡は言うまでもなく、晴れた日には瀬戸内海も見渡すことができる。
32 久留美村大 家内谷上付城跡 (久留美)		美囊川の右岸、慈眼寺山城の南西の尾根上に位置している。城主は、『播磨鑑』・『別所軍記』によると、加藤光泰とされている。南側が広がった尾根の先端部に主郭を設け、背後となる北側に一文字の低い土塁を構えている。また、三木城側の南西隅には5m×5mの櫓台とその脇には虎口が設けられている。南側の山麓部は削平地群となっているが、後世の耕作により改変されている可能性がある。

33 跡部村山ノ 下付城跡（跡部）		跡部集落背後の丘陵裾部の台地上に位置している。城主は『播磨鑑』によると、織田信澄とされている。平成 24 年度に三木市教育委員会が発掘調査を行った結果、土塁と堀で囲まれた主郭部と周辺の緩慢な台地を部分的に区画した駐屯部で構成されている可能性が高いことが判明した。
34 平田村山ノ 上付城跡（平田）		平田集落北側背後の尾根上に位置している。城主は、『播磨鑑』によると古田馬之助とし、『別所軍記』には古田馬之助及び吉田庄右衛門としている。天正 7 年 9 月 10 日の平田大村合戦の際、最初に主戦場となった場所である。南側の山麓には、その際討死した谷大膳の墓地がある。
35 羽場山上付 城跡（福井）		三木町と明石を結ぶ明石道西側の丘陵上に位置している。城主は、『播磨鑑』・『別所軍記』によると明石与四郎としている。遺構は、東西に延びる堀を伴う土塁が残っている。大体において緩斜面を駐屯スペースとして確保した程度の内容となっている。
36 八幡谷ノ上 明石道付城跡 A・B・C（福井）		明石道に沿って南北に延びる尾根上に位地している。城主は、『播磨鑑』・『別所軍記』によると、間島氏勝、福原長堯としている。天正 7 年 9 月の平田大村合戦の後、包囲網縮小の過程で構築された「南八幡山」（『播州御征伐之事』）に相当するものとみられる。当初、遺跡に 3 か所に分かれていると見なされていたが、平成 22 年度の三木市教育委員会による発掘調査の結果、A、B、C 間は、盛土や切土によって一体的に活用されていたことが分かった。これにより、全長が 550m に及ぶことが判明した。
37 三谷ノ上付 城跡（福井）		八幡谷ノ上明石道付城跡の北東の尾根上に位地している。城主は、『播磨鑑』・『別所軍記』によると賀須谷内膳とされている。主郭と駐屯部の二つの曲輪で構成されていたと見られ、土塁などが残っている。現在、三木山森林公園のバーベキュー広場となっている。
38 二位谷奥付 城跡 C（さつき 台）		三木市城山の東側の丘陵上に位置している。城主名は、不明であるが、二位谷奥の付城の城主として『播磨鑑』・『別所軍記』はともに浅野弥兵衛、横目衆として一柳小兵衛の名をあげており、関連する部隊が駐屯していた可能性はある。遺構は、南北に細長い尾根筋を利用した平坦面の北面と西面に土塁が残っている。

39 君ヶ峰城跡 (宿原)		三木城跡から南東へ約 1.5 k mの尾根上に位地している。城主は、『播磨鑑』・『別所軍記』によると、木下与一郎（羽柴秀長）としている。城は丘陵頂部に主郭から二手に延びる尾根上にも曲輪を構え、間の谷筋には階段の腰曲輪群を設けていた。昭和 63 年、中学校建設によって城の主要部を失い、現在は階段状に構築された腰曲輪群と食い違い状になった虎口が残っている。なお、開発に伴い、三木市教育委員会が発掘調査を行った結果、主郭部の北東部分で 14 個の礎石が検出された。
40 和田村四合 谷村ノ口付城跡 (志染町吉田・細目)		志染川に段丘が南から突き出した先端に位置している。城主は『播磨鑑』によると、近藤兵部、五十嵐九郎右衛門としている。現在は、道路建設に伴い、主郭部を失い、北側斜面の腰曲輪群と東側の強大な堀切の一部が残っている。道路建設工事に先立ち兵庫県教育委員会が発掘調査を実施した結果、主郭西側に横矢を掛けた櫓台と土塁及び4重の堀切が検出された。また、東側の巨大な堀切の底から「嘉暦2年」（1327）の銘が入った硯が出土したことから、南北朝時代に北朝方の赤松則祐が南朝方を攻めた時に築いた「志染軍陣」の可能性が高いことが明らかとなった。
41 高木大山土 塁E（別所町高 木）		高木大山土塁の西側からシクノ谷峯構付城跡の西側を結ぶ三木城包囲の外側の土塁線。全長 130mの土塁が残る。
42 高木大山土 塁F（別所町高 木）		高木大山土塁Eの南端でT字状に直交する三木城包囲の外側の土塁線。全長 50m。
43 高木大山土 塁G（別所町高 木）		高木大山付城の西側からシクノ谷峯構付城の西側を結ぶ外側土塁線の一部。高木大山土塁Eの延長線上に位置する。全長 25m。
44 宿ノ谷土塁 (福井)		シクノ谷峯構付城跡の南側の丘陵上に設けられた内側土塁線の一つ。全長 126m。

45 小林土塁 C (福井)		細谷池西側に位置している。小林土塁 A、B の延長線上に 当り、シクノ谷峯構付城跡の南側の外側を結んでいる。全 長 115m。 ¥
46 小林土塁 D (福井)		細谷池の東側の小林土塁 C の延長線上に位置している。全 長 150m。
47 福井土塁 D (福井)		二本あり、①は小林土塁 D と福井土塁 G をつなぐ外側土塁 線の一つ。全長 5 m。②は、八幡谷の入り組んだ谷筋に沿 って設けられた内側土塁の一つ。全長 8 m。
48 福井土塁 F		福井土塁 F は、福井土塁 G より西に派生する土塁線で全長 13m 残る。
49 福井土塁 G (福井)		福井土塁 G は小林八幡神社付城跡南側の福井土塁 H の西 側に位置し、福井土塁 D とをつなぐ外側土塁線。全長 80 m。
50 福井土塁 H (福井)		小林八幡神社付城の南側に位置し、福井土塁 I と福井土塁 G をつなぐ外側土塁線。
51 福井土塁 I (福井)		小林八幡神社付城跡の東側に位置し、福井土塁 J と福井土 塁 H をつなぐ外側土塁線。全長 49m
52 福井土塁 J (福井)		小林八幡神社東側の八幡谷の谷筋丘陵線上に位置し、福井 I に直交する内側土塁。全長 78m。

53 福井土塁K (福井)		福井土塁Jの東側に位置し、福井土塁Lにつなぐ八幡谷の谷筋丘陵線上に設けられている。全長 20m。
54 福井土塁L (福井)		福井土塁Kの東側に位置し、宿谷に沿って設けられている。全長 68m。
55 福井土塁M (福井)		八幡谷東側に位置し、福井土塁K、Lなどとは谷向かいに設けられている。全長 110m。
56 しゅく ほん 宿原土塁 (宿原)		宿原南側背後の段丘上の東端には空堀が残る。 全長 86m。南北に走る谷底の間道の西側斜面上に構築されており、三木城包囲網の最東端の土塁線となっている。
57 姫路道		姫路から三木を経由して有馬、京都を結ぶ主要街道の一つ。国包一志方を経て姫路に通じていたので「ひめじ道」という。三木市本町2丁目3-1付近を起点に西に向かう道を「ひめじ道」という。
58 有馬道		姫路から三木を経由して有馬、京都を結ぶ主要街道の一つ。有馬に通じていたので「ありま道」という。三木市本町2丁目3-1付近を起点に東に向かう道を「ありま道」という。
59 兵庫道		三木と兵庫を結ぶ主要街道の一つ。三木城の北側のありま道を起点に南に延び、三木城のすぐ東側をとって兵庫に至る。三木合戦では、二位谷奥付城によって封鎖された。

60 明石道		三木城の南方をとおり、神出を經由して明石へと至る。天正7年(1579)4月頃、織田信忠らによって三木城を包囲するための土塁が構築された際、封鎖された。さらに、終盤となる同年10月には、八幡谷ノ上明石道付城が築かれた際、道が取り込まれ完全に遮断された。
61 東条道		ありま道から北上し加東郡東条へと抜ける。また、丹波に至ることから丹波街道とも称す。
62 ^{いちごうさか} 一合坂(別所町高木)		一子坂ともいう。現在の三木市別所町高木から南下し、明石方面に至る。天正7年春、この坂を利用して兵糧を運び込もうとしていた別所方と羽柴勢が小競り合いとなった。この時、別所方の石野氏満が放った矢が羽柴方の大将の一人古田重則に命中し落命している。間もなく、この坂を取り込むようにして付城(高木大山付城)や土塁(高木大塚土塁、高木大山土塁)が構築されることにより封鎖されることとなった。
63 竹中半兵衛墓地(平井)		平井山ノ上付城跡の北側の山裾に所在する。『浅野文庫諸国古城之図』の「播磨平井山」や『武家事紀』所収「三木城攻撃図」にも「竹中氏塚」と記載されている。代々、地元の平井地区により守られてきたが、近年では「竹中半兵衛公奉賛会」により墓地の管理運営がなされている。
64 竹中半兵衛墓(志染町安福田)		平井山ノ上付城跡の東方に位置する栄運寺の東側の山の中腹に所在する。江戸時代後期の宝篋印塔及び「竹塚」と称するマウンドが残る。
65 谷大膳墓地(大村)		平田村山ノ上付城跡の南麓に所在する。天正7年9月9・10日、平田大村合戦の際、兵糧を運び込もうとした毛利勢及び三木城から出撃してきた別所方の標的となり討死した谷大膳の墓地。現存する墓碑は、大膳の200回忌に当り、谷衛秀(丹波山家藩7代藩主)が部下福田正親に命じて造立したものである。周囲には、大膳とともに討死した兄福田正舜(玄々院殿)、弟土田小傳次、甥福田彦八良(勇功院殿)同孫三郎(猷駿院殿)の墓も併せて建立された。その後、昭和42年(1967)9月、大膳の子孫により金石で大膳一族の事績を刻むなどの整備が行われた。

66 淡河弾正戦死の地（加佐）		天正7年9月9・10日、平田大村合戦の際、兵糧を毛利勢から別所方に受け渡された後、羽柴勢の応戦により退却する際、退路を断たれ自害したといわれる淡河弾正の墓が伝わっており、昭和57年に「八幡森史跡公園」として整備された。
67 別所長治公・照子夫人供養塔		昭和16年(1941)に別所小三郎長治並びに照子夫人の供養塔として建立された。7重の層塔で、初層軸部の正面にのみ阿弥陀仏や千手観音菩薩を表す「キリーク」の梵字を施し、背面には建立の趣意が刻まれている。
68 じょうごんじ 常厳寺（宿原）		山号は君峯山といい、かつては「盛厳寺」とも称した。その創建のときを知らずといわれる古刹である。一時荒廃したが、応仁の乱を避けた大徳初禅師が「盛厳寺」に移り住んで中興された。別所則治が三木に入ると檀越となり、別所則治の子息玉江真長が継承、さらに玉江真長の甥梅心真香がその跡を継承した。ある年の閏6月、謀反を起こした盛厳寺某が村治留守中の三木城を攻撃、留守衆がこれを防いだ。天文8年説と永禄元年説とがある。天文21年(1552)春、五山文学僧として名高い仁如集堯が京都から難を逃れ、移り住んだ。当寺は三木城の東方に所在し、城塞化されて、三木城東方の押えとなっていた。北側に空堀が残存する。
69 本要寺（本町）		山号を吉祥山といい、天正8年(1580)、三木落城後、羽柴秀吉が掲げた制札2点を所蔵している。また、昭和5年(1930)には、「別所長治公供養碑」が宝蔵の右横に建立された。また、「宝蔵」と称する蔵には、近世三木町の古文書が多数納められており、毎年7月18日には、先人の遺徳を偲ぶ義民祭の一環として虫干しが本堂で行われる。かつては旧暦の6月16日に行われており、近世の三木においては「町中総て休み」となっていたようである。
70 長福寺（平井）		創建年代は史料的に定かではないが、南北朝時代にまとめられた『峰相記』にも出てくる古刹。別所氏の菩提寺であったが、織田方に占拠され、南側前方の山に付城（平井山ノ上付城）が設けられた。現在毘沙門堂が唯一残る。

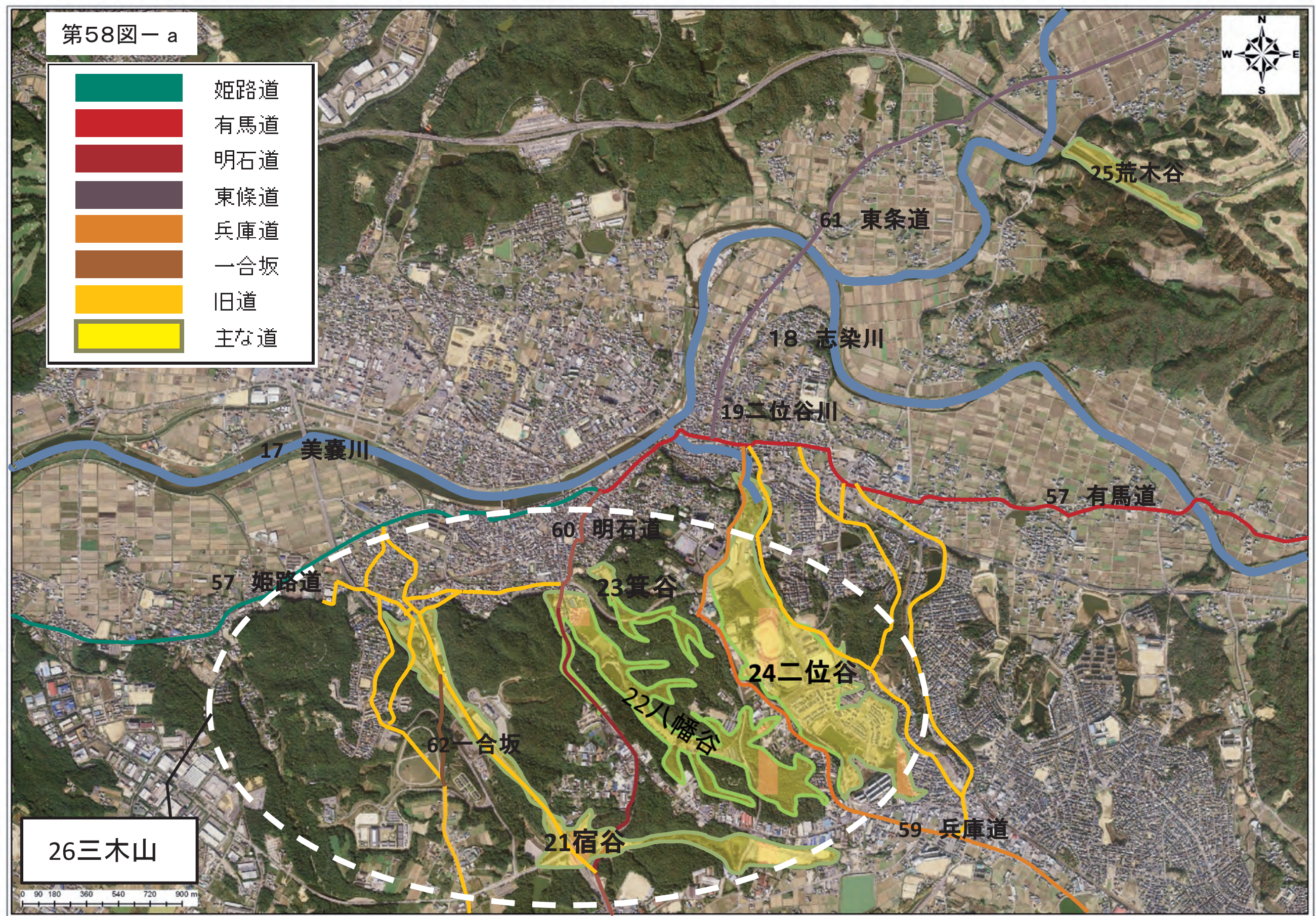
71 慈眼寺（久留美）		山号を祝融山といい、慈眼寺裏山に陣取った有馬法印則頼が陣鐘として使用したと伝わる梵鐘（県重要文化財）が残る。
72 法界寺 （別所町東這田）		山号は虚空山。寺記によると、慶長元年（1596）、長治 17 回忌に当り五輪塔及び廟屋を建設したという。その後、寛永 3 年（1626）、廟屋が火災に遭い、このとき石塔も破壊されたという。石塔は、寛文 4 年（1664）に再建され、文政 12 年（1829）には、石塔を覆う霊廟も再建されたと伝えられている。また、時代は特定できないが、江戸時代前期頃に「三木合戦軍図」の原本図が作成されている。伝承では、別所公の遺臣来住安芸守景政の寄進という。延宝 6 年（1678）、別所長治百回忌に当り、別所氏の起こりと三木合戦の経緯について刻んだ「東播八郡総兵別所府君墓標」が建立された。別所長治の 260 年忌に当る天保 11 年（1840）には、讃岐別所家から別所友之夫妻の塔、別所治定の塔、廟前の灯籠一對、三宅治忠墓石台石などが寄進された。翌年には、別所長善により「三木合戦軍図」の模写図が納められた。さらに、大正 13 年（1924）、「別所長術家一族」により東播八郡総兵別所府君墓標の副碑、「讃州百相裔孫」により照子夫人の塔及び照子夫人塔前灯籠一對が寄進された。近年では、平成 23 年（2011）、別所公廟所が改築されている。
73 本長寺（府内町）		伝羽柴秀吉拝領の小袖（市指定文化財）を所蔵している。これは、別所長治の家来であった加古弥七郎が羽柴秀吉に家来なるよう勧められたが「二君に仕えず」と言って断り、別所氏の家臣として忠誠を守ったことから、感涙した秀吉から母衣と家紋と大西という姓を賜ったとの伝承に因むものである。実際は、母衣ではなく、天正年間の後期に流行った片身替りの桃山小袖である。

要素		概要
74 雲龍寺（上の丸町）		山号を高源山といい、三木城内の一角に建立されている。造立年代は不明であるが、別所長治の自害後、境内の東側に別所長治の墓が設けられた。江戸時代後期ではあるが、『播州三木城地図』にも見える。また、昭和17年（1942）、帝国在郷軍人会三木分会により首塚の補修が行われるとともに、上の丸公園の伝天守台に新たな別所長治辞世の歌碑を造立するため、既設の別所公歌碑が首塚横に移設された。昭和48年、別所公奉賛会が市民有志の寄付を以って首塚を囲む玉垣を建立するとともに長治公五輪塔の横に照子夫人の五輪塔が併置された。寺宝として、明治時代に三木城本丸跡の「かんかん井戸」から出土した鉄鐙（市指定文化財）が所蔵されている。
75 常蓮寺跡（跡部）		山号は清宝山といい、跡部と久留美の村境に位置している。別所氏の菩提寺と伝えられており、平井山の合戦で討死した別所氏の家臣久米五郎の墓と伝わる墓碑が残る。現在は薬師堂のみとなっており、南側の仁王門跡付近には仁王像の石造（「弁慶の足跡」）が立っている。
76 栄運寺（志染町安福田）		山号は屏風山。竹中半兵衛の墓（安福田）が所在する丘陵の西麓に所在し、竹中半兵衛の位牌が安置されている。
77 大宮八幡宮（本町）		創建年代は史料的に不明であるが、天永2年（1111）に社殿を現在の場所に遷座したと伝えられている。三木城跡の南西に所在し、境内の裏山が宮ノ上要害と呼ばれ、三木城の出城の一つであった。

第19表 文化的・景観的要素

要素		概要
在郷町		元和元年（1615）の一国一城令によって三木城が廃城となると、三木町は城下町から在郷町へと変貌したが、秀吉の掲げた荒廃した三木の町の復興を進めるため荒地年貢の3分の2免除、百姓日役免除などを定めた制札を根拠に染型紙や大工金物などの生産で栄えた。現在もその景観が残されている（町屋の分布状況については、第61図参照）。

祭礼		在郷町が発展するにつれ、祭礼も華やかさを増してくる。在郷町である三木町は上五カ町と下五カ町に分かれ、それぞれ岩壺神社と大宮八幡宮とに氏子が分かれているが、大きな祭り屋台を担いで練り歩き神社の境内に入っていく様は共通している。ただ、大宮八幡宮の例大祭では、85段の石段を屋台を担いで登り鳥居をくぐる光景が稀有であり、市の無形民俗文化財に指定されている。 また、市内各地においても祭り屋台や神輿を用いた祭礼が盛んで、春や秋の例大祭ではそれぞれの神社において祭り屋台が彩りを添えている。
金物工場 (鍛冶屋)		大工職人や染型紙などの生業によって発展した在郷町としての三木町は、江戸後期に至って大工道具を中心とした金物産業が隆盛を迎えた。現在においても金物生産を主力産業としており、今日においても在郷町周辺で鍛冶屋職人の工房を見ることができる。

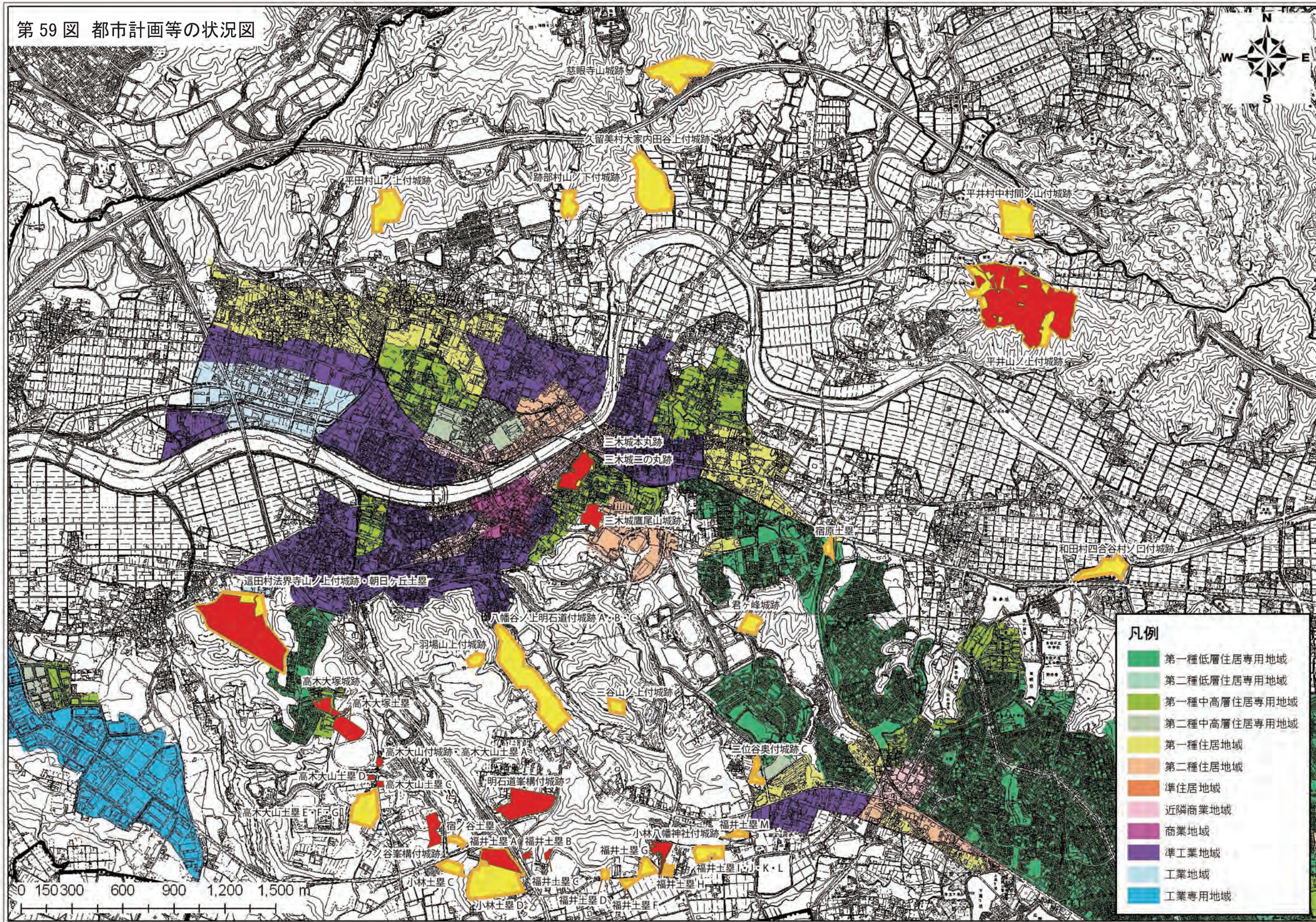


史跡等の周辺環境を構成する主要諸要素（自然的要素及び主要街道）



史跡等の周辺環境を構成する主要諸要素（歴史的要素）

第 59 図 都市計画等の状況図



- 凡例
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

第60図



図 3-6 町家種別の分布地図

図版については、『三木の町並みーまちの歴史文化資料調査報告書』（神戸芸術工科大学編著）より転載。なお、「三木城本丸跡」、「二の丸跡」、「鷹尾山城跡」の表記については、三木市教育委員会が加筆した。

第3節 保存管理方針

1 保存管理の基本方針

史跡の保存管理計画を策定するにあたり、史跡周辺部についても史跡指定地と一連の地域として捉えられることから、史跡周辺部も計画の対象とする。

史跡地内には、史跡の保護とは直接関係がないが長年地域住民に親しまれた施設等がある。これらの施設の中には、城跡と一体として存在することで市民の郷土愛を育み、文化財保護の担い手を養う一定の効果を持っているものもある。このことから、これらについては、今後史跡の本質的価値を高める最終的な整備のあり方を検討する中で、その位置づけについても検討を加えていくものとする。

史跡三木城跡及び付城跡・土塁は、三木城跡やそれぞれの付城跡・土塁により、保存状況も一様ではない。例えば、三木城本丸跡、二の丸跡については、史跡に指定されている範囲の一部が公園や公共施設、神社の境内などの敷地に利用されているほか、数々の記念碑などが設置されている。付城跡においては、ほぼ当時の状態に近い形で遺構を残すものもあれば、高木大山付城跡のように、付近の開発の際に掘削され、深く傷跡を残すこととなったものも存在する。さらに、土塁について言えば、堅固に構築されたわけではないことから、風化等による遺構の損耗が懸念される。また、史跡全体として、土地の所有状況や利用状況等も一様ではない。こうした現状をふまえて、それぞれの遺跡群を適正な形で保存管理していくため、次のとおり保存管理の方針を定める。

保存管理方針

- ①三木城跡及び付城跡・土塁の本質的価値を踏まえ、遺構の特性や現在の利用状況と整合を図りながら、遺構の適切な保存管理を行う。
- ②史跡及び周辺地域を対象として必要な調査を継続的に実施し、三木城跡やそれを取り囲む付城跡・土塁、関連遺跡の全体像を明らかにし、それら遺構の保存を図る。
- ③史跡の本質的価値を損なう諸要素を取り払うことで、史跡が本来持つ価値を明確にする。また、遺構については、残存部分のこれ以上の劣化を防ぐための適切な保存管理を行う。
- ④確実な史跡の保護や保存を図るため、史跡内の民有地等の公有化などを進める。
- ⑤自然地形を利用して築城された三木城跡及び付城跡・土塁の自然環境の適正な保存管理を行う。植生については、遺跡間の当時の眺望景観を意識して管理する。
- ⑥三木城跡の周辺には、織田方の付城跡や土塁が良好な状態で遺存しており、史料に見られる三木合戦の状況を伝える遺跡や環境が残されていることから、周辺環境の保全へも注意を払うものとする。
- ⑦市民参加のもと関係機関と連携しながら、史跡の保存管理を進めていく体制づくりを行う。

2 保存管理の地区設定

史跡の適切な保存管理方法を定めるにあたり、遺構の特性や現状の土地利用などから史跡の保存管理地区を「三木城跡地区」、「付城跡・土塁地区」の2地区に区分した。さらに各地区の構成要素を整理した。(各地区の構成要素一覧表)

三木城跡地区

往時の三木城を形成していた遺跡で、史跡全体の中心地区でもある。神戸電鉄三木上の丸駅や旧湯の山街道に近接し、近隣には市役所や文化会館、史跡内に金物資料館、美術館が立地するなど、三木市の歴史・文化的中心地区とも言え、市民の憩いの場でもある。

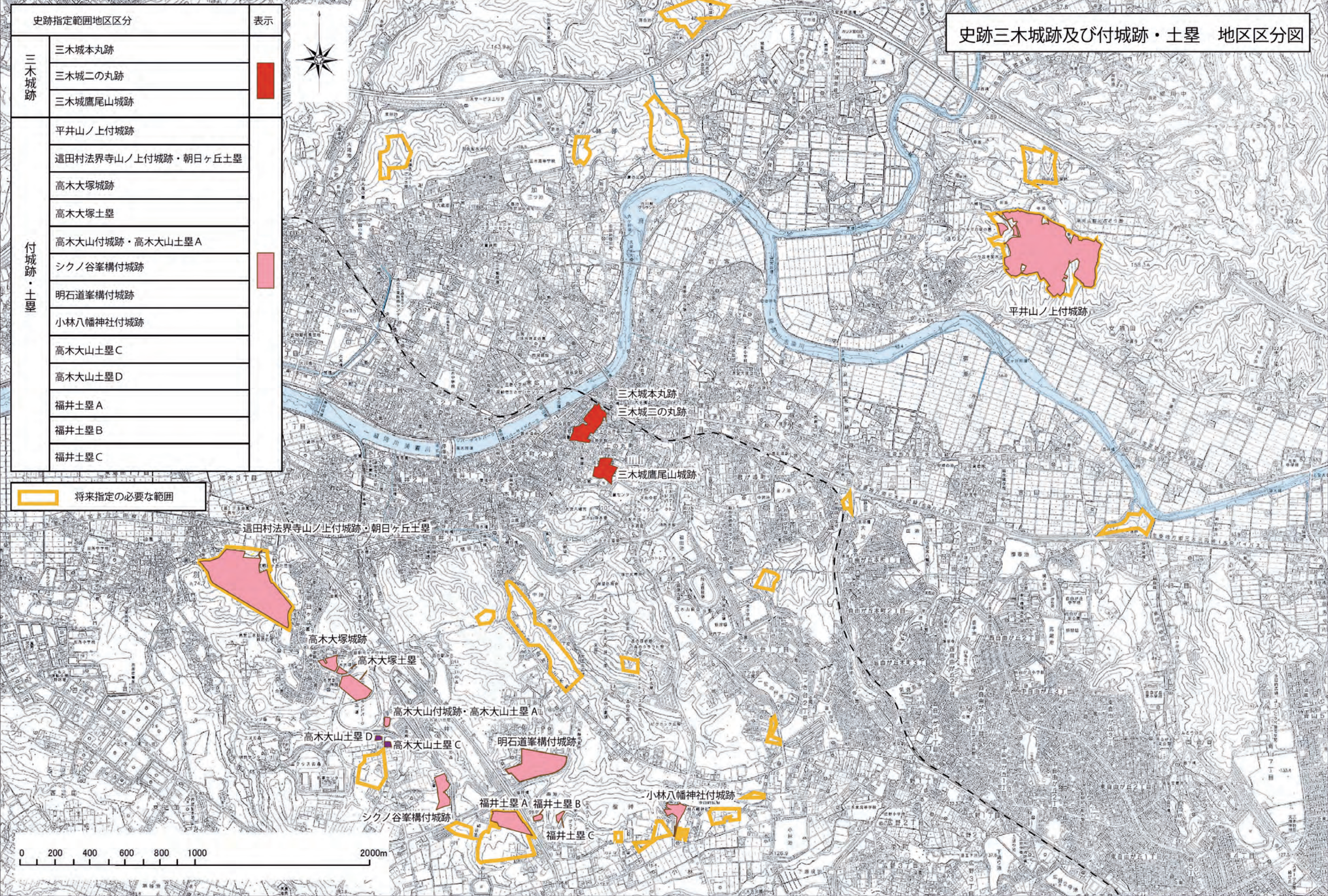
付城跡・土塁地区

三木合戦における攻め手側が築いた三木城包囲の付城・土塁で、三木城を中心とした数kmの範囲に立地し、そのほとんどが山林内にある。

第20表 保存管理の地区区分表

地 区 名	遺 跡 名
三木城跡地区	三木城本丸跡
	三木城二の丸跡
	三木城鷹尾山城跡
付城跡・土塁地区	平井山ノ上付城跡
	這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁
	高木大塚城跡
	高木大塚土塁
	高木大山付城跡・高木大山土塁A
	高木大山土塁C
	高木大山土塁D
	シクノ谷峯構付城跡
	福井土塁A
	福井土塁B
	福井土塁C
	明石道峯構付城跡
	小林八幡神社付城跡

第61図



第 22 表 各地区の構成要素一覧表②

地 区	A 本質的価値を構成する諸要素		B 本質的価値を構成する要素以外の諸要素	
	A－1 地上に露出あるいは地下に埋蔵されている遺構・空間	B－1 史跡の保存・活用に有効な要素	B－2 その他の要素	
付 城 跡 ・ 土 塁	平井山ノ上付城跡	・ 輪 ・ 土塁 ・ 土塁台 ・ 切岸 ・ 山林地形	説明板・案内板 ・ 説明板 見学施設 ・ アプローチ階段（太閤道） ・ 尾根道台 ・ 展望台 宗教施設 ・ 愛宕社	
	這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	・ 輪 ・ 土塁 ・ 堀 ・ 虎口橋 ・ 切岸 ・ 地下遺構（堀、犬走り） ・ 山林地形	説明板・案内板 ・ 説明板 見学施設 ・ 展望台 宗教施設 ・ 愛宕社	観光・レジャー施設 ・ 三木ホースランドパーク逍遙馬道
	高木大塚城跡	・ 輪 ・ 土塁 ・ 堀 ・ 土塁台（高木1号墳） ・ 虎口 ・ 切岸 ・ 山林地形	説明板・案内板 ・ 説明板 公益施設 ・ 関電柱 ・ 線	
	高木大塚土塁	・ 土塁 ・ 山林地形		観光・レジャー施設 ・ 三木ホースランドパークダートコース
	高木大山付城跡・高木大山土塁A	・ 輪 ・ 土塁 ・ 切岸 ・ 山林地形	説明板・案内板 ・ 説明板	公益施設 ・ 関電柱

シクノ谷峯構付城跡	・輪 ・曲土塁 ・櫓台 ・犬走り ・虎口 ・切岸 ・地下遺構（堀、建物跡） ・山林地形	説明板・案内板 ・説明板 見学施設 ・アローチ階段	
明石道峯構付城跡	・輪 ・曲土塁 ・堀 ・櫓台 ・虎口 ・切岸 ・地下遺構（堀） ・山林地形	説明板・案内板 ・史跡案内板 ・説明板 ・遺構表示板 見学施設 ・ウツブ園路 公益施設 ・仮設トイレ	観光・レジャー施設 ・タワーゴルドゴルフ場
小林八幡神社付城跡	・輪 ・曲土塁 ・切岸 ・山林地形	便益施設 ・トイレ 宗教施設 ・八幡神社 ・戸隠神社 公益施設 ・関電柱 公益施設 ・関電柱	公益施設 ・市道
高木大山土塁C	・土塁 ・山林地形	公益施設 ・関電柱 公益施設 ・関電柱	
高木大山土塁D	・土塁 ・山林地形		
福井土塁A	・土塁 ・堀 ・山林地形	公益施設 ・関電柱	公益施設 ・水路敷（細谷池排水路）
福井土塁B	・土塁 ・堀 ・山林地形		
福井土塁C	・土塁 ・山林地形		

3 各地区の保存管理方針

史跡三木城跡及び付城跡・土塁は、別所氏の居城三木城を中心に、半径約 2.5km の範囲にわたって付城が残されている。特に、南側の地区は付城間を土塁でつなぎ、いわば万里の長城のような形にして三木城を囲んだ形跡を今に伝えている。遺跡の分布が広範囲にわたっているため、現在残されている状況も市街地、山林などさまざまであり、その状況に応じた各地区ごとの保存管理方針を次のとおりとする。

三木城跡地区

城郭構造が明確でないなかで、様々な記念碑立地、樹木の密生、諸施設の混在、眺望の制限、隣接住宅地との関係等の課題が多い。保存管理に際してはこれらの課題を認識したうえで諸施設の整理、植生管理を行い「三木城跡」として適正な保存管理を図る。

付城跡・土塁地区

ほとんどが山林内であることから、遺構の適切な保全が課題となり、植生管理が重要となる。保存管理においてはこのような「付城跡・土塁」の特性を把握しながら、各遺跡の土地所有者とも認識を共有し、活用しながら適切な史跡の保存管理を図るものとする。

第23表 三木城跡地区の保存管理方針

地区・構成遺跡		保存管理方針
三木城跡	三木城本丸跡	・伝天守台や井戸をはじめ地下遺構の保存を図るとともに、当面地上は地域の憩いの場として活用する。 ・史跡と無関係の施設等については、原則移転又は撤去とするが、忠魂碑については、当面現状を維持する。また稲荷神社や愛宕神社についても、在郷町時代以来から信仰の場となっており、地域コミュニティの拠点ともなっていることから、継続した使用を認めるものとする。 ・既存のトイレは便益施設として、継続して活用する。 ・本丸部分の全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。 ・史跡の保存活用を図るため、土地所有者の理解を得て民有地の公有化を進めるが、稲荷神社用地の公有化は、現状を維持している間には行わない。 ・植生管理方針に従い既存樹木の整理等を行う。 ・定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 ・市道については、維持補修の範囲において認める。 ・史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
	三木城二の丸跡	・史跡と無関係の施設等については、可能なものから移設、撤去を進める。 ・既存のトイレは旧上の丸庁舎の付属施設として、当面活用する。 ・二の丸部分の全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。 ・祠については、在郷町以来の信仰の場であることから、継続した使用を認めるものとする。 ・史跡の保存活用を図るため、土地所有者の理解を得て民有地の公有化を進める。 ・植生管理方針に従い既存樹木の整理等を行う。 ・定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 ・史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

	鷹尾山城跡	- 土塁、空堀、土橋状遺構及び地下遺構の保存を図る。現存する樹木は、土塁等遺構を損なわないよう適切に管理する。 - 公有化については、土地所有者と協議を進めつつ、必要に応じて協議・調整を図る。 - 植生管理方針に従い既存樹木の整理等を行う。 - 定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
--	-------	---

第 24 表 付城跡・土塁地区の保存管理方針

地区・構成遺跡		保 存 管 理 方 針
付城跡・土塁	平井山ノ上付城跡	- 土塁や櫓台をはじめ地下遺構の保存を図る。 - 土塁等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。 - 遊歩道（散策路）や説明板を設け、見学等が可能な活用を図る。 - 付城群のなかでも最大の規模を持ち、秀吉が本陣を構えた攻め手方の中心的な遺跡として重要な位置を占めることから、土地所有者の協力を得て優先的に公有化を図るものとする。 - 全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。 - 定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 - 愛宕社は、地域に密着した憩いの場で、継続した使用を認めるものとする。また神社用地の公有化は、継続使用の間は行わない。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
	這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁	- 土塁、堀、虎口をはじめ地下遺構の保存を図る。 - 土塁等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。 - 秀吉が付陣した平井山ノ上付城と三木城を挟み相対する位置関係や規模から、平井山ノ上付城とともに重要な位置を占めていたと考えられるため、民有地については、土地所有者の協力を得て、優先的に土地の公有化を図るものとする。 - 全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。 - 植生管理方針に従い既存樹木の整理等を行う。 - 定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 - 愛宕社は、地域に密着した憩いの場で、継続した使用を認めるものとする。また神社用地の公有化は、継続使用の間は行わない。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
	高木大塚城跡	- 土塁、堀、櫓台、虎口をはじめ地下遺構の保存を図る。 - 土塁等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。 - 全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。 - 定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
	高木大塚土塁	- 土塁等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。 - 定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

高木大山付城跡・高木大山土塁 A	- 土塁をはじめ地下遺構の保存を図る。 - 土塁等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。 - 定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
シクノ谷峯構付城跡	- 土塁、櫓台、犬走り、虎口をはじめ地下遺構の保存を図る。 - 土塁等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。 - 定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
明石道峯構付城跡	- 土塁、堀、櫓台、虎口をはじめ地下遺構の保存を図る。 - 土塁等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。 - 定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
小林八幡神社付城跡	- 土塁をはじめ地下遺構の保存を図る。 - 土塁等の遺構を損なわないよう、植生管理方針に従い、遺構の視認、体感できる適正な樹木の管理を行う。 - 市道については、維持補修の範囲において認める。 - 八幡神社は近世以来地域に密着した憩いの場で、継続した使用を認めるものとする。また神社用地の公有化は、継続使用の間は行わない。 - 定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
高木大山土塁 C	- 緑地として土塁をはじめ地下遺構の保存を図り、樹木等の適正な管理を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
高木大山土塁 D	- 緑地として土塁をはじめ地下遺構の保存を図り、樹木等の適正な管理を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
福井土塁 A	- 緑地として土塁をはじめ地下遺構の保存を図り、樹木等の適正な管理を行う。 - 土地の公有化については、土地所有者と協議を行い適切に進める。 - 全容を把握し、史跡としての保存を図る必要があることから、未指定部分の追加指定を進める。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
福井土塁 B	- 緑地として土塁をはじめ地下遺構の保存を図り、樹木等の適正な管理を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。
福井土塁 C	- 緑地として土塁をはじめ地下遺構の保存を図り、樹木等の適正な管理を行う。 - 史跡と関係のない新たな建築物・工作物の設置は認めない。

4 植生管理方針

史跡三木城跡及び付城跡の多くは森林内に存在し、曲輪や虎口等骨格を構成する土塁等の遺構は樹木に覆われており、本史跡において、植生管理をどのように実施するかは重要な課題である。

本史跡は、立地が市街地や山林などさまざまであり植生も地域によって異なるが、史跡ごとの樹種を考え、史跡を損なわないように留意しつつ、適切な保存管理に努めるものとする。

第3章第2節で示した通り、本計画の策定にあたり実施された植生調査結果より、本項では各地区共通の植生管理方針と「三木城跡」と「付城跡・土塁」の2地区の植生管理方針をまとめ、代表的な7箇所（箇所）の遺跡における植生管理の模式断面図を示した。

第25表 各地区共通の方針

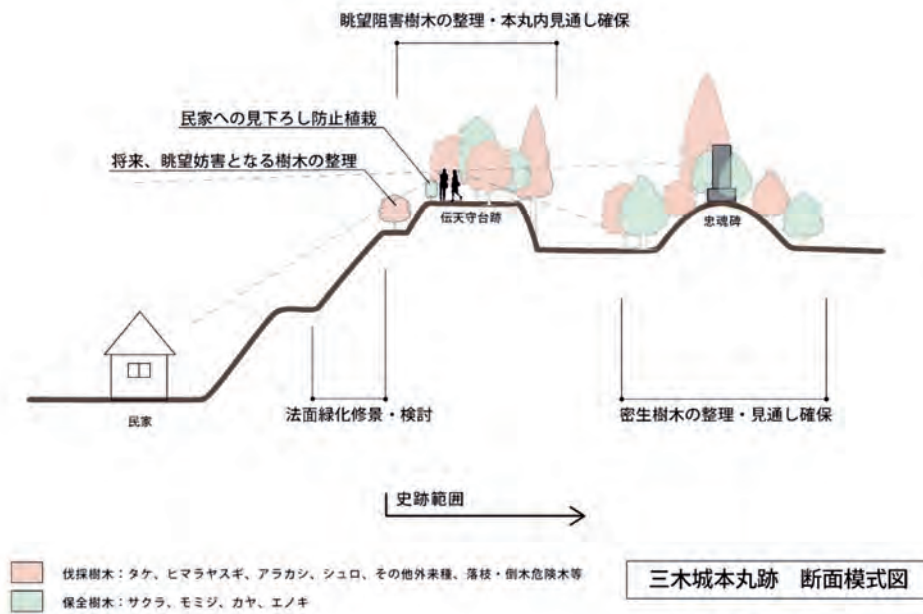
	内 容
三 木 城 跡 ・ 付 城 跡 ・ 土 塁	・原則として、新たな植栽は行わない。(遮蔽等が必要な場合の植栽は除く)
	・三木合戦における当時の眺望を意識した植生管理を行う。眺望を阻害する樹木の将来の成長も見越した除伐等の整理を行う。(眺望図参照)
	・史跡からの眺望の妨げとなっているような樹木や兵庫県ブラックリスト（兵庫県『生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応』平成22年3月、参照）に掲載されている樹種など、城跡景観にそぐわない樹木は除伐等の整理を行う。
	・曲輪の平坦面や土塁上の樹木については、将来的に遺構の破壊につながる樹木も含め、遺構の保全や見通し確保のための除伐等の整理を行う。曲輪の平場部分は、林床が明るくなると笹類の潜在草本類が成長しやすくなるため、緑陰を確保しながら管理する。
	・樹木根や雨水による土塁等の城郭遺構や地形の破壊を防ぐための植生管理を実施する。
	・土塁上樹木は根返りや幹折れ倒木による土塁破壊が考えられるため、地上部重量を軽くする樹高の抑制を行う。
	・地域のランドマークとなっている樹木については極力保存する。また、定期的な観察や樹木診断により、落枝や倒木を避ける。
	・見学動線上の樹木については、落枝や倒木の危険性など安全面を配慮した植生管理や定期的な点検を行う。
	・急傾斜地を有する遺跡については、土砂流出や崩落を防止するため、適切な植生管理を実施する。
	・三木山国有林の遺跡については、兵庫森林管理署が、遺構の保全に適した植生管理を行う。
	・史跡周辺は住宅地も多いため、日照や風通し、目隠し等の居住環境を留意しながら植生管理を行うとともに、必要に応じて景観に配慮した植栽を行う。ただし、遺構の損壊につながる樹種の植栽は行わない。

第26表 各地区の植生管理方針

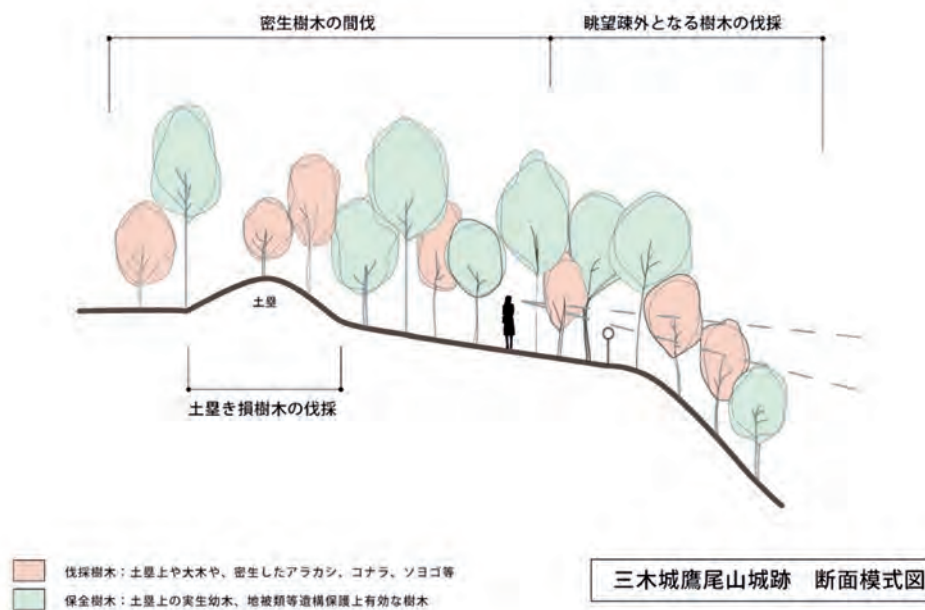
	内 容
三 木 城 跡 地 区	・三木城跡地区は美術館等の文化施設も多く位置し、利用者の多い地区であるため、遺構保全と同時に利用者の安全に配慮した植生管理を行う。
	・展望拠点である天守跡から内外への眺望や、本丸と二の丸間の眺望を阻害する樹木の将来の成長も見越した除伐等を行う。
	・稲荷神社境内や忠魂碑周辺の過密植栽・外来樹種の整理、市道法面毀損樹木、動線上の樹木等の整理を行う。
	・モルタル仕上げとなっている北面法面について、安全面を配慮しながら景観上法面緑化等の修景を検討する。
	・付城跡・土塁地区は、そのほとんどが山林内である。平井山ノ上付城跡の主郭部において、ソヨゴの倒木により根本付近の土砂が抉れ、遺構の損壊につながる事例が多くみられることから、次ページのとおり、植生の除伐に際しては、樹種を見極め適正に管理する必要がある。高木大塚城跡の櫓台上からは樹木により展望

付城跡・土塁地区	が阻害されている。又虎口付近も樹木により遺構が認識しにくい。遺跡間の眺望や、特徴ある城跡全体の構造を理解するための除伐等の整理を行う。
	・遺構の特性上、雨水排水が滞水しやすい部分は盛土等により排水処置を検討する。
	・社寺林は常緑樹に覆われ、暗く鬱蒼としている。見通しが悪く土塁の有無を判別できないため、周辺の低木除去等を行う。
	・築城当時にはアカマツが優位植生であったと推定されることから、林内に残された僅かなアカマツは保全する。又アカマツ実生木周辺の高木はできる限り伐採し、育成を図る。
	・ヒノキ林は適正に間伐を行い、広葉樹林化による腐植の生産や下層植生の回復を図る。
	・モウソウチクの竹林は今後拡大する可能性が十分考えられる。竹林の範囲を定め、遮根物で範囲を囲み、モウソウチクの根茎拡大を制限する。
	・今後繁殖力の強い外来種やクズ等のツル性植物、セイタカアワダチソウ等の草地在り繁茂し、周辺の植生にそぐわない状態になる可能性があるため、経過の観察と適正な管理を行う。
	・伐採剪定樹木は景観面と遺構保護上の観点より、堆積処分せずチップ化し、土塁遺構の保護等に使用することを検討する。
	・雨水排水が滞水しやすい部分は盛土等により排水処置を検討する。
	・往時アカマツが優位植生であったと推定されることから、林内に残された僅かなアカマツは保全する。
	・ヒノキ林は適正に間伐を行い、広葉樹林化による腐植の生産や下層植生の回復を図る。
	・モウソウチクが植生した場合には拡大する可能性が考えられるため、竹林の範囲を定め、遮根物で範囲を囲み、モウソウチクの根茎拡大を制限する。
	・今後繁殖力の強い外来種やクズ等のツル性植物、セイタカアワダチソウ等の草地在り繁茂し、周辺の植生にそぐわない状態になる可能性があるため、経過の観察と適正な管理を行う。

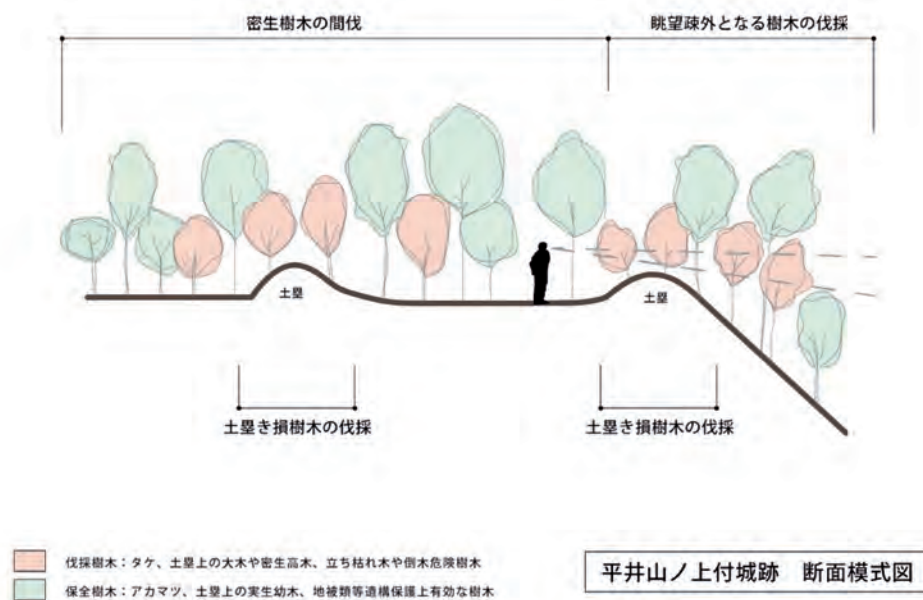
第 62 図



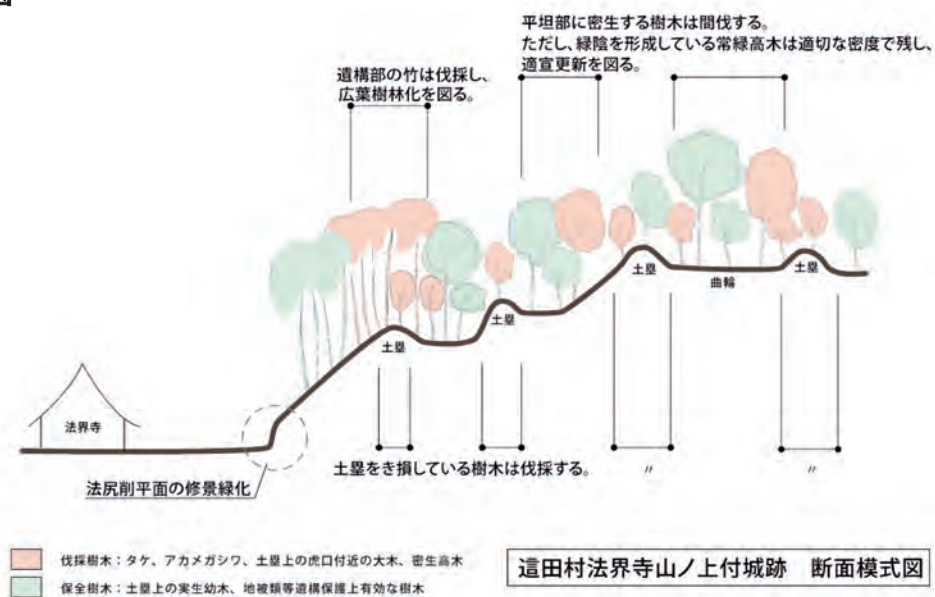
第 63 図



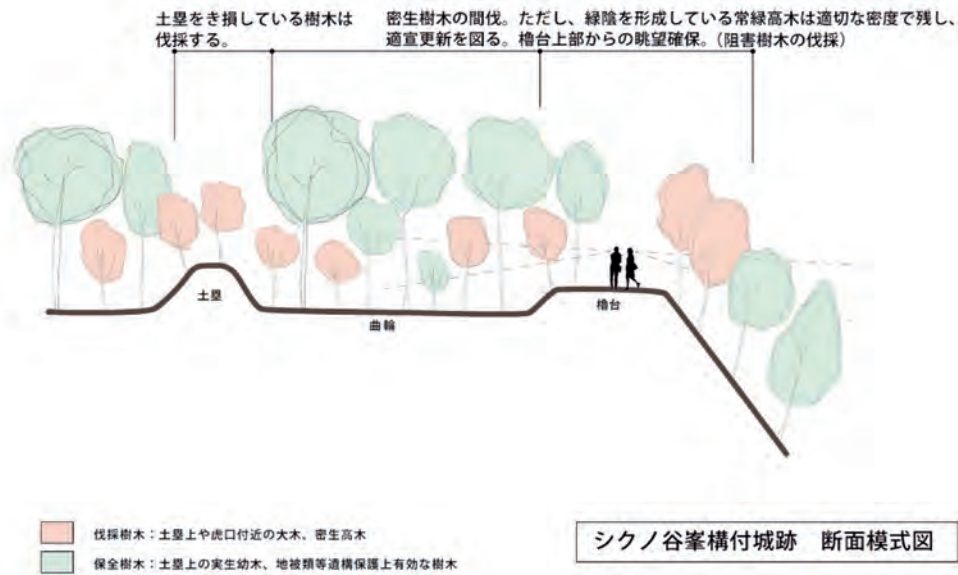
第 64 図



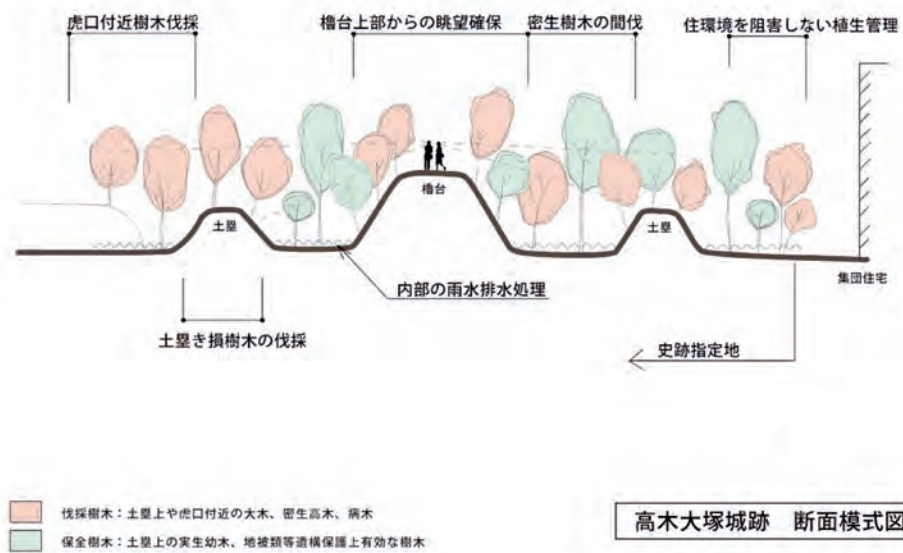
第 65 図



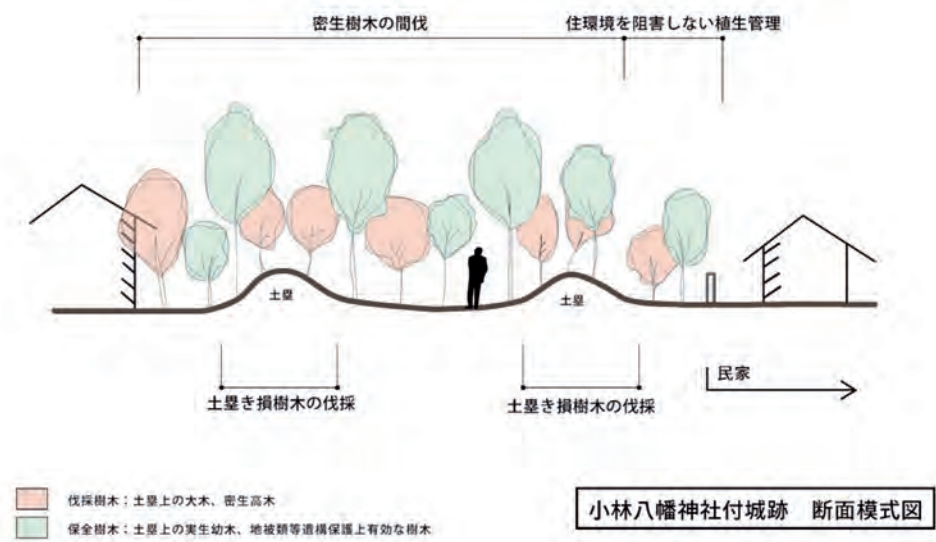
第 66 図



第 67 図



第 68 図



第4節 現状変更等の取扱い方針及び基準

1 現状変更等取扱方針

(1) 現状変更等の取扱

現状変更とは、史跡の現状を物理的に変更する一切の行為をいう。史跡指定地内において現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得る必要がある（文化財保護法第125条）。また、同法第168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合は、文化庁長官の同意を求める必要がある。なお、現状変更のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項により三木市教育委員会が事務を行う。

き損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、「き損届」（法第33条）、「復旧届」（法第127条）を文化庁長官に届け出ることとなっている。この際、き損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象となる。

(2) 現状変更等の取扱方針

史跡の指定範囲においては、原則として発掘調査等史跡の価値を学術的に把握するための調査を含む史跡の保存、整備、活用のための行為以外の現状変更は認められない。ただし、防災その他公益上必要な行為については、史跡の保存に影響のないものに限り、現状変更の許可申請の対象とする。

2 現状変更等取扱基準

(1) 現状を変更する行為

本史跡において現状を変更する行為には、次のような行為が考えられる。

- ア 建築物の新築、改築、増築、除却及び外観の変更
- イ 工作物及び埋設物等の設置、改修、除却及び外観の変更
- ウ 木竹の伐採、植栽、移植
- エ 堀削、切土、盛土等による地形の改変
- オ 発掘調査等の各種学術調査、史跡の保存整備

(2) 現状変更等が認められない行為

本史跡における現状変更が認められない具体的な行為は以下のとおりである。なお、現状変更にあたっては遺構の確認調査を行い、遺構が確認された場合は計画変更等により現状保存する。

- ア 建築物の新築

史跡整備上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合

以外。

イ 建築物の改築・増築

史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外。

ウ 工作物の設置

史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外。

エ 工作物の改修

史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外。

オ 建築物・工作物の外観の変更

史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外。

カ 埋設物の設置

史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値に影響を及ぼさない場合以外。

キ 道路の設置・舗装

アスファルト・コンクリート等による新たな道路の設置・舗装。

ク 道路の修繕

史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外。

ケ 木竹の伐採・植栽・移植

史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外。

コ 地形の改変

史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外。

サ 発掘調査等調査

史跡整備に必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外。

発掘調査等調査には、掘削を伴う発掘調査、測量、実測調査、非破壊地下調査等が挙げられる。史跡の価値を学術的に調査、保存に資するための調査の場合、調査範囲は最小限に留めると共に、調査後の復旧については万全を期すこととする。

また、史跡整備に伴う発掘調査の場合であっても、計画的に実施するとともに調査区の面積を極力抑制できるよう、兵庫県教育委員会及び文化庁と十分な協議を行うこととする。

(3) 保存に影響を及ぼす行為

現状を物理的に変更する行為ではないが、史跡の保存に影響を及ぼす行為をいう。想定される行為としては、重量物の通行や振動が考えられる。これら保存に影響を及ぼすことが予想される行為は、事前に三木市教育委員会と協議し、現状変更申請を行う。

第 27 表 現状変更等の取扱基準

項目		内容
(1) 現状を変更する行為	建築物の新築	史跡整備上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
	建築物の改築・増築	史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
	工作物の設置	史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
	工作物の改修	史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
	建築物・工作物の外観の変更	史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
	建築物・工作物の除却	原則、認められる。ただし、設置後 50 年を経過したものについては、個別の判断とする。
	埋設物の設置	史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
	埋設物の改修・除却	認められる。
	道路の設置・舗装	認められない。
	道路の修繕	史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
	木竹の伐採・植栽・移植	史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
	地形の改変	史跡整備もしくは公益上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
	発掘調査等調査	史跡整備上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合以外は認められない。
(2) 保存に影響を及ぼす行為	重量物の通行や振動等	三木市教育委員会と事前に協議する。

3 現状変更等許可申請を要しない行為

文化財保護法第125条第1項、ただし書きによる。現状変更を要しない場合は次のとおりである。ただし、現状変更を要しないか否かについては、事前に三木市教育委員会、文化庁、兵庫県教育委員会と協議するものとする。

(1) 維持の措置

ア 原状回復

史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、その史跡の原状に復するとき。

イ き損等の拡大防止

史跡がき損している場合において、そのき損の拡大を防止するための応急の処置をするとき。

ウ 復旧不可能なき損箇所の除去

史跡の一部がき損し、かつ、そのき損部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部を除去するとき。

(2) 非常災害のために必要な応急措置

き損等の未然防止や拡大防止のための応急的措置については、事前に協議のうえ判断するものとする。非常災害の場合等でやむを得ず事前の協議が不可能であった場合は、すみやかに三木市教育委員会に報告するものとする。

(3) 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

事前に協議のうえ判断するものとする。

4 その他の許可不要行為

(1) 管理団体が行う管理

史跡の管理については管理団体が行う管理行為として文化財保護法第113条、第115条、第33条、重要文化財の準用項目に定められている。

ア 史跡の保存のため必要な管理及び当該史跡の保存のために必要なその他の物件で、当跡の所有者の所有または管理に属する者の管理(第113条)

- ・ 史跡内の清掃、除草等。
- ・ 枯損木、倒木、枯枝の伐採及び除去。支障枝、危険枝の伐採。ただし、支障枝、危険枝については、景観に重要な影響を及ぼさないものに限る。
- ・ 植栽木の管理(施肥、刈込、剪定、薬剤散布等の病中防除〈植生等に影響を及ぼさないものに限る〉等)。
- ・ 水路の清掃、堆積物の除去。ただし、浚渫は現状変更の対象となる。
- ・ 文化財保存活用施設(説明板、柵等保存施設遺構等表示整備等公開活用施設)の清掃

補修。

イ 史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い、その他の施設の設置(第 115 条)

ウ 史跡の指定地内の土地について、その土地の所在、地番、地目、または地籍の異動があった場合の届出

エ 史跡の減失、き損、亡失、盗難があった場合に、期日内に届け出ること。(第 33 条、重要文化財の準用項目)

(2) 所有者等が行う管理

土地所有者が敷地内で行う日常的な行為(清掃、除草、植栽の管理〈枝根を伴わないもの〉)、土台の改修を伴わない建築物、工作物の改修や維持補修。

5 現状変更申請区分

(1) 三木市教育委員会が行う現状変更等に関する事務

現状変更行為のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項の規定に基づき、三木市教育委員会がその事務を行う。三木市教育委員会が行うこととされる現状変更等に係る文化財保護法第 125 条の規定による許可及びその取り消し並びに停止命令は次のとおりである。

ア 小規模建築物の新築、除却等

小規模建築物(階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない、木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築面積(増築または改築にあつては、増築または改築後の建築面積)が 120 ㎡以下のものをいう。)で 3 か月以内の期間に限って設置されるものの新築、増築または除却。

イ 工作物の設置、除却、道路の補修等

工作物(建築物を除く)の設置、改修もしくは除却(改修または除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に限る。)または道路の舗装もしくは修繕(それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ウ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除却

文化財保護法第 115 条第 1 項(文化財保護法第 120 条及び 172 条第 5 項の準用を含む)に規定する史跡の管理に必要な施設(標識、説明板、境界標、囲い、その他の施設)の設置、改修、または除却。

エ 既存埋設管の補修

埋設されている電線、ガス管、水道管または下水道管の改修。

オ 木竹の伐採

木竹の伐採。

(2) 文化庁の許可が必要な現状変更等の行為

三木市教育委員会権限を除く全ての行為については、文化庁長官の許可が必要である。

5 国有林内での取扱い

史跡の一部には国有林が含まれている。国有林における史跡地内の森林施業は、基本的には史跡を維持する行為と同様であり現状変更が認められ、現状変更の許可が不要な行為であるが、遺構の保全を前提として実施される必要がある。

なお、文化財保護法第 168 条により、国有林野事業の下に行われる事業の項目に関しては、現状変更等の協議の取扱いを以下のとおりとする。

(1) 現状変更等の協議を要するもの

ア 伐採及び植林等の森林施業

- ・伐採、新植、改植、補植

イ 以下のものを含む建築物及び工作物等の設置

- ・案内板・説明板等の設置（新設・改修）（森林保護の普及啓蒙のための保護標柱、新植地、試験地等の標柱・標識の設置は除く）、囲さくの設置（獣害対策は除く）、その他の管理施設の設置、管理道の整備（新設・改修）、給排水施設の設置（防火線の新設修理等を含む）

(2) 現状変更の協議を要さないもの

ア 維持の措置

これまで兵庫森林管理署が実施してきた以下に掲げる森林の日常的な維持的管理行為については、法第 168 条第 3 項、第 125 条第 1 項但書、同条第 2 項に基づく「維持の措置」に含めることができる。

- ・^{じごしら}地拵え、保育のうち根踏み等、保育のうち下刈、保育のうちつる切、保育のうち除伐、保育のうち枝打、危険木・枯損木の除去（危険木とは、傾斜が著しく倒壊の恐れのある木竹や落下の恐れのある枝等）、境界標の管理

イ 以下のものについては、面積及び施設の程度により現状変更等の協議を要する場合がある。

- ・林地施肥（特に掘削を伴うものは協議が必要）、保護のうち鳥獣害・虫害・病害の防除

なお、兵庫森林管理署以外が実施する国有林内の伐採等（貸付契約を除く）については、事前に兵庫森林管理署に届け出たうえで協議を行い、承諾を受ける必要がある。

三木市が実施した現状変更の終了時に関する報告については、5 カ年を 1 期とする当該地域管理計画期間が終了した時点で、過去 5 カ年における実施箇所の位置図及び代表的な箇所の写真を添付し、兵庫森林管理署に報告する。

第5節 未指定地域の取扱い

未指定の遺跡群については、丘陵上や山林に位置しているものや都市公園や田地にあるもの、市街地に残されたものなど立地条件もさまざまである。

そこで、歴史的な重要性や立地の観点から未指定遺跡を次の2つの区分に分け、それぞれの取扱いについてのあり方を示すものとする。

1 重点的に保護を図る遺跡

遺構を保存し、積極的に活用を図る遺跡で、主に、三木城を包囲する未指定の付城跡である。これらは、三木合戦を知る上で極めて重要であり、かつ活用ための立地等に適した遺跡である。開発等には注意を払い、遺跡の保護に万全を期すとともに、遺跡の効果的な活用を図るものとする。

2 住民等との共存を図る遺跡

遺跡と住民等との共存を図るものとする。主に別所町小林周辺及び三木市宿原の土塁が対象となる。特に別所町小林地区周辺住宅地や企業地、水田、墓地などがあり、土地利用形態もさまざまである。これまでの確認調査から土塁と土塁に挟まれた区域での遺構面は比較的浅いことから、宅地や企業などの敷地では地下遺構は破壊を被っているものと見られるが、包囲土塁は寸断されつつも比較的遺構を残している。この土塁の中には、企業地の中に敷地内に土塁があり、自主的にフェンス等で保存が図られている事例や、土塁の存在を把握して墓地の拡張を取りやめた事例があり、これまで住民と遺跡との共存が良好に図られてきた経緯に鑑み、住民生活や企業活動等を優先に考えるものとする。その中において、住民等の理解を求めつつ、必要に応じて遺構の保護を図るものとする。また、地域住民等の協力のもと、できる限り活用することで、遺跡の重要性について周知を図る。

開発にあたっては、遺跡の価値の啓発に努め、当事者との協議を尽くして保護に向けての理解と協力を求める。その結果、発掘調査の必要が生じた場合は、精緻な調査で記録保存を図るものとする。

第28表 未指定地域の取扱い一覧表

区分	遺 跡 の 名 称
重点的に保存活用を図る遺跡	平井村中村間ノ山付城跡、慈眼寺山城跡、久留美村大家谷上付城跡、跡部村山ノ下付城跡、平田村山ノ上付城跡、八幡谷ノ上明石道付城跡、三谷ノ上付城跡、君ヶ峰城跡、和田村四合谷村ノ口付城跡、高木大山土塁E、高木大山土塁F、高木大山土塁G、宿ノ谷土塁、小林土塁C、小林土塁D
住民等との共存を図る遺跡	福井土塁D、福井土塁F、福井土塁G、福井土塁H、福井土塁I、福井土塁J、福井土塁K、福井土塁L、福井土塁M、宿原土塁、宿ノ谷土塁

第5章 整備・活用

第1節 整備・活用の基本方針

1 基本的な考え方

整備・活用方針については、今後、整備基本構想・整備基本計画等において具体的に検討を行っていく。本保存管理計画においては、下記の基本的な考え方及び方向性を指針として示しておく。

- (1) 史跡の本質的価値を保全しつつ、歴史的価値について理解を深めてもらうための整備・活用を行う。
- (2) 市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備・活用を行う。
- (3) 地域づくりや歴史を学ぶ場として保存と整備を行う。
- (4) 地域の商業・観光資源と連携した整備を行う。

2 整備・活用の方向性

史跡の整備活用は、平成24年度に策定された「三木歴史・美術の杜構想」をもとに、史跡に囲まれたエリアを屋根のない博物館（「みき歴史美術の杜みゅーじあむ」）として位置付け、この目標を具現化していくために次の方向性を示すものとする。

- (1) 史跡の現状保存を前提に、三木合戦が体感できるよう整備・活用を行い、史跡の価値を全国に発信する。
 - ① 史跡に関係のない建物や石碑などの、新たな受入れは行わないものとし、建物や石碑などは原則として撤去または移設などを行う。ただし、時代の要請などの面から受け入れてきたものについては、関係者と将来の取扱いを検討する。
 - ② 発掘や資料調査結果等を基に、遺構表示、施設の復元を目指す。特に同史跡の特徴である三木城包囲線の復元に努める。
 - ③ 地下遺構の保存を前提としつつ、史跡来訪者のための施設を整備する。（例：図書館⇒資料館（ガイダンス施設、公衆トイレ）
 - ④ 必要な場所への説明板、近隣史跡への案内誘導板の設置等により、来訪者の利便性・安全性の向上に努める。
 - ⑤ 自動車、徒歩等多様な交通手段に対応した「史跡めぐり」コースを設定する。
- (2) 史跡を次世代へと確実に継承し、市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備・活用を行う。
 - ① 史跡の活用を推進するため、市民の関心を高めるとともに、市民や観光客等が訪れる機会を増やす取り組みを行う。
 - ② 史跡・整備といったハード面の整備にとどまらず、ソフト事業として、史跡三木城跡及び付城跡・土塁の歴史的価値をより多くの市民に周知するため、講演会やシンポジウム、発掘調査現地説明会等のイベントを開催するなど、市民参加を促す。
 - ③ 子どもたちの「豊かな心」の育成を目指して、ふるさとに受け継がれてきた歴史や伝統

- ③子どもたちの「豊かな心」の育成を目指して、ふるさとに受け継がれてきた歴史や伝統文化への関心を高め、郷土愛を育む事業として学校や地域において「ふるさと学習」を実施する。
- ④史跡が立地する森林の観察会等を行う。

第2節 整備計画

現在、史跡三木城跡及び付城跡・土塁は、さまざまな土地利用がされている。また、土地の所有も市有地、民有地（社寺有地を含む）、国有林など多岐にわたる上、合戦遺跡という性格上、三木城を中心に半径約2.5kmの範囲に点在している。このことから、これらの遺跡群の特徴、性格などのより精緻な調査、研究を進めていく必要があるが、史跡間の動線などを考慮しつつ、ゾーニングを行い、それぞれの拠点史跡を基準に整備を図っていくものとする（第52図参照）。ゾーニングにあたっては、史跡指定遺跡のみならず、未指定の遺跡も含め活用に適した遺跡を対象としている。

整備に際しては、遺構の保存を前提とするとともに、来訪者の安全確保にも努める必要がある。また、史跡内の動線を的確に把握し、来訪者が理解できるよう、説明看板や案内誘導看板を設置する。なお、史跡の整備を有効的なものとするには、行政のみならず地権者、近隣住民、研究者等関係者の共通理解により進めていく必要があることはいうまでもない。

1 三木城跡周辺ゾーン

三木城本丸跡、三木城二の丸跡は、史跡全体の総合案内拠点地区として整備する。地区内は公園、神社境内、公共用地、住宅地、その他さまざまな利用がなされていることから、来訪者が三木城跡の本来の姿を理解できるよう、遺構に影響がでないよう案内板や説明板を効果的に設置する。また、調査を十分行った上で、遺構の復元などを行なう。二の丸跡の図書館（平成27年度移転予定）を活用し、「(仮称)三木歴史資料館」に改装し、ガイダンス機能の充実に努める。

三木城鷹尾山城跡については、現状保存を図る。

2 付城跡・土塁ゾーン

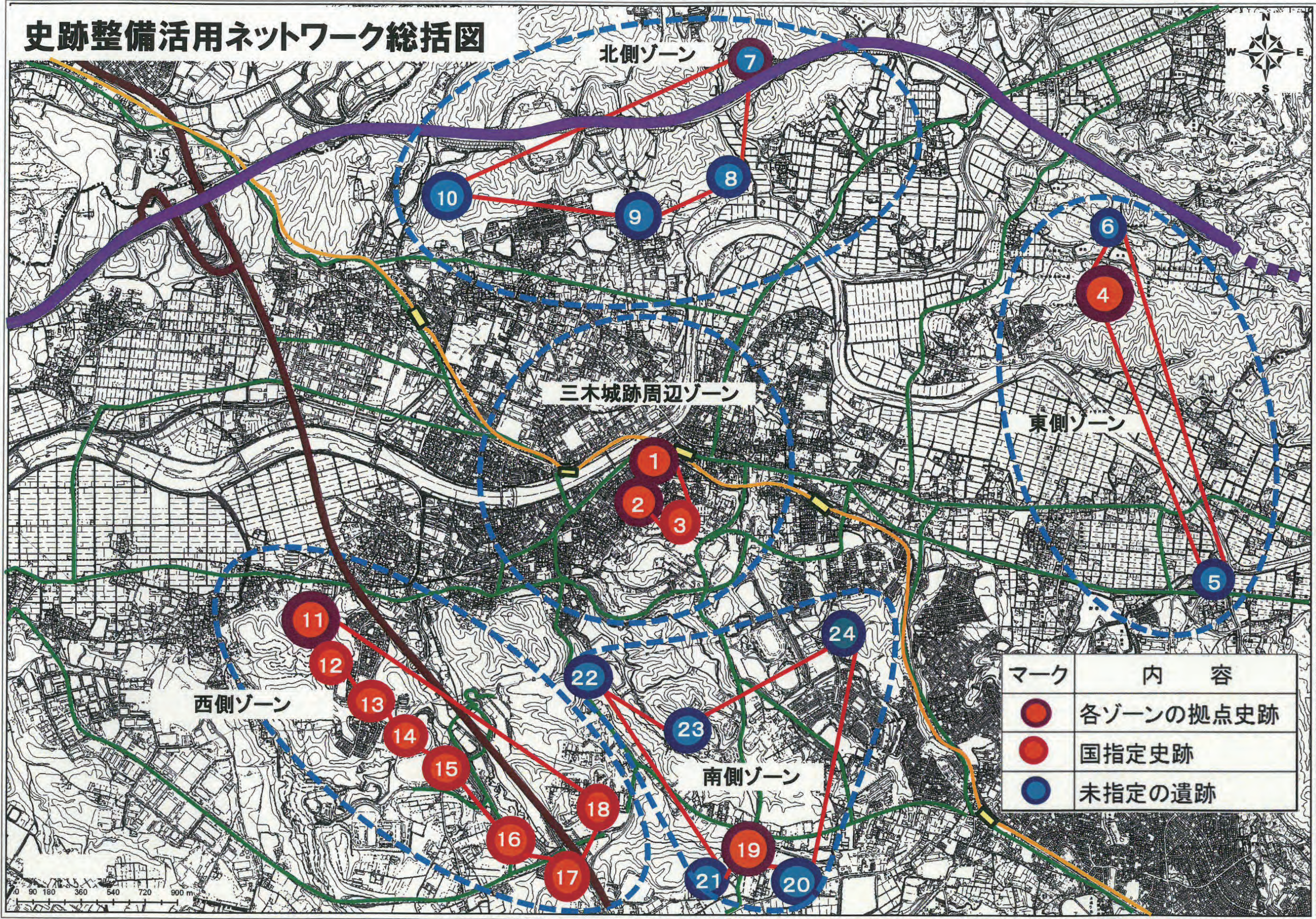
三木城跡を中心として、それぞれの方角によって東側ゾーン、北側ゾーン、西側ゾーン、南側ゾーンに分類し、拠点史跡を選定する。特に平井山ノ上付城跡については、東側ゾーンの拠点史跡であるとともに、三木合戦における攻め手側の案内拠点として整備を図る。また、慈眼寺山城跡（未指定）、這田村法界寺山ノ上付城跡、小林八幡神社付城跡については、それぞれ北側、西側、南側の拠点として便益施設（トイレ）、駐車場等の確保を図る。

指定地の多くは山林で、市有地もあるが民有地や国有林も多い。土地所有者や関係者と協議しつつ整備活用を進めていく必要がある。

なお、未指定地の整備については、原則として史跡の追加指定が前提となる。

第 29 表 史跡整備活用ネットワーク一覧表

	史跡等の構成要素名	指定の有無	備考
1	三木城本丸跡	指定	周辺に駐車場、史跡内にトイレあり
2	三木城二の丸跡	指定	〃
3	三木城鷹尾山城跡	指定	周辺に駐車場、トイレあり
4	平井山ノ上付城跡	指定	遺跡内に駐車場、トイレあり
5	和田村四合谷村ノ口付城跡	未指定	
6	平井村中村間ノ山付城跡	未指定	
7	慈眼寺山城跡	未指定	周辺に駐車場、トイレあり
8	久留美村大家内谷ノ上付城跡	未指定	
9	跡部村山ノ下付城跡	未指定	
10	平田村山ノ上付城跡	未指定	
11	這田村法界寺山ノ上付城跡	指定	周辺に駐車場あり
12	朝日ヶ丘土塁	指定	
13	高木大塚城跡	指定	
14	高木大塚土塁	指定	
15	高木大山付城跡・高木大山土塁 A	指定	
16	シクノ谷峯構付城跡・宿ノ谷土塁	指定	
17	福井土塁 A・B・C	指定	
18	明石道峯構付城跡	指定	
19	小林八幡神社付城跡	指定	史跡内にトイレあり
20	福井土塁 H・I・K・L・M	未指定	
21	福井土塁 G・F	未指定	
22	八幡谷ノ上明石道付城跡 A・B・C	未指定	
23	三谷ノ上付城跡	未指定	周辺にトイレ・駐車場あり
24	君ヶ峰城跡	未指定	



3 ゾーンごとの整備の方向性

(1) 三木城跡

第 30 表

ゾーン	遺跡名	整備の方向性
三木城跡周辺	三木城本丸跡（指定）	・金物資料館については、建物の耐用年まで本市の金物産業の歴史や変遷を発信する拠点として使用する。なお、金物神社については、金物資料館の移転に合わせて移転するものとし、それまでは現状どおり使用する。 ・上の丸保育所は、秀吉の本陣である平井山ノ上付城跡への眺望を確保するため撤去する。 ・施設の移転、撤去で作り出された空間は発掘調査を行うと共にその成果にもとづき遺構表示や広場として活用する。 ・指定エリア外の切り崖には竹や樹木が繁茂し、眺望を遮っていることから、剪定や除伐を行い見通しの確保を図る。ただし、土砂災害警戒区域に指定されており、自然もしくは剪定や除伐による法面の崩落が危惧されることから、安全対策上の整備も検討する。 ・遺構説明板を設置する。
	三木城二の丸跡（指定）	・現図書館は歴史資料館として活用し、三木合戦をはじめとした本市の歴史を発信する拠点として施設の耐用年まで活用する。また、美術館については、本市の芸術文化の発信拠点として施設の耐用年まで使用する。 ・施設の移転、撤去で作り出された空間は発掘調査を行うと共にその成果にもとづき遺構表示や広場として活用する。 ・指定エリア外の切り崖には竹や樹木が繁茂し、眺望を遮っていることから、剪定や除伐を行い見通しの確保を図る。ただし、土砂災害警戒区域に指定されており、自然もしくは剪定や除伐による法面の崩落が危惧されることから、安全対策上の整備も検討する。 ・遺構説明板を設置する。
	鷹尾山城跡（指定）	・緑地として保護、保存する。

(2) 付城跡・土塁

第 31 表

ゾーン	遺跡名	整備の方向性
東側	平井山ノ上付城跡（指定）	・安全かつ適切に管理するため、里道や山道を活用し、階段及び管理道を整備する。 ・与呂木方面からの登城道を整備する。 ・主郭部の展望施設からは、本来三木城跡や這田村法界寺山ノ上付城跡を含む南側の付城跡群が望めるほか、遠く瀬戸内の海岸も望めることから、さらなる前面の樹木の除伐を法面崩落が影響しない範囲で行う。 ・未指定区域である平井地区の土取りで形成された空地进行、地権者と協議し、今後もイベント広場や駐車スペースとして活用し、あわせてトイレを整備する。 ・曲輪内は、発掘調査を行うと共にその成果にもとづき遺構の復元などを行う。 ・崩落の危険がある崖面の安全対策を図る。 ・遺構説明板を設置する。
	平井村中村間ノ山付城跡（未指定）	・主郭から三木城跡の俯瞰を可能にするなど、樹木整備を行う ・史跡概要説明板を設置する。
	和田村四合谷村ノ口付城跡（未指定）	・史跡概要説明板を設置する ・遺構説明板を設置する

北側	慈眼寺山城跡 (未指定)	・ 史跡概要説明板を設置する ・ 遺構説明板を設置する ・ 既設周辺案内板を維持補修を行う。 ・ 史跡外にトイレ、駐車場の確保に努める。
	久留美村大家内谷上付城跡 (未指定)	・ 史跡概要説明板を設置する ・ 遺構説明板を設置する ・ 城域から三木城跡の俯瞰を可能にするなど、樹木整備を行う
	跡部村山ノ下付城跡 (未指定)	・ 史跡概要説明板を設置する ・ 遺構説明板を設置する ・ 曲輪内は発掘調査の成果にもとづき遺構の復元や平面表示などを行なう。
	平田村山ノ上付城跡 (未指定)	・ 史跡概要説明板を設置する ・ 遺構説明板を設置する ・ 城域から三木城跡の俯瞰を可能にするなど、樹木整備を行う
西側	這田村法界寺山ノ上付城跡・朝日ヶ丘土塁 (指定)	・ 里道や山道を活用し、遊歩道を整備する。 ・ 付城跡に隣接して設けられている既存の展望施設からは、三木城跡や平井山ノ上付城跡など北側の付城跡群が望めることから、改修しながら今後も活用する。 ・ 遺構説明板を設置する。
	高木大塚城跡・高木大塚土塁 (指定)	・ 既存の説明板を改修する。その際、現位置において改修するものとし、新たな掘削や損壊に繋がらないよう配慮する。 ・ 曲輪内は、発掘調査の成果にもとづき遺構の復元などを行なう。 ・ 遺構説明板を設置する。
	高木大山付城跡・高木大山土塁 A・C・D (指定)	・ 緑地として保護、保存する。 ・ 遺構説明板を設置する。 ・ 発掘調査等で得た成果を基に曲輪や土塁線を復元する。
	シクノ谷峯構付城跡 (指定)	・ 既存の周辺案内板を改修する。 ・ 既存の階段を修理する必要がある際、現位置において改修するものとし、新たな掘削や損壊に繋がらないよう配慮する。 ・ 遺構説明板を設置する。
	明石道峯構付城跡 (指定)	・ 史跡入口付近に説明板を設置する。 ・ 既存の散策路 (遊歩道)・遺構説明板の補修や堀跡遺構の復元を行い、体感できるよう再整備する。なお、散策路の補修にあたっては、新たな掘削や損壊に繋がらないよう配慮する。 ・ 谷部を埋め立て使用しているターゲットバードゴルフ場は、市民がスポーツを楽しむ場として、長年親しまれ利用されているため、コース管理や補修を含めた継続使用とする。
	小林八幡神社付城跡 (指定)	・ 史跡概要説明板を設置する。 ・ 地域が計画している神社に付帯するトイレの水洗化について、見学者の利用も可能なことから、遺構の保存を前提として改修を認める。 ・ 遺構説明板を設置する。
南側	福井土塁 J (未指定)	・ 史跡概要説明板を設置する。
	福井土塁 G (未指定)	・ 史跡概要説明板を設置する。
	八幡谷ノ上明石道付城跡	・ 史跡概要説明板を設置する。
	三谷ノ上付城跡	・ 史跡概要説明板を設置する。
	君ヶ峰城跡	・ 史跡概要説明板を設置する。

その他、かつての開発等で消滅した付城跡や土塁線は、標柱、その他の方法による明示を行うことにより、三木城包囲網の復元を進めるものとする。

第 71 図

整備計画図

三木城跡

施設の移転、撤去で作られた空間は、発掘調査を行うと共にその成果にもとづき遺構の復元や平面表示などを行なう。

現図書館を移転し、ガイダンス機能を持った歴史資料館として、施設の耐用年数まで活用する。



土砂災害警戒区域は、安全対策上の整備を行う

施設の移転、撤去で作られた空間は、発掘調査を行うと共にその成果にもとづき遺構の復元や平面表示などを行なう。

第 72 図

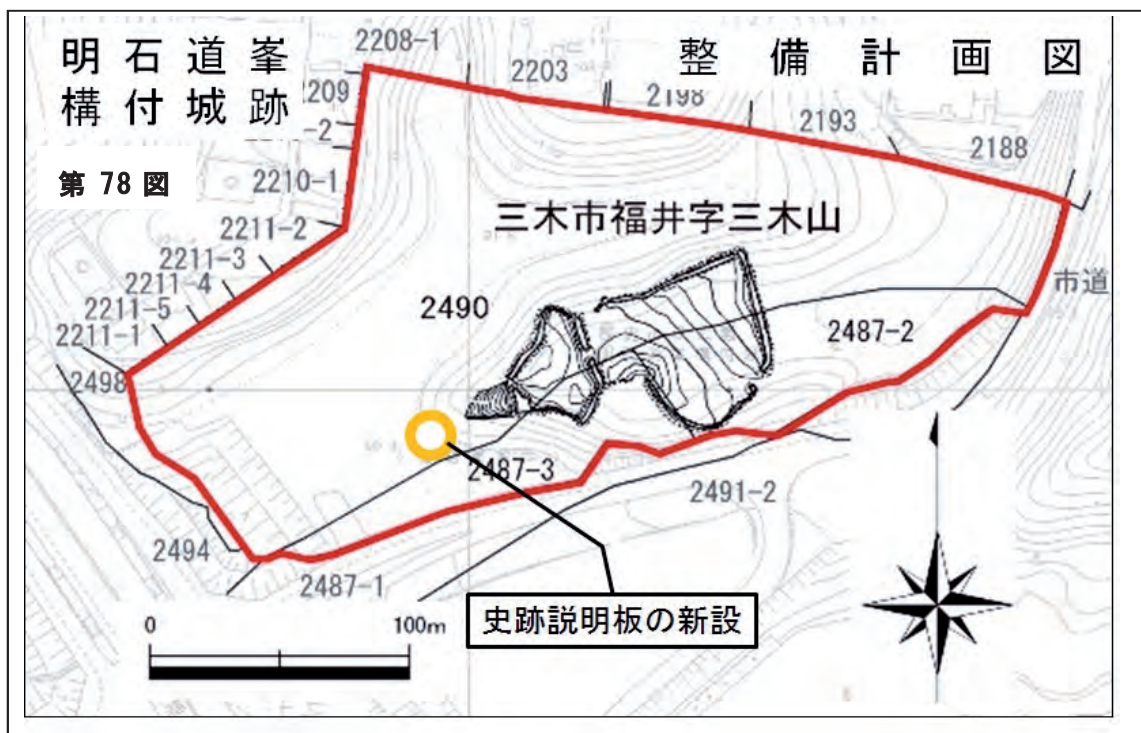
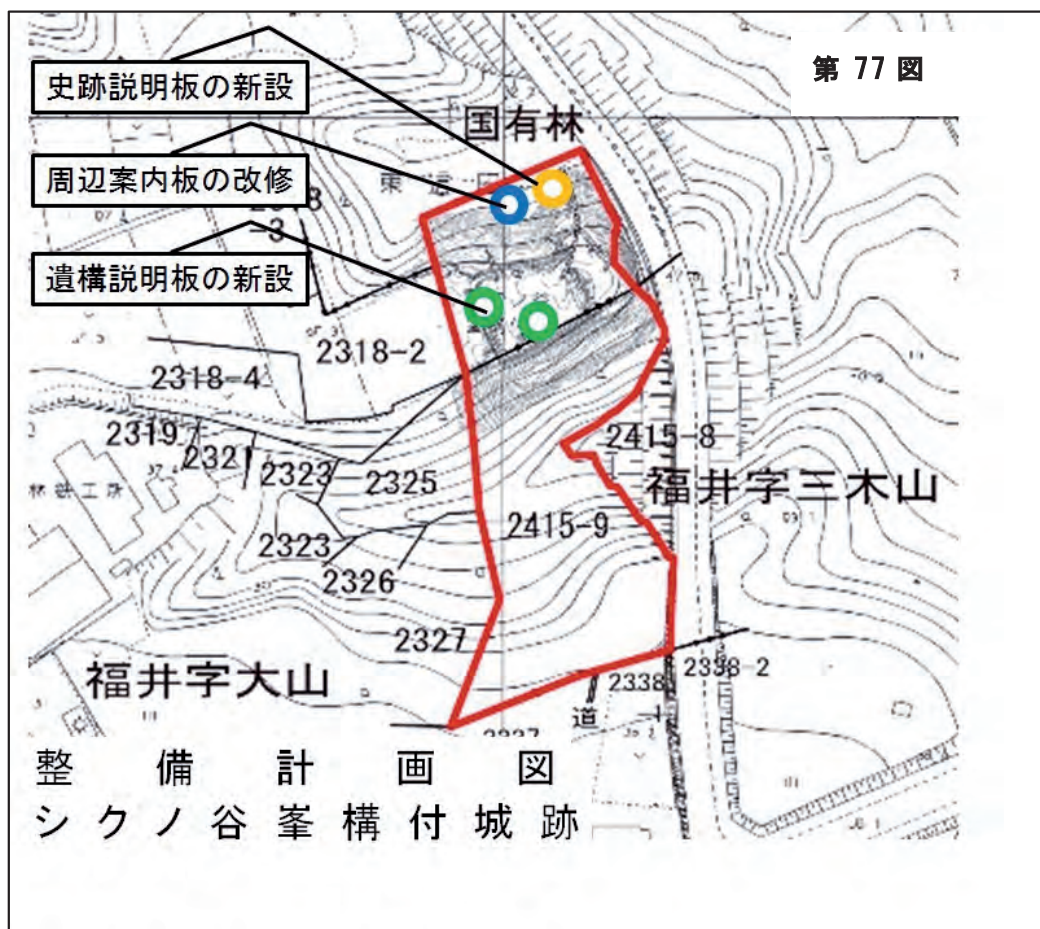
整備計画図

三木城鷹
尾山城跡



史跡説明板の新設(史跡外)





整備計画図 第 79 図

小林八幡神社付城跡



第6章 史跡の管理及び運営体制

第1節 管理及び運営体制の基本方針

- 1 史跡の保存管理については、三木市が管理団体となるとともに三木市教育委員会が所管し、適切な保存管理を行うための体制づくりを進める。
- 2 継続的な史跡の調査や保存管理、整備活用を図るため、地元地域や市民と協働して管理運営を進めていく。
- 3 各種関連法令等との整合を図り、関連機関と連携しながら史跡の管理運営を行う。

第2節 保存管理の運営体制

保存管理計画に基づいて行うものとする。また、三木市は、国や県の協力を得て史跡三木城跡及び付城跡・土塁の保存管理に積極的に取り組むものとする。

- (1) 史跡の保存管理及び整備活用は、三木市教育委員会が主体となって実施する。なお、実施にあたっては、関係者と密接な連絡調整を行うとともに、各種関連法令等との整合を図るものとする。
- (2) 史跡内の土地所有者が現状変更を行う場合は、三木市教育委員会と必要な協議・調整を経た上で現状変更申請を行うものとする。
- (3) 史跡の現状変更許可申請の事務手続きは三木市教育委員会が行う。
- (4) 史跡・公園等の整備を実施する場合は、随時、国や県の指導・協議・協力の下、三木市教育委員会が主体となって行うものとする。
- (5) 史跡内に所在する建築物・工作物に関する維持管理については、三木市教育委員会と協議の上、それぞれの所有者・管理者が主体となって行う。
- (6) 災害発生の恐れのある山林や急傾斜地等の日常的な点検を実施する。
- (7) 災害時の復旧については、史跡を構成する遺構に対して三木市教育委員会が主体となって行う。

第3節 市民参加の管理運営体制

市民参加の管理運営については、史跡三木城跡及び付城跡・土塁を市民がよりよく知り、親しみをもち、自らの財産として守っていく意識を醸成し、市民の「誇り」としていく上で重要であると考ええる。

- (1) 史跡は付城跡・土塁が市内各地に点在しているため、保存管理に当たっては、それぞれの地元地域の協力が必要である。
- (2) 地元地域やNPO団体や観光協会と連携を図り、市民ボランティアによる清掃活動やガイドボランティアの育成等を推進する。

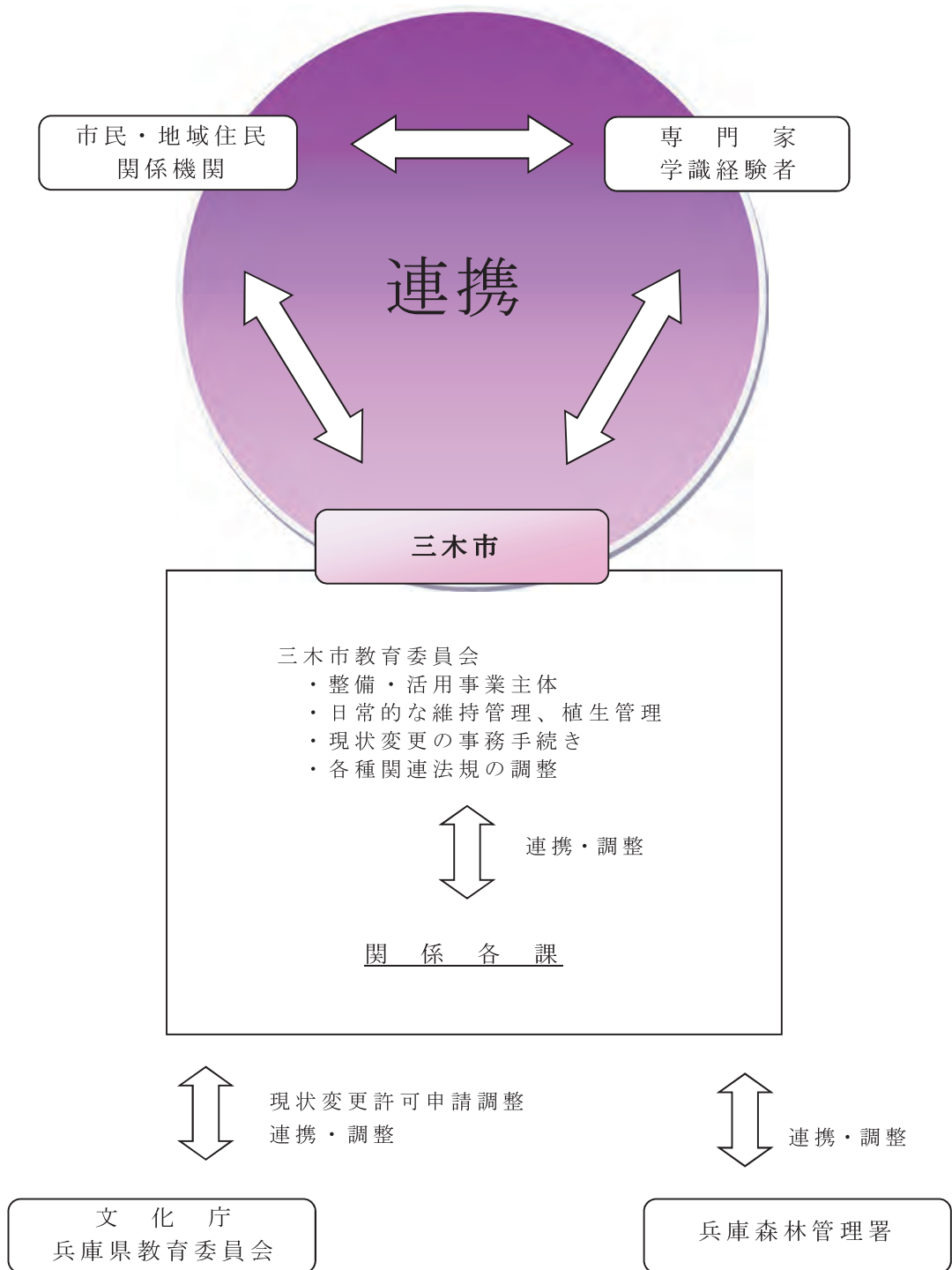
第4節 庁内の協力体制の強化

史跡の適切な保存管理にあたっては、史跡整備や公園整備事業をはじめとする史跡の保存管理や公園施設の維持管理等について、まちづくり部や産業環境部との間で横断的な連携調整を行うほか、関連ある事業について関係部署との横断的な連絡調整を行い、庁内の協力体制の強化を図る。

- (1) 史跡については、三木市教育委員会が中心となり事業の推進や意見の集約を行う。
- (2) 各種関連法令の調整だけでなく、史跡は観光やまちづくり、自然環境等、多側面と関連しているため、庁内の関連部局との連携を強化し事業の円滑な推進を図る。

第 80 図

(仮称) 史跡三木城跡及び付城跡・土塁 管理運営体制



第7章 今後の課題

第1節 未指定地の課題

1 未指定地の指定に向けた取組み

三木合戦関連遺跡は、広範囲に堅固な包囲網を形成した包囲網線の在り方や展開を知ることのできる遺跡として、三木城跡をはじめ秀吉本陣の平井山ノ上付城跡と明石方面よりの兵糧搬入や毛利方の援軍を阻むために築かれた付城跡や土塁が、「三木城跡及び付城跡・土塁」として国史跡指定を受けた。しかし、これらは史跡指定を受け保護を図ろうとする三木合戦関連遺跡の一部であることから、残る付城跡や土塁の史跡指定に向けて継続した取組みを推進していくことが重要である。また指定地の三木城跡や付城跡においても未指定の区域があることから、これらの追加指定に向けて継続した取組の推進が必要である。

なお、未指定地が指定地となった後の保存管理については、本書に基づくものとする。

2 未指定地の取扱い

未指定の付城跡や土塁は今後の開発等によって破壊されることが危惧されるため、文化財保護法に基づき保存を前提とした積極的な取扱い協議を開発事業計画者を行うとともに、先行取得も視野に入れた保護を図る必要がある。

第32表

遺 跡 名	未 指 定 地 の 状 況	遺 跡 名	未 指 定 地 の 状 況
三木城本丸跡	一部	三谷ノ上付城跡	全域
三木城二の丸跡	一部	二位谷奥付城跡C	全域
平井山ノ上付城跡	一部	君ヶ峰城跡	全域
高木大塚城跡	一部	和田村四合谷村ノ口付城跡	全域
小林八幡神社付城跡	一部	高木大山土塁E・高木大山土塁F・高木大山土塁G	全域
平井村中村間ノ山付城跡	全域	宿ノ谷土塁・小林土塁C	全域
慈眼寺山城跡	全域	福井土塁D・福井土塁F・福井土塁G・福井土塁H・福井土塁I・福井土塁J・福井土塁K・福井土塁L・福井土塁M	全域
久留美村大家内谷上付城跡	全域	宿原土塁	全域
跡部村山ノ下付城跡	全域	羽場山上付城跡	全域
平田村山ノ上付城跡	全域	八幡谷ノ上明石道付城跡A・B・C	全域

※ 未指定遺跡については、遺跡の性格や遺構の広がり、整備・活用などを勘案しながら、指定範囲の検討を行うものとする。

第2節 史跡の保存管理上の課題

1 現状の把握

史跡の活用において、多くの人が史跡の見学や観光で訪れることが予想されることから、土の流失や踏み締めによる沈下など、史跡の本質的価値である曲輪や土塁、堀などの遺構や地形の変化が危惧される。そのため、現状を記録するとともに、定期的な調査によって遺構や地形の変化を把握し記録する「カルテ」を作成し、復元的補修に資する必要がある。

2 継続した調査研究

史跡の活用や整備を推進するため、史跡の現状を把握することはもちろん、計画的な発掘調査やこれまでに出土した遺物等の整理や研究を含めた史料調査など学術的な調査研究を継続的に進めていくことが必要である。

また、未指定地についても、史跡指定の範囲を決定していくうえでも遺構の広がりや遺存状況を確認する発掘調査等を検討する。

3 新たな遺跡が発見された場合の取扱い

調査研究の結果、新たに遺跡が発見された場合、第4章第5節の未指定遺跡の取扱いに準じるものとする。

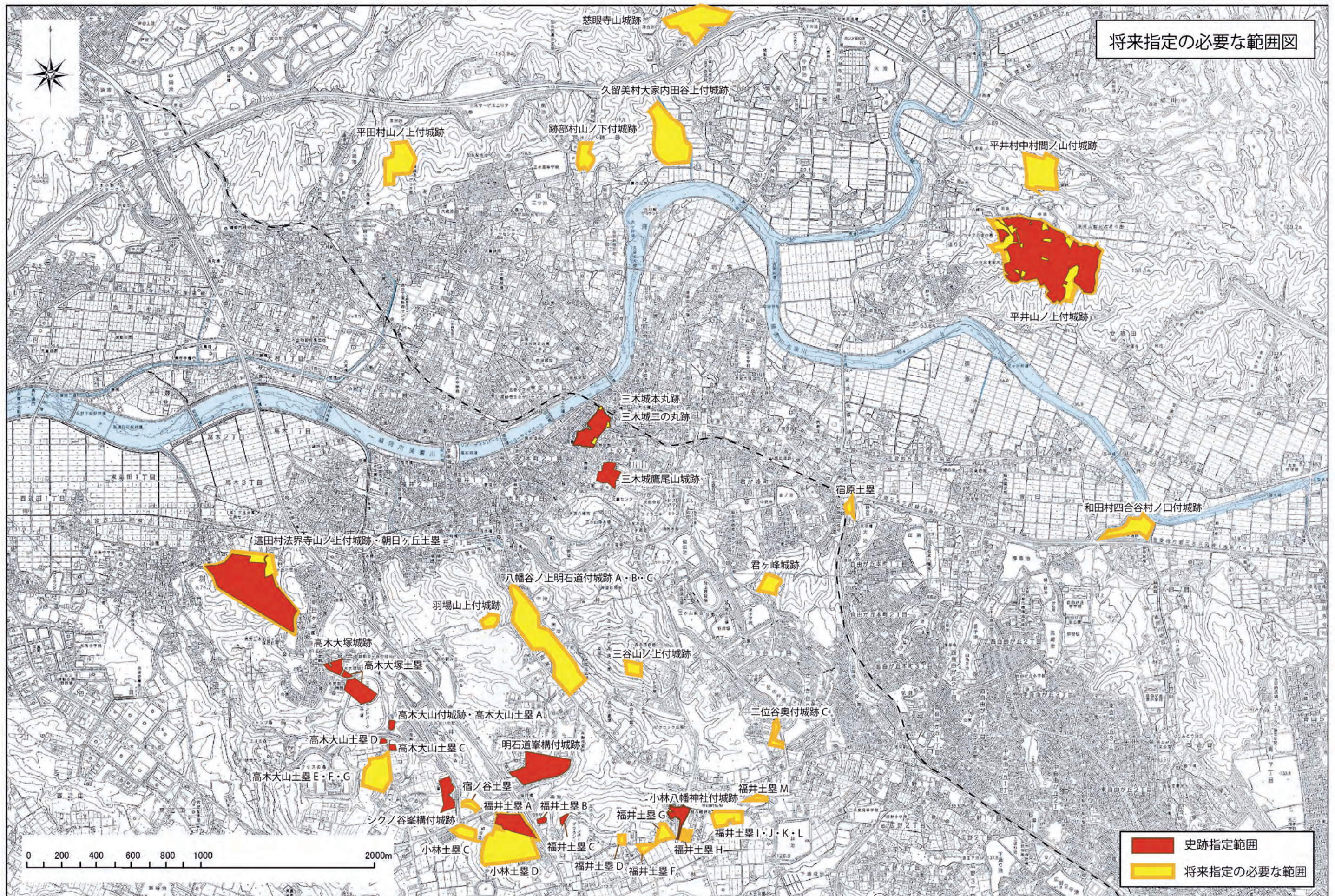
第3節 史跡整備上の課題

1 史跡整備計画の策定

史跡整備にあたっては、史跡整備計画を策定し、整備するものとする。当史跡は、複数の遺跡で構成されていることから、画一的な整備はなじまない。そのため、それぞれの遺跡の特徴を活かした整備を考えていく必要がある。学術調査や研究をもとに、学識者や市民の方とともに史跡整備計画を検討し策定することが必要である。

ただし、整備計画が策定されるまでの整備については、本書の「第5章 整備活用」に基づき整備するものとする。

第81図



資料編

1 古絵図

2 古写真

3 関連文化財

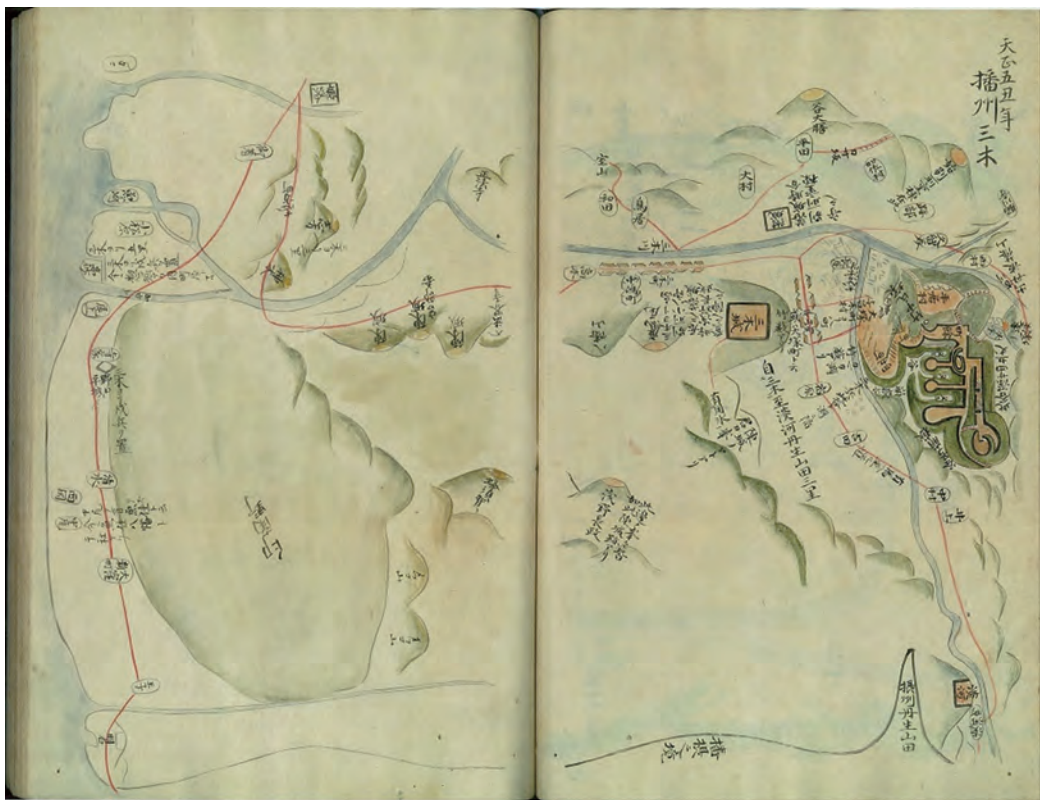
1 古絵図



「三木城包圍図」(雲龍寺蔵) 製作年代未詳



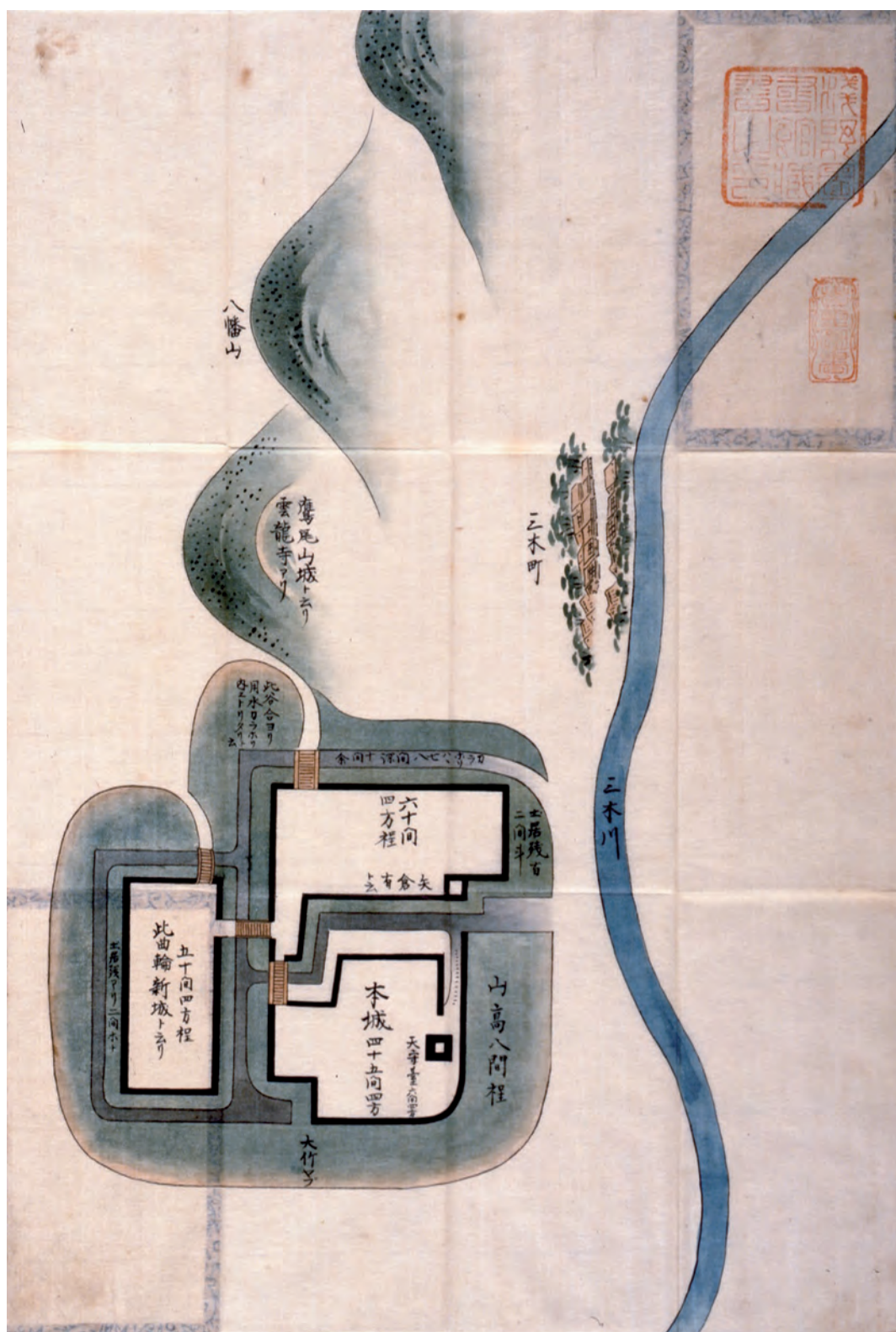
羽柴秀吉別所長治対陣図(三木市蔵) 製作年代未詳。図面の内容から雲龍寺蔵のものと同系統と判断される



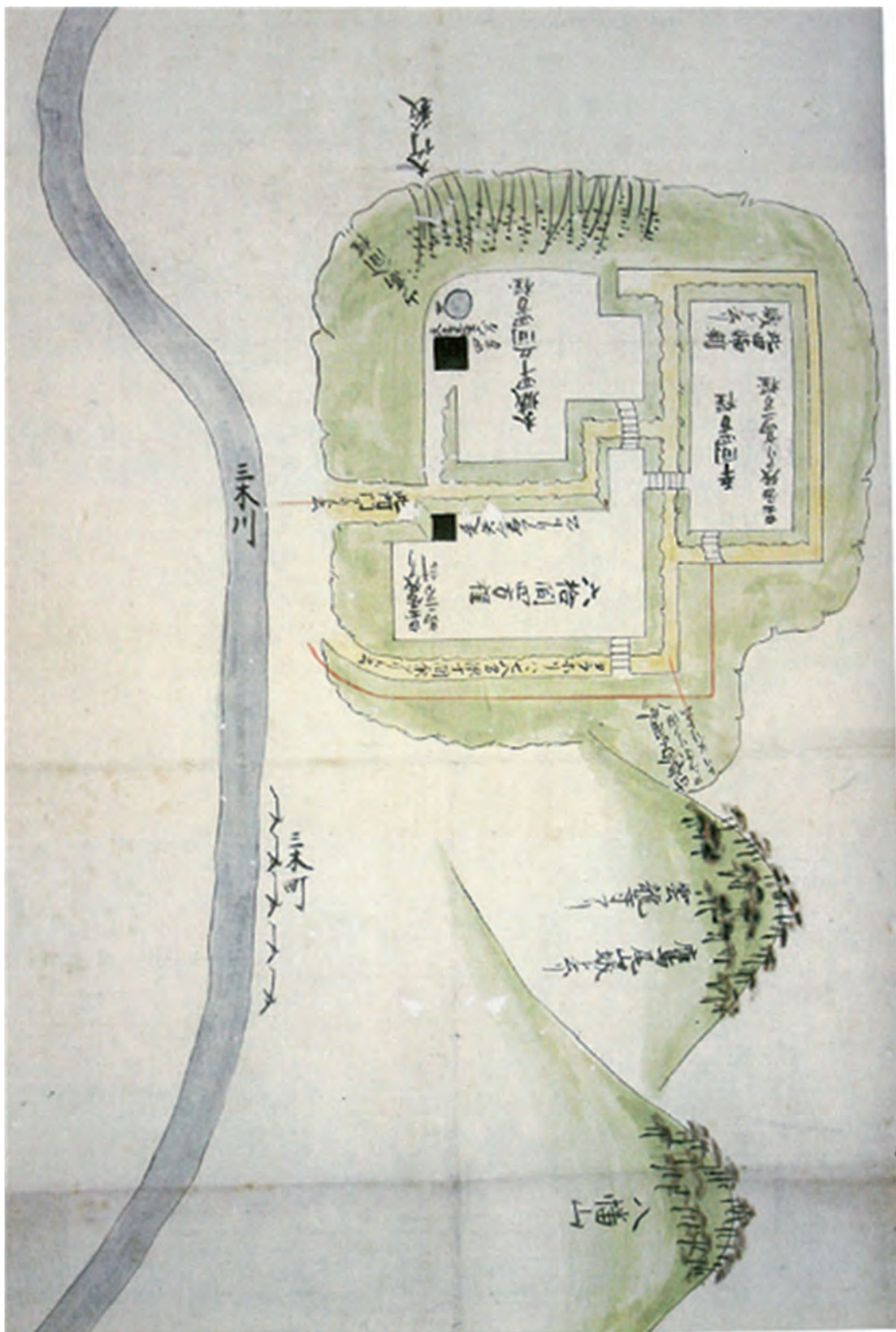
「播州三木城攻撃図」（京都大学附属図書館蔵）



播州三木城地図 天保 12 年、這田村小林伝右衛門による



播磨三木（浅野文庫『諸国古城之図』所収 広島市立中央図書館蔵）



三木城古絵図（個人蔵）製作年代未詳であるが、浅野文庫所蔵の物よりも表記の点においてやや詳しいことから、こちらの方が原本かそれに近いものとみられる

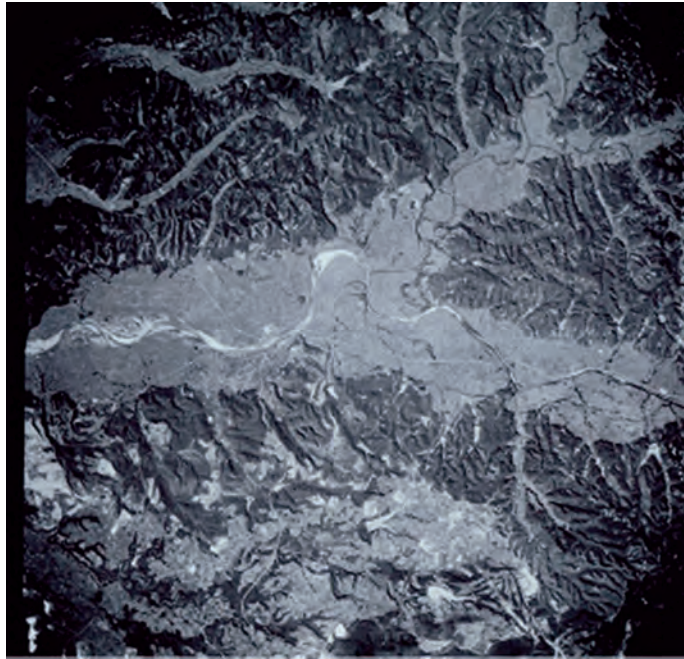


播磨平井山（浅野文庫「諸国古城之図」広島市立中央図書館蔵）「播州三木城攻撃図」と同種の形状を描いている



播州三木郡前田町絵図（三木市蔵）享保元年。町屋背後の山林部分に「大辻」と書かれた土塁が描かれている

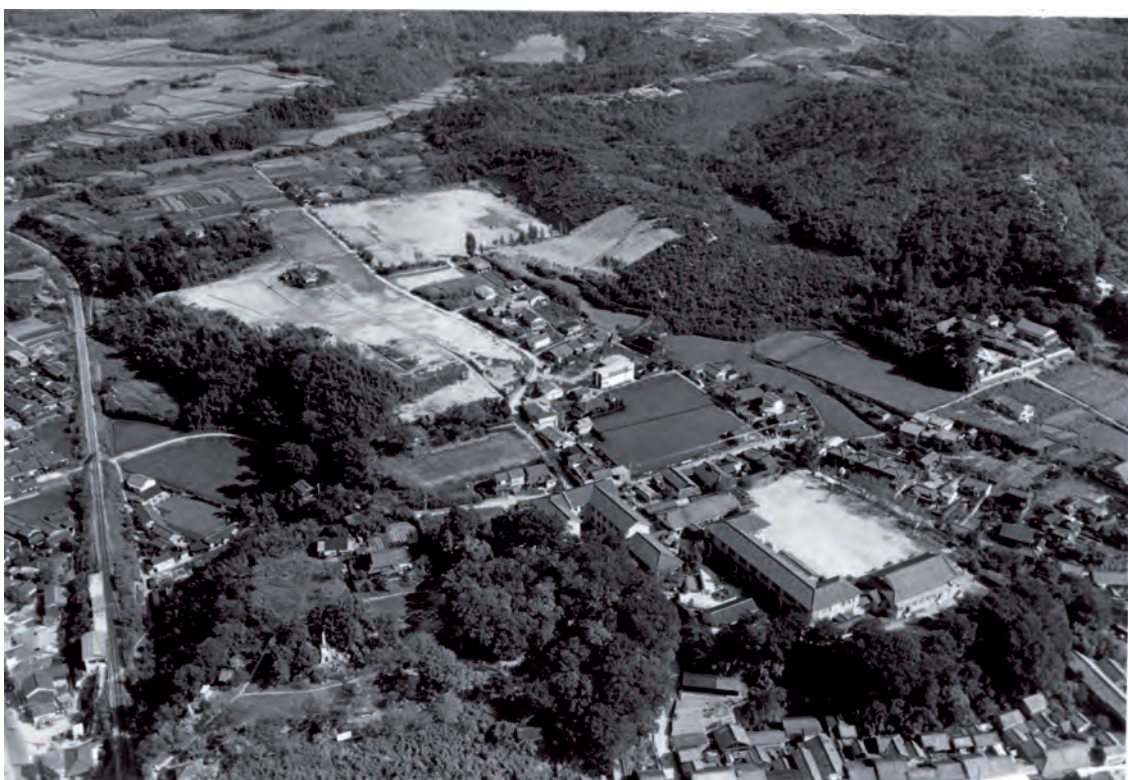
2 古写真



S22 米軍による航空写真（三木周辺）ほぼ中央付近に三木城跡、中央やや上に平井山ノ上付城跡が見える



S22 米軍による航空写真（三木城跡）



三木城跡周辺の航空写真（昭和 30 年）



三木城跡周辺の航空写真（昭和 54 年）



三木城跡を美囊川畔より望む（昭和 13 年）



二位谷川から見た三木城跡（撮影年不詳）



上の丸公園（本丸跡 大正2年）天守台上の長治辞世の歌碑は、現在、雲龍寺の「長治公首塚」の横に移設されている



上の丸公園（本丸跡 大正5年）



釜山ノ址

三木城本丸跡（昭和 13 年）



三木城本丸跡（撮影年不詳）公園となり、ブランコと滑り台が設置されているのがわかる



三木城跡伝天守台（撮影年不詳）



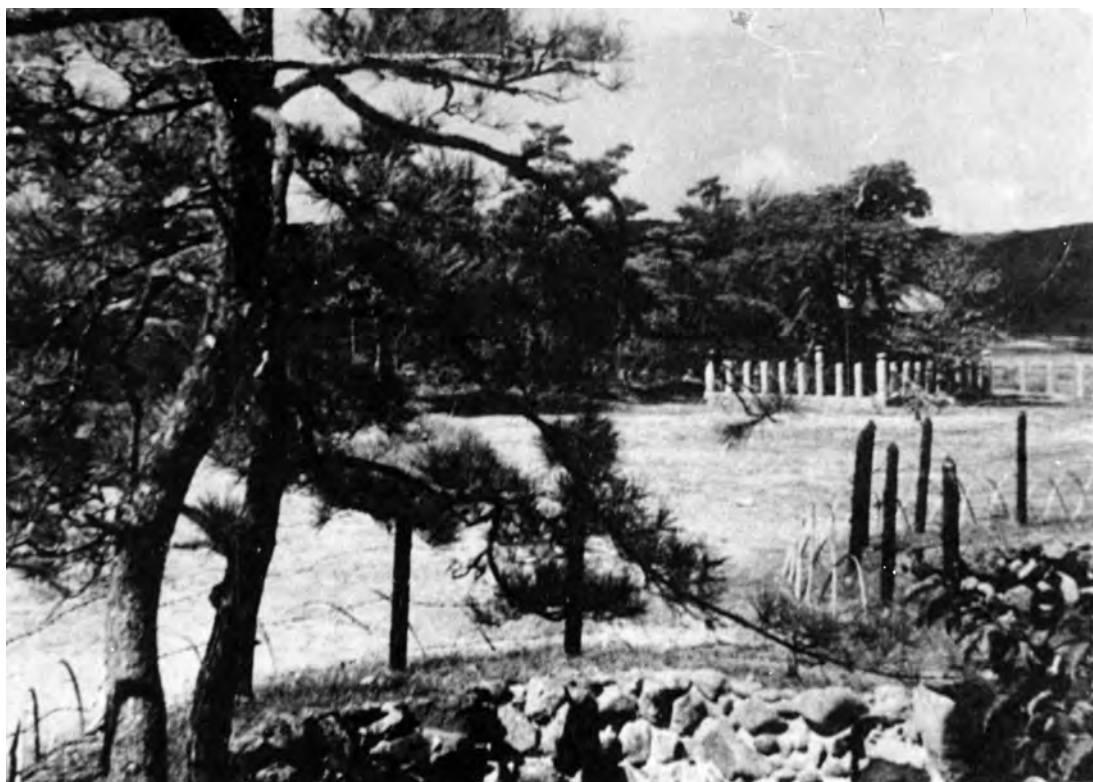
三木城跡伝天守台（撮影年不詳）新たな別所長治及び一族の歌碑が見える



別所長治公辞世の歌碑（昭和 30 年）



別所長治公辞世の歌碑（撮影年不詳）



かんかん井戸を望む（昭和 13 年）



三木城内抜け井戸（大正 2 年）



かんかん井戸（昭和 30 年）



雲龍寺全景（昭和 13 年）



雲龍寺を望む（昭和 12 年）



三木市宿原から与呂木の田園地帯（天正 6 年、別所方と羽柴方の激戦地）を望む（撮影年不詳）中央下は常厳寺（宿原）



三木城跡より久留美方面を望む（昭和 13 年頃）



三木城跡より平田・大村・加佐方面を望む（昭和 20 年）天正 7 年 9 月、兵糧搬入をめぐって別所方と羽柴方による戦が行われた場所。左側の中央やや上の田園地帯の中にポツンと別所方の部将淡河弾正が戦の最中に自害した場所と伝えられる「八幡の森」が見える。

3 関連文化財



三木合戦軍図三幅一対（模写図：天保12年）

史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画書

発行日 平成 27 年（2015） 3 月 31 日

編集・発行 三木市教育委員会

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10－30

印 刷 小野高速印刷株式会社

〒670-0933 姫路市平野町 62

